

(仮称)千葉県子ども・子育て支援プラン2020 計画案

第2期千葉県子ども・子育て支援事業支援計画
新 千葉県次世代育成支援行動計画（後期計画）

R1. 12. 25 時点

千葉県
令和2年3月

(仮称)千葉県子ども・子育て支援プラン2020 計画案

第2期千葉県子ども・子育て支援事業支援計画
新 千葉県次世代育成支援行動計画（後期計画）

R1. 12. 25 時点

千葉県
令和2年3月



目 次

第 1 章 プラン策定にあたって	
第 2 章 少子化等の現状及び課題	
第 3 章 プランの基本的事項	
第 4 章 具体的施策の展開	
I 安心して妊娠・出産し、ゆとりをもって子どもを育てられる環境づくり	
1 次代の親となる子ども・若者の育成と支援	
① 次代の親の育成	
② 結婚や妊娠・出産の希望をかなえるための支援	
③ 若者の自立・就労支援	
2 健康で安心な妊娠・出産・子育ての環境づくりと負担の軽減	
① 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援	
② 安心して妊娠・出産できる環境づくり	
③ 経済的負担の軽減	
④ ひとり親家庭等の自立支援の推進	
3 仕事と子育ての両立の推進	
① ワーク・ライフ・バランスの推進	
② 男女が協力して子育てできる環境づくり	
II 子どもが愛情に包まれて健やかに成長し、自立できる環境づくり	
4 子どもの健康の保持・増進	
① 小児医療体制の整備	
② 子どもの保健対策の充実	
③ 食育の推進	
5 子どもの生きる力を支える教育の推進	
① 就学前の子どもの教育・保育の充実	
② 学ぶ力の向上、健康・体力づくりの推進	
③ よりよく生きるための道徳教育の充実	
6 子どもの権利擁護の推進	
① 人権教育の推進	
② 児童虐待防止対策の充実	
③ 社会的養育の推進	
④ いじめ防止対策の推進	

7	きめ細やかな対応が必要な家庭・子どもへの支援
①	子どもの貧困対策の推進
②	障害のある子どもへの支援
Ⅲ	地域全体で、子育てを応援し、子どもを守る環境づくり
8	地域における子育て支援サービスの充実
①	保育所等の整備促進と質の向上
②	保育人材の確保と資質の向上
③	多様な子育て支援サービスの充実
④	小学生の放課後対応の充実
⑤	企業参画による子育て支援
9	安全で安心して子育てできる環境の整備
①	安心して子育てできる環境の整備
②	子どもを犯罪や事故から守る対策の推進
③	情報化社会への対応
④	地域の力を活用した子育て支援の充実

第5章 子ども・子育て支援新制度の推進

第6章 施策推進の目標

教育・保育の提供体制の確保に係る市町村(区域)別一覧

用語解説

資料編

資料1	計画策定の体制
資料2	計画策定の経緯
資料3	千葉県子ども・子育て会議委員名簿
資料4	次世代育成支援対策千葉県協議会構成団体等一覧

※ 「子供」の表記について

固有名詞を除き、この計画では、根拠法である子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づき「子ども」と表記します。

第1章 プラン策定にあたって

1 プラン策定の趣旨

人口減少・少子高齢化の進展、核家族化や共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化など、子育て環境が大きく変化しています。

少子化傾向に歯止めをかけ、千葉の未来、日本の未来を担う子どもたちを育成するためには、子どもの成長に応じて変わる子育て支援のニーズに対応し、安心して子どもを生み、育てることができる環境づくりに社会全体で取り組むことが必要です。

県では、これまで、次世代育成支援対策推進法（平成17年4月施行）に基づき、平成17年3月に千葉県次世代育成支援行動計画を策定し、平成21年度までを前期計画、平成26年度までを後期計画として取組を進め、さらに、次世代育成支援対策推進法の改正（平成26年4月）により、同法の有効期限が10年間延長されたことに伴い、平成27年11月に「新 千葉県次世代育成支援行動計画（前期計画）」を策定し、次世代育成支援に関する取組を進めてきたところです。

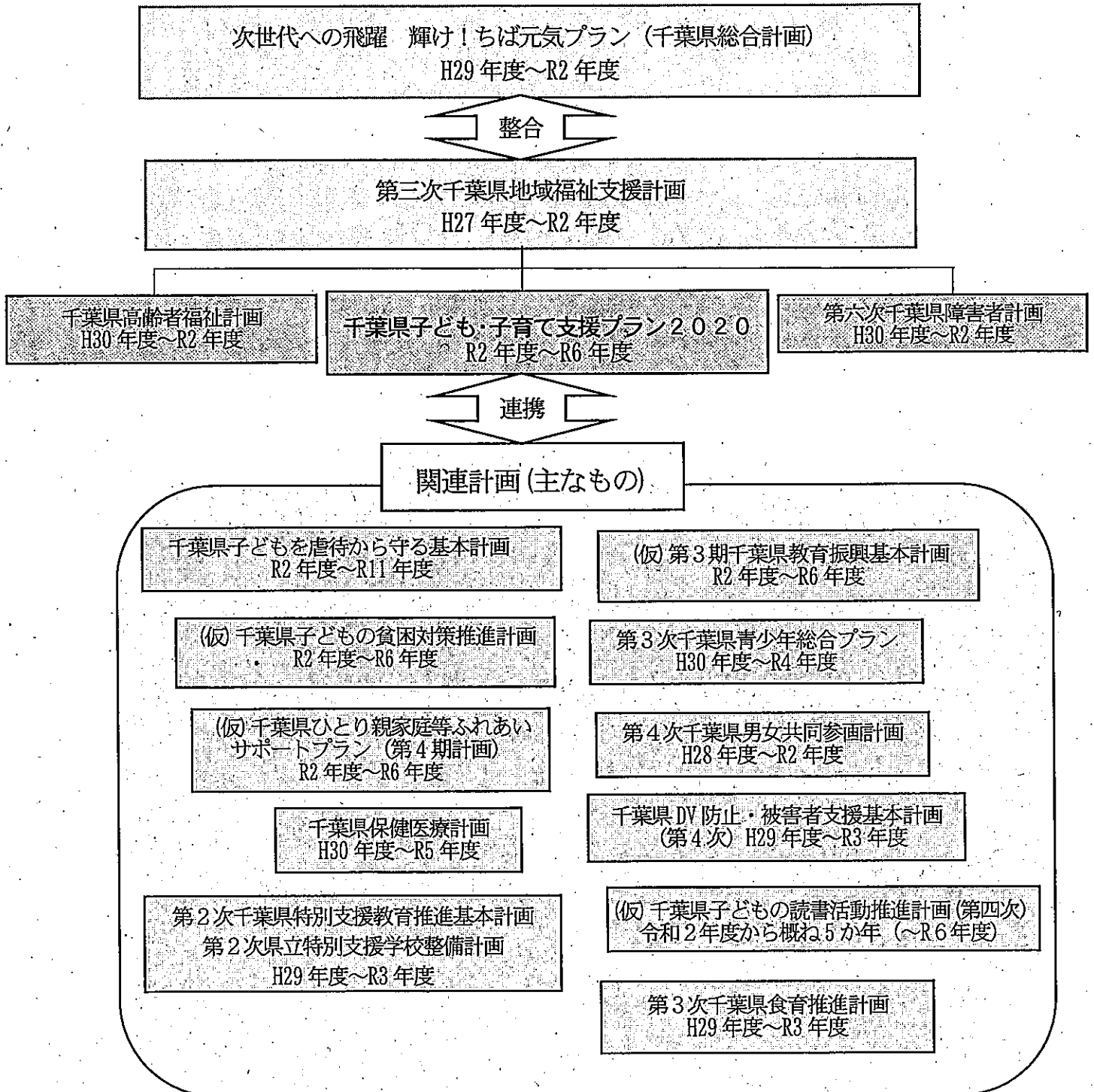
また、平成24年8月に、子ども・子育て支援法をはじめとする子ども・子育て関連3法が制定され、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月に施行され、県では、「子ども・子育て支援新制度」の実施主体である市町村を広域的・専門的立場から支援する「千葉県子ども・子育て支援事業支援計画」を平成27年3月に策定（平成29年度中間見直し）し、取組を進めてきたところです。

このような中、国においては「新・放課後子ども総合プラン」策定（平成30年9月公表）や児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しのほか、幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正（令和元年10月施行）に伴い、国の子ども・子育て支援法に基づく基本指針及び次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針が改正されました。

県では、引き続き、関係機関、団体、民間事業者等が一体となって子ども・子育て支援施策及び次世代育成支援対策を総合的かつ計画的に取り組んでいくため、本プランを子ども・子育て支援法に基づく計画（「千葉県子ども・子育て支援事業支援計画」）及び次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画（「千葉県次世代育成支援対策行動計画」）を継承する一体的な計画として、「千葉県子ども・子育て支援プラン2020」を策定することとしました。

2 プランの位置づけ

子ども・子育て支援法第62条第1項の規定による県の子ども・子育て支援事業支援計画及び次世代育成支援対策推進法第9条の規定による県の行動計画を「千葉県子ども・子育て支援プラン2020」として、一体的に策定するものであり、「次世代への飛躍 輝け!ちば元気プラン」や「第三次千葉県地域福祉支援計画」をはじめ、県の関連諸計画との整合を図ります。



3 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

4 達成状況の点検・評価、見直し

本プランは、毎年度、プランに基づく施策の実施状況などを点検・評価の上、公表することとします。また、プランの3年目（令和4年度）を目安として見直しを行うほか、社会情勢の変化等により実態とのかい離が生じた場合においては、必要に応じて随時見直しを実施していきます。

5 プランにおける定義

(1) 「子ども・若者」

このプランが対象とする「子ども・若者」は、特にただし書きがない限り、乳幼児、児童、生徒、青少年から自立して生計を営む前の若者まで幅広く含んだ概念として使っています。

(2) 「親」

このプランが対象とする「親」では、妊娠している段階から子育てが始まっていると捉え、妊娠中から子育て中の保護者を含めた概念として使っています。

(3) 「地域」

このプランが対象とする「地域」は、ベビーカーを押して行ける程度の生活圏における「身近な他人による支え合い」共同体を基本に、さらに働く場を含めた概念として使っています。

6 市町村との連携

子ども・子育て支援施策及び次世代育成支援対策は、児童福祉、母子保健、教育、住宅等の各分野にまたがるものであり、関係部局が連携して、部局横断的に取り組むことが必要です。その上で、県と市町村が連携・協働して、県民をはじめ、関係機関、団体、民間事業者等と一体となって取り組むことが重要です。

○県の役割

県は、子ども・子育て支援施策及び次世代育成支援対策を進めるに当たって、市町村の主体性・地域性を尊重し、市町村の実情に応じた必要な支援を行います。

- ・市町村が取り組む、子ども・子育て支援施策及び次世代育成支援対策推進のための基盤整備

- ・市町村の圏域を越えて広域的に取り組むべき事業や市町村での対応が困難な技術的・専門的に取り組むべき事業の実施、広域的な観点からの市町村間の調整
 - ・先駆的・モデル的に実施すべき事業
 - ・地域における子ども・子育て支援施策や次世代育成支援対策の推進に向けた人材育成・資質向上
 - ・民間団体、事業主等が子ども・子育て支援施策や次世代育成支援対策の推進に向けて実施する事業の支援
- などを行います。

○市町村の役割

住民にもっとも身近な自治体として市町村は、子ども・子育て支援施策や次世代育成支援対策の中心的な実施主体として、住民の多様なニーズを把握し、そのニーズを踏まえ、各施策を推進する必要があります。

- ・市町村圏域内の地域における子ども・子育て支援施策や次世代育成支援対策の推進
- ・住民が利用しやすい子育て支援サービスや環境の整備
- ・地域における子ども・子育て支援施策や次世代育成支援対策の推進に向けた人材育成・資質向上
- ・民間団体や事業主等が子ども・子育て支援施策や次世代育成支援対策の推進に向けて実施する事業の支援

などを推進することが期待されます。

○県と市町村との連携の確保に向けて

- ・市町村が地域の実情に応じた取組や創意工夫が図れるよう、必要な情報の提供や情報共有に努めるとともに、市町村における取組を支援します。
- ・市町村と協働して、地域住民のニーズや地域の課題の把握に努めます。
- ・先駆的な事業やモデルとなる事業を積極的に支援するとともに、県内広域的に行うべき事業を実施します。
- ・市町村間で調整が必要な事項については県で調整を行います。
- ・国・県・市町村それぞれの役割分担を踏まえ、国における取組が必要なものについて、制度の創設や財源措置などを国へ要望します。

第2章 少子化等の現状及び課題

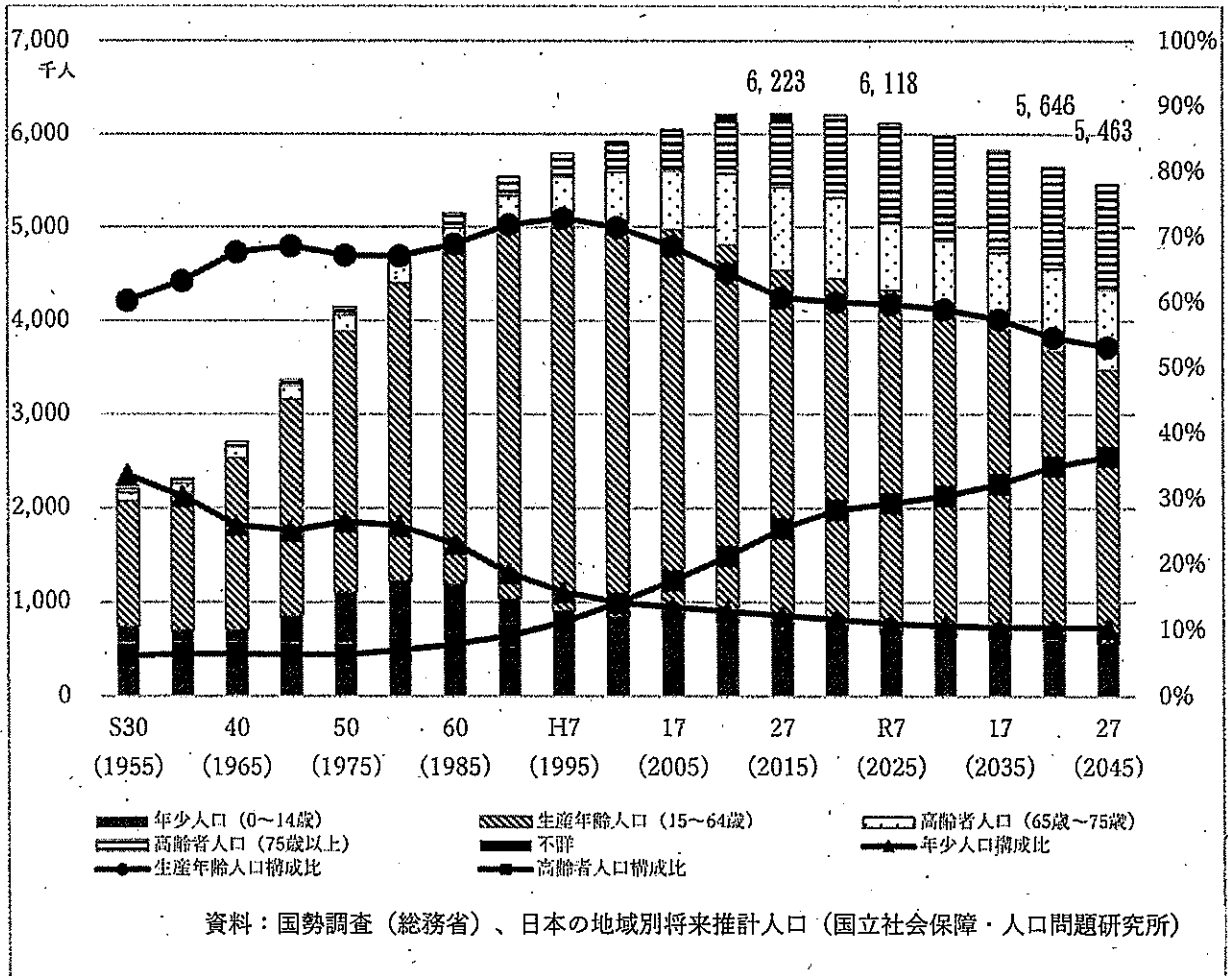
○ 千葉県の将来人口推計

我が国では、人口減少が進む中、千葉県の人口は平成27年（2015年）で約622万3千人で全国人口の4.9%を占め、全国で6番目に多くなっています。

しかしながら、千葉県の将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所によると、令和7年（2025年）には611万8千人、令和22年（2040年）には564万6千人、令和27年（2045年）には546万3千人になると推測されており、人口が減少していくことが見込まれています。

また、今後の人口を年齢区分別にみると、年少人口（14歳以下）や生産年齢人口（15歳～64歳）が減少する一方で高齢者人口（65歳～75歳以下）は増加すると見込まれています。

図1 人口及び年齢区分別の構成比の推移【千葉県】

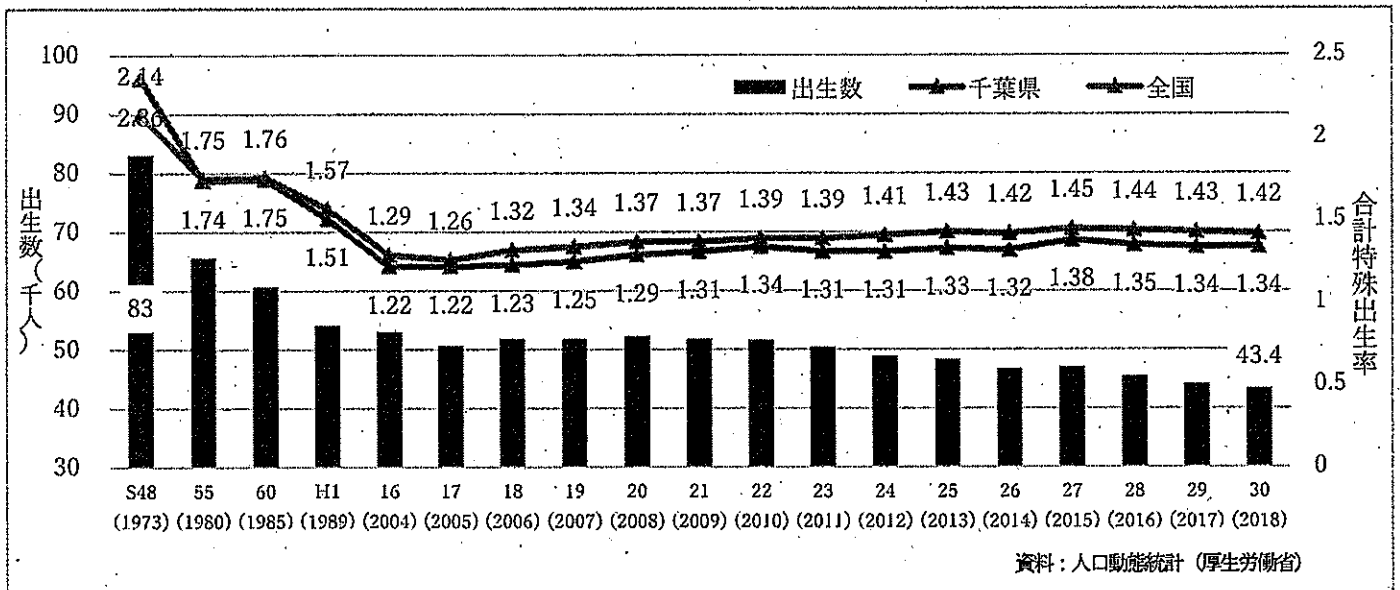


○ 少子化の進行

本県の出生数は、第二次ベビーブームのさなかの昭和48年(1973年)の8万2,960人をピークに減少傾向が続き、2018年には4万3,404人となっています。

合計特殊出生率(一人の女性が一生の間に生む子どもの数の推計値)は、昭和51年(1976年)に2.0を下回り、昭和60年(1985年)以降は全国平均を下回っています。平成30年(2018年)は1.34(全国1.42)であり、依然として少子化傾向に歯止めはかかっていません。

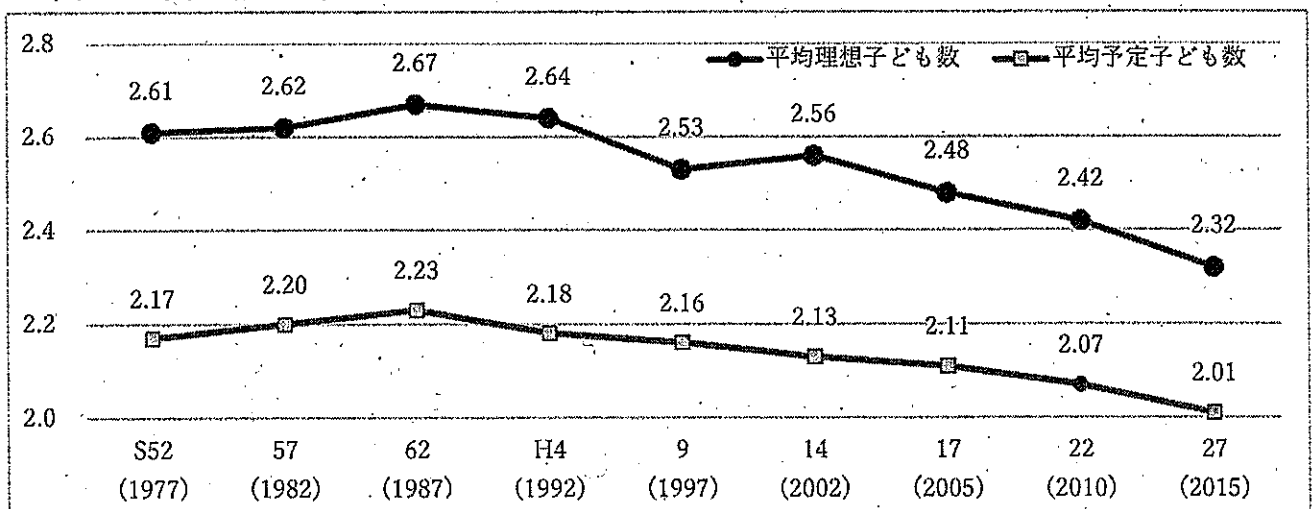
図2 出生数と合計特殊出生率の推移【全国・千葉県】



○ 理想子ども数、予定子ども数ともに減少傾向

国立社会保障・人口問題研究所が平成27年(2015年)に実施した調査によれば、夫婦にたずねた理想的な子ども数は、前回調査2.42人を下回り2.32人となりました。また、夫婦が実際に持つ予定の子ども数も昭和62年(1987年)以降、減少傾向が続いています。

図3 出生動向基本調査による平均理想子ども数、および平均予定子ども数の推移【全国】



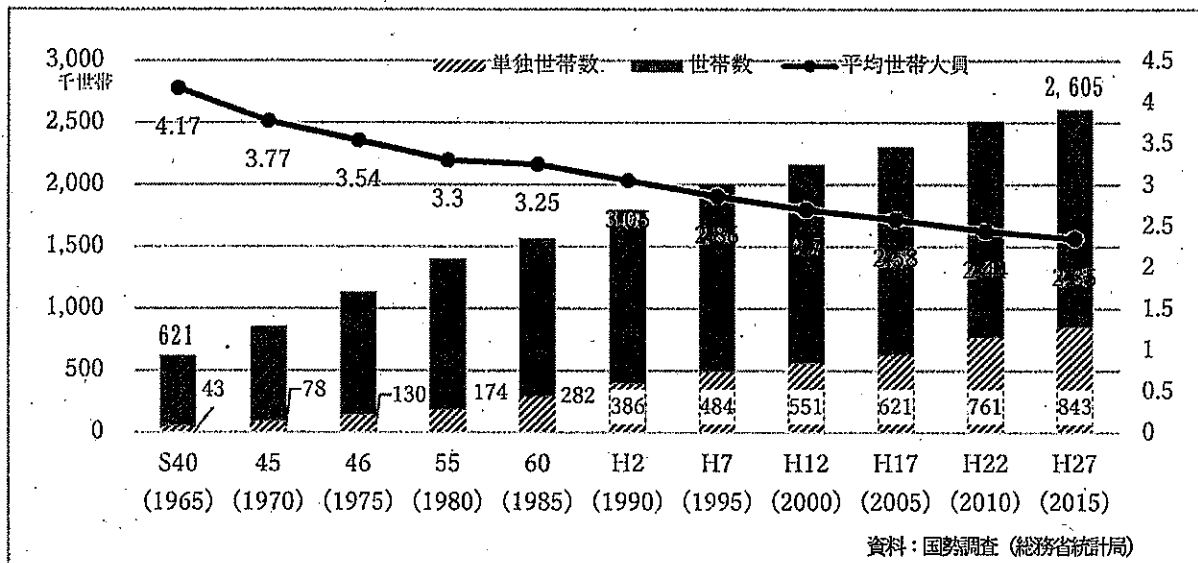
資料: 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(夫婦調査)」(平成27年)

○ 世帯の小規模化の進展

昭和40年（1965年）には、本県の平均世帯人員は4.17人で、世帯数は約62万1千世帯、単独世帯数は約4万3千世帯で、単独世帯の占める割合は約7%でした。

以降、平均世帯人員の減少と単独世帯数の増加が進み、平成27年（2015年）には平均世帯人員2.35人、世帯数は約260万5千世帯、単独世帯数は約84万3千世帯となり、全世帯の約32%は単独世帯となっています。

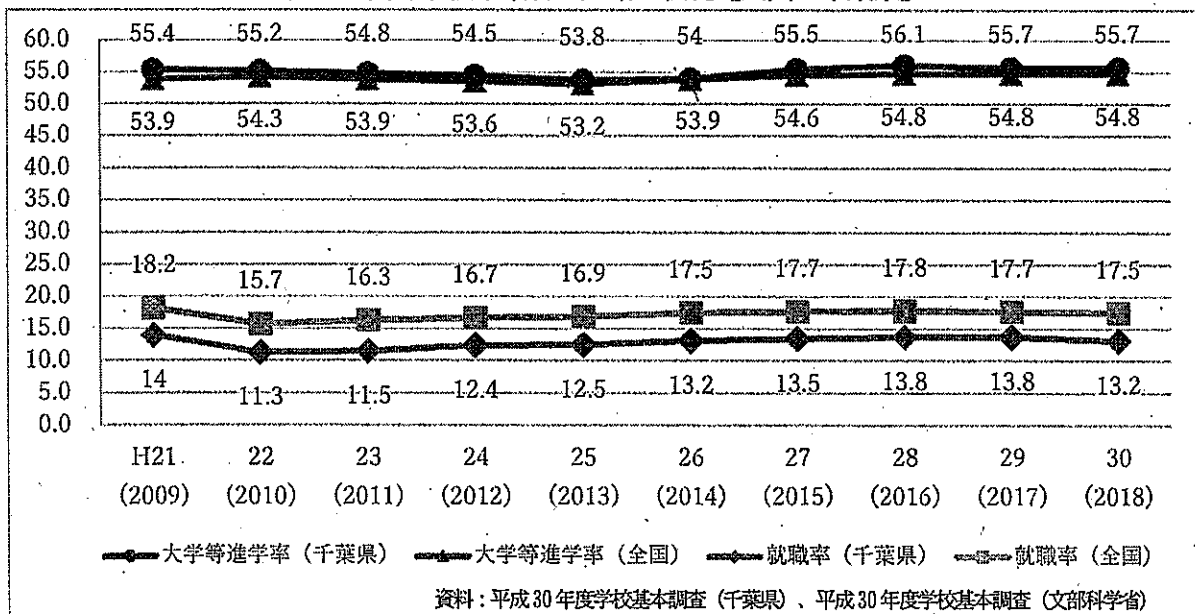
図4 平均世帯人員及び世帯数の推移【千葉県】



○ 高校卒業後の進路状況

本県の平成30年（2018年）3月の高等学校卒業者は4万9,149人で、大学等進学率は55.7%、就職率が13.2%となっています。大学進学率、就職率は、近年横ばい傾向にあります。

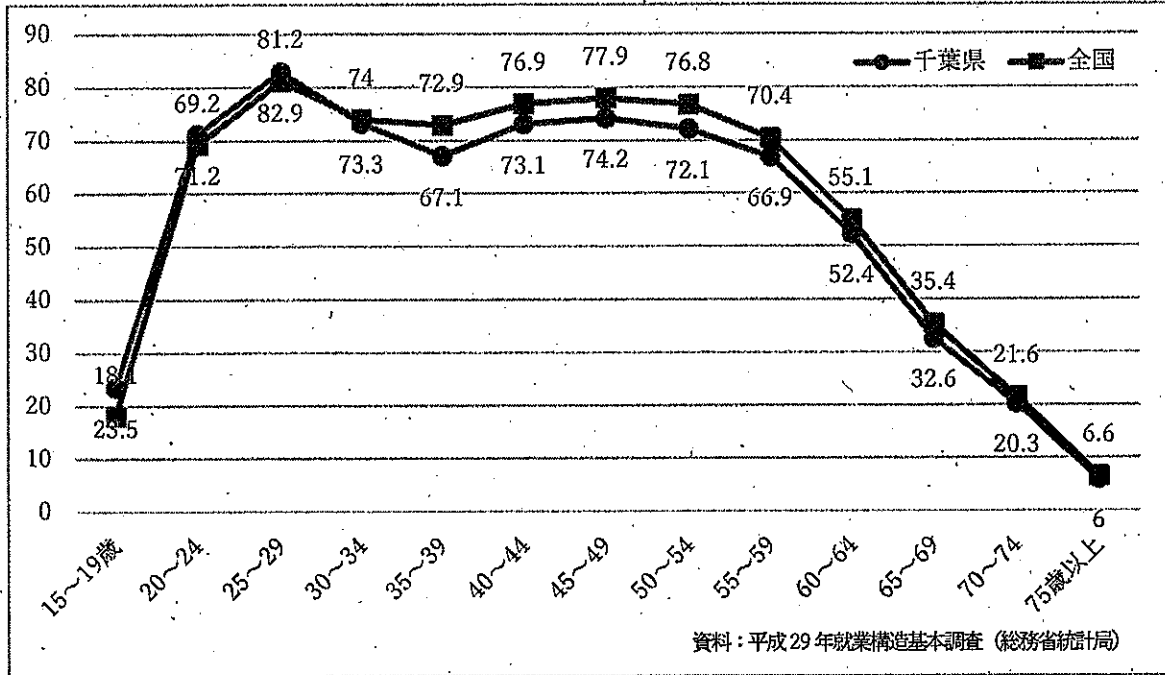
図5 高等学校卒業者の進路の状況【全国・千葉県】



○ 女性の年齢階級別有業率

女性は、出産・子育て期に離職することが多く、女性の有業率年齢階級別に見ると本県における35～39歳の女性の有業率が67.1%であるように、35～39歳で谷となり、20歳代後半と40歳代後半が山になるM字型カーブを示しています。

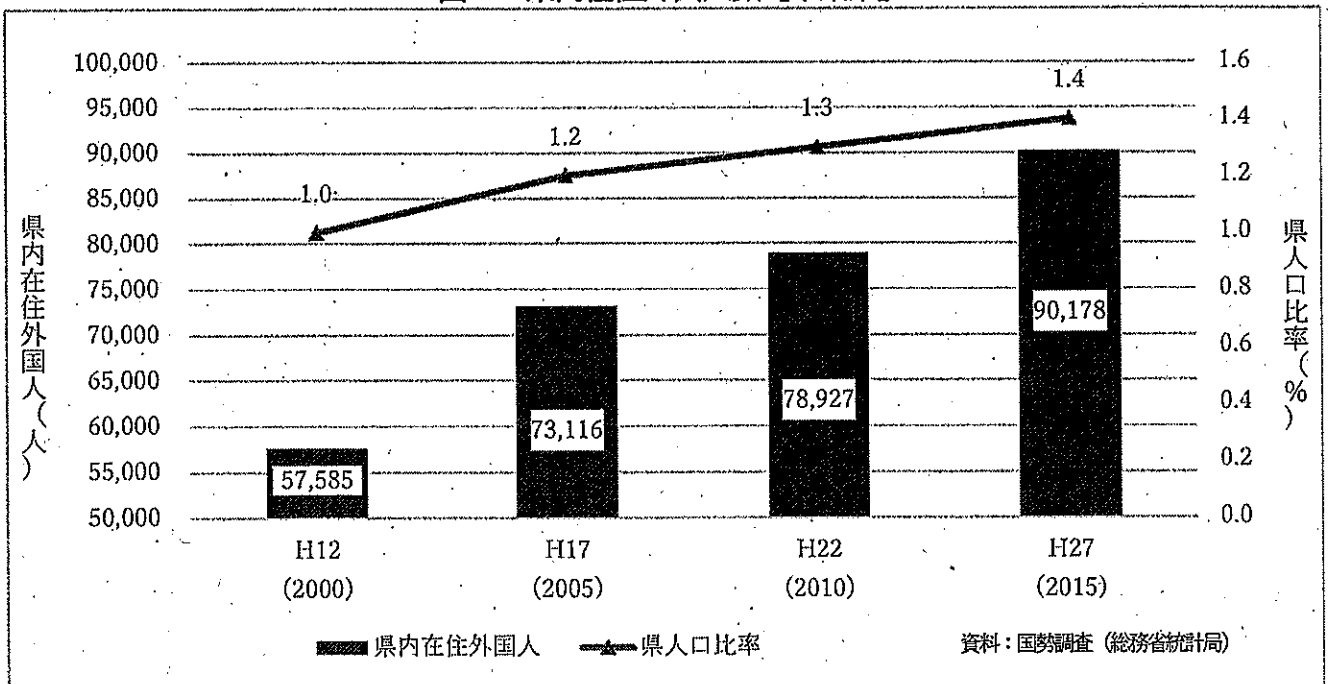
図6 女性の年齢階級別有業率【全国・千葉県】



○ 県内在住の外国人数

平成27年（2015年）の県内外国人数は9万178人であり、平成22年（2010年）に比べて1万1,251人増加し、県人口の1.4%を占めており、増加傾向となっています。

図7 県内在住外国人数【千葉県】



○少子化のもたらす影響

少子化のもたらす影響は、経済面では、労働力人口の減少と経済成長への影響などが懸念されます。また、家族の形態の変容や地域社会の変容など様々な面で懸念されています。将来にわたり、持続的な経済と地域社会の発展を実現するためには、SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）*の理念を踏まえつつ、関係機関が連携して、子ども・子育て支援施策及び次世代育成支援施策を総合的かつ計画的に取り組んでいくことが必要です。

* SDGs：2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの政策目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成される。

第3章 プランの基本的事項

1 基本理念

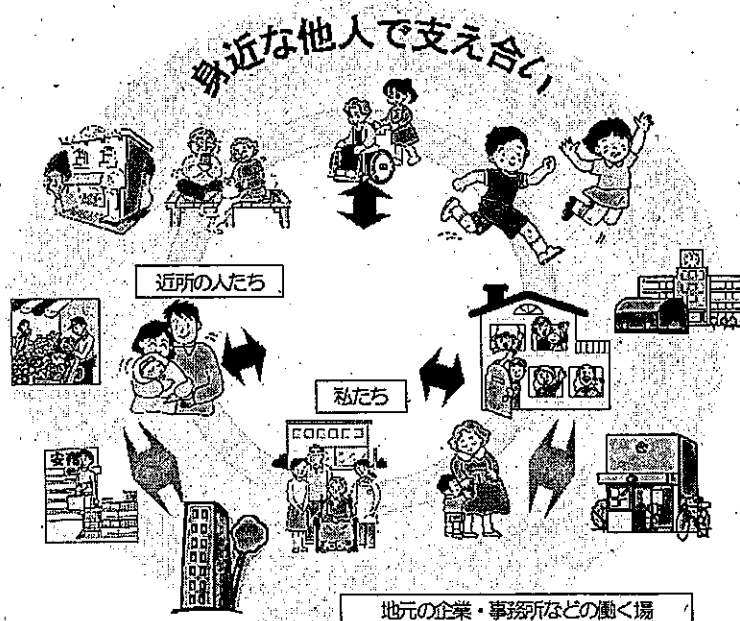
子どもは地域の宝 すべての子どもと子育て家庭の育ちを 地域みんなで支える

私たちは「子どもを地域の宝として、すべての子どもと子育て家庭の育ちを地域みんなで支える」子育てを実現したいと考えています。具体的には、地域にいる人同士がお互いに顔見知りになって、子どもや子育て、あるいは地域のために輝いている自分に気づき、関わり合い、学び合い、皆が子どもを愛し、子どもは皆から愛されていると実感できるような、そんな地域社会の中で子育てを実現したいのです。

子育ての第一義的責任は、父母その他の保護者にあることは言うまでもありませんが、これに併せて、地域社会こそ、これから親になる人や子育て中の人や親として育つことを支えるという大きな責任を担っています。

また、「子は鎧（かすがい）」と言われるますが、文字通り、子どもが本来持つ魅力を存分に活用し、子どもを中心に、地域の人と人、異なった世代間をつないでいくことができるのです。子どもを同じ時代を生きる仲間として捉え、子ども自身が地域社会の一員として参加、参画していく機会が必要です。

【基本理念のイメージ】



2 基本的視点

基本理念の実現のために、3つの基本的視点を立て、取り組みます。

(1) 子ども一人ひとりの権利の尊重

子どもを権利の主体として、子どもの意見や意思を尊重し、子どもの幸せを第一に考え、子ども一人ひとりの利益が最大限に尊重されるよう配慮する視点

(2) すべての子どもと子育て家庭を支援

多様化する子育て家庭の生活実態や子育て支援に係るニーズに対応できるよう、柔軟かつ総合的に、すべての子どもと子育て家庭を支援していく視点

(3) 地域全体で支える子育て

子育てに関する専門的知識を持つ人材ばかりでなく、地域への貢献を希望する高齢者等様々な人々が地域の担い手となり、地域全体で子どもの成長を支えていく視点

(1) 子ども一人ひとりの権利の尊重

「子どもの権利」は、すべての子どもが有するものであり、平成6年に日本が批准した「児童の権利に関する条約」では、大人と同様ひとりの人間としての人権を認め、子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利の4つの権利を守るよう定めています。

平成28年には児童福祉法において子どもが権利の主体として位置付けられ、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべての児童が適切に養育され、その生活が保障されること、心身の健やかな成長・発達や自立等が保障されること等の権利を有することが明確化されました。

様々な施策の中で、子どもを権利の客体として捉えるだけでなく、権利の主体として尊重するとともに、子ども自身が自分にはかけがいのない存在であると感じ、自立していけるよう、子どもの意見や意思を尊重するための取組を進めることが必要です。

子どもを一人の人間として尊重し、子どもにとって何が一番よいか、子どもの幸せを第一に考え、子ども一人ひとりにとっての利益が最大限に尊重されるよう配慮し、子ども自身が生まれてよかったと思える環境づくりが重要です。

(2) すべての子どもと子育て家庭を支援

人は一人ひとり違った環境で生まれ育ち、個々の家庭を取り巻く状況もそれぞれです。国際化の進展により、多文化、多国籍化が進んでいます。子どもの最善の利益を基本として、それぞれの子どもの抱える背景の多様化等の状況に十分に対応できるよう、きめ細やかな支援体制をつくる必要があります。

また、核家族化の進展、女性の社会進出、価値観の多様化等に伴い、子育て家庭の

生活実態や子育て支援に係るニーズも多様化しています。

多様なニーズに対応できるように、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題も踏まえ、子育て家庭の視点に立って、すべての子どもと子育て家庭を柔軟かつ総合的に支援する取組を進めていくことが必要です。

(3) 地域全体で支える子育て

少子化・核家族化の進展とともに、孤立感や閉塞感で行き場のない子育てをしている親たちを支える必要があります。特に、子育て等に関する知恵、技術の伝承がなく、親としてのモデルをもっていない親の子育てに対する不安や負担を解消するため、子育てを孤立化させない取組や、支え合いの場を身近に用意することが必要です。

幼稚園教諭や保育士といった子育てに関する専門的知識を持つ人材ばかりでなく、子育て活動を行うNPO、子育てサークル、自治会をはじめとする様々な地域活動団体、社会福祉協議会や障害者等に対するサービスを提供する民間事業者のほか、地域への貢献を希望する高齢者や育児経験豊かな主婦等の様々な人々が地域の担い手となり、すべての子どもと子育て家庭を支援していくことが必要です。

地域が抱える課題を地域住民がそれぞれ持つ力を持ち寄り、互いに支え合い、安心して暮らせるよう、地域住民自らが主体となった取組が必要です。

福祉の枠を越え、住宅や道路、就労、教育、環境、観光など、様々な分野が互いに連携し、次世代育成支援の取組を進めていく必要があります。

～私たちの目指す社会～

子ども・若者

- ・ すべての子どもが社会の一員として尊重され、生まれてよかったと思える社会。
- ・ 地域社会での様々な活動に参画し、生命の大切さ、家庭を築くことの大切さの理解を深め、自立した若者へ成長できる社会。
- ・ 個々のニーズに即した支援策を選択できる社会。

親

- ・ 自己の価値観に即した生き方で、結婚や妊娠・出産、子育ての希望がかなえられる社会。
- ・ 安心して子どもを生み、子どもを育ててよかったと実感できる地域社会。
- ・ 子育ての喜びを共有できる家庭、地域が子育てをしているすべての家庭を応援する社会。

地域社会

- ・ 世代を超えて、いろいろな人たちが相互に関わり合いながら、子どもを地域の宝として、すべての子どもと子育て家庭の育ちを地域のみんなで支える社会。

3 柱

基本的視点に沿って、本計画で推進すべき3つの柱を次のとおり定めます。

I 安心して妊娠・出産し、ゆとりをもって子どもを育てられる環境づくり

II 子どもが愛情に包まれて、健やかに成長し、自立できる環境づくり

III 地域全体で子育てを応援し、子どもを守る環境づくり

I 安心して妊娠・出産し、ゆとりをもって子どもを育てられる環境づくり

- 子どもを生み育てることの意義や家庭の役割について学ぶ機会の充実等を図り、次代の親を育成するとともに、子どもや若者が社会的にも経済的にも自立した生活を送ることができるよう支援します。
- 結婚や妊娠・出産の希望をかなえるため、各ライフステージに応じた支援を行います。
- 母子共に健康で安心して子育てできるよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の構築のほか、母子保健体制や周産期医療体制の充実に努めます。
- 子育て世帯にとって負担となっている教育費や医療費の経済的負担の軽減等を図るとともに、ひとり親家庭等が自立した生活ができるよう支援します。
- ワーク・ライフ・バランスの推進等により、仕事と生活のバランスの取れた働き方の実現を目指します。

II 子どもが愛情に包まれて、健やかに成長し、自立できる環境づくり

- 子どもの心と体の健やかな成長が守られるよう、小児医療体制の整備や子どもの保健対策の充実、食育の推進を図ります。
- 子どもが自立した若者へと成長できるよう、人間形成の基盤となる教育・保育の充実を図るとともに、学ぶ力の向上や健康・体力づくりの推進、道徳教育の充実を図ります。
- 人権教育を推進するとともに、いじめ防止対策の推進を図ります。
- 児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応のため、児童相談所の体制強化、関係機関との円滑な連携体制構築のほか、地域全体で子育て家庭を見守る仕組みづくりを進めます。また、家庭における養育が困難な児童については、里親委託等を推進します。
- 子どもの現在及び将来が生まれ育った環境に左右されないために、子どもの貧困対策の総合的な推進を図ります。
- 障害のある子どもが、ライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、地域における療育支援体制の構築を図ります。また、障害のある子どもの家族が問題を抱えこむことがないように、在宅支援の推進を図ります。

Ⅲ 地域全体で子育てを応援し、子どもを守る環境づくり

- 待機児童の解消に向け、保育所整備等を促進するとともに、保育サービスの質の向上を図ります。また、保育現場で働く人材を確保するとともに、保育士等の資質の向上に取り組めます。
- 多様な子育て支援サービスや小学生の放課後対応の充実を図るとともに、企業との連携により、社会全体で子育てを支援する気運の醸成を図ります。
- 居住環境の整備やバリアフリー化の推進を図り、安心して子育てできる環境の整備を進めます。
- 犯罪や事故から子どもを守るための取組を推進するとともに、進展する情報化社会の中で、インターネットのトラブルから子どもを守るための取組を推進します。
- 子育て中の家庭が孤立することなく、安心して子育てができるよう、地域の力を活用し、地域全体で子育てを支援する意識の高揚を図ります。また、地域の子育て支援拠点等と連携し、地域の交流の場づくりを推進します。

4 プランの施策体系

基本理念

子どもは地域の宝 全ての子どもと子育て家庭の育ちを 地域みんなで支える

基本的視点

○ 子ども一人ひとりの権利の尊重

子どもを権利の主体として、子どもの意見や意思を尊重し、子どもの幸せを第一に考え、子ども一人ひとりの利益が最大限に尊重されるよう配慮する視点

○ 全ての子どもと子育て家庭を支援

多様化する子育て家庭の生活実態や子育て支援に係るニーズに対応できるよう、柔軟かつ総合的に、全ての子どもと子育て家庭を支援していく視点

○ 地域全体で支える子育て

子育てに関する専門的知識を持つ人材ばかりでなく、地域への貢献を希望する高齢者等様々な人々が 地域の担い手となり、地域全体で子どもの成長を支えていく視点

3つの柱

I 安心して
妊娠・出産し、
ゆとりをもって、
子どもを育てられる
環境づくり

II 子どもが愛情に
包まれて健やかに
成長し、自立できる
環境づくり

III 地域全体で、
子育てを応援し、
子どもを守る
環境づくり

【柱】

【施策の柱】

【施策の方向性】

I
 安心して
 妊娠・出産し、
 ゆとりをもって
 子どもを
 育てられる
 環境づくり

1 次代の親となる子ども・
若者の育成と支援

- ①次代の親の育成
- ②結婚や妊娠・出産の希望をかなえるための支援
- ③若者の自立・就労支援

2 健康で安心な妊娠・出産・
子育ての環境づくりと
負担の軽減

- ①妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援
- ②安心して妊娠・出産できる環境づくり
- ③経済的負担の軽減
- ④ひとり親家庭等の自立支援の推進

3 仕事と子育ての両立の
推進

- ①ワーク・ライフ・バランスの推進
- ②男女が協力して子育てできる環境づくり

II
 子どもが
 愛情に包まれて
 健やかに
 成長し、
 自立できる
 環境づくり

4 子どもの健康の保持・増進

- ①小児医療体制の整備
- ②子どもの保健対策の充実
- ③食育の推進

5 子どもの生きる力を
支える教育の推進

- ①就学前の子どもの教育・保育の充実
- ②学ぶ力の向上、健康・体力づくりの推進
- ③よりよく生きるための道徳教育の充実

6 子どもの権利擁護の推進

- ①人権教育の推進
- ②児童虐待防止対策の充実
- ③社会的養育の推進
- ④いじめ防止対策の推進

7 きめ細やかな対応が
必要な家庭・子どもへの
支援

- ①子どもの貧困対策の推進
- ②障害のある子どもへの支援

III
 地域全体で、
 子育てを応援し、
 子どもを守る
 環境づくり

8 地域における子育て
支援サービスの充実

- ①保育所等の整備促進と質の向上
- ②保育人材の確保と資質の向上
- ③多様な子育て支援サービスの充実
- ④小学生の放課後対応の充実
- ⑤企業参画による子育て支援

9 安全で安心して子育て
できる環境の整備

- ①安心して子育てできる環境の整備
- ②子どもを犯罪や事故から守る対策の推進
- ③情報化社会への対応
- ④地域力を活用した子育て支援の充実

第4章 具体的施策の展開

I-1-① 次代の親の育成

【現状と課題】

1 生命の大切さや家族の役割についての理解

かつては大家族の中で生命の大切さや生命を育むことを学ぶ機会がありましたが、最近では身近に小さい子どもが少なく、乳幼児と触れ合う機会が減少しています。

このため、学校や地域において、子どもが乳幼児と触れ合うことのできる機会を増やすとともに、子どもを生み育てることの喜びや意義、生命の尊さ、小さい子どもをいたわる気持ち、生命の継承の大切さ、家庭の役割の理解を深める取組や教育を推進し、次代を担う子どもを育てることのできる親を育成することが重要です。

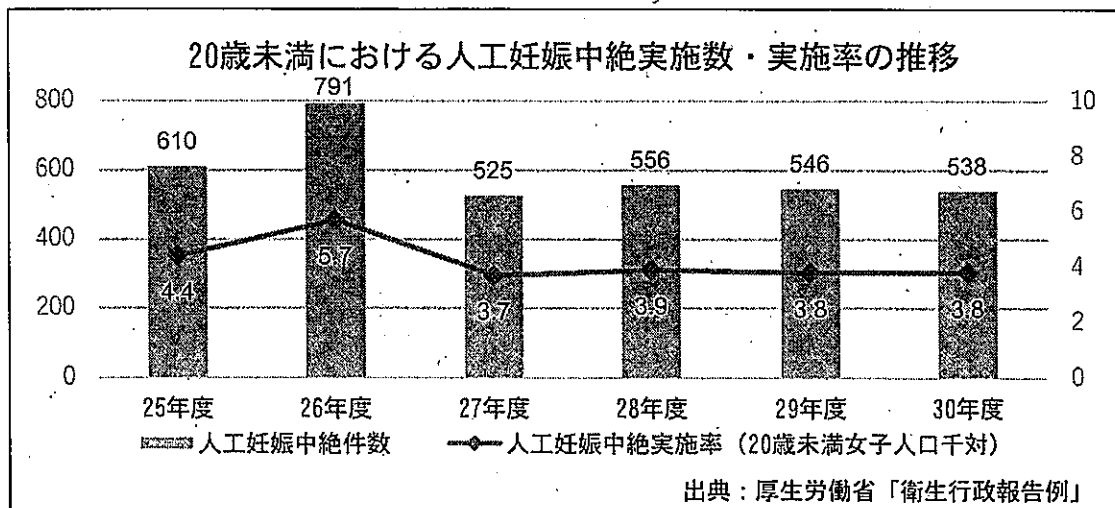
2 次代の親を育てる健康教育

20歳未満における人工妊娠中絶実施率は、平成27年度の3.7%からほぼ横ばいの傾向にありますが、20歳未満における人工妊娠中絶は母体への影響、特にその後の妊娠・出産への影響が大きいことから、性に関する正しい知識をしっかりと伝えていく必要があります。また、性感染症患者の低年齢化や過激なダイエット等による健康障害等も思春期世代の健全な心と体の育成にとって無視できない問題です。家庭と学校、地域が密接な連携を図り、子どもに対して思春期の性や健康に関する知識の普及・啓発を図ること、相談の場を提供すること、また、生命の尊さを教えることなど、思春期の心と身体の健全な成長を促すことが必要です。さらに、保護者をはじめ大人たちが、思春期の子どもの現状を理解し、大人としての接し方を考えることが重要です。

3 DVの防止

配偶者からの暴力[DV (Domestic Violence)]は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な役割分担意識など、男女が置かれてきた社会的・構造的な問題が背景である場合も少なくありません。DVの防止に向け、夫婦や恋人が互いに相手の人権を尊重し尊敬し合える関係を築けるよう、広報啓発や若者を対象とした予防教育が必要であるとともに、DV被害者等が、安全・平穏な生活を送れるよう、相談体制や生活再建支援の充実を図ることが必要です。

(関連データ)



(目標の設定)

目標項目	現状 (基準年度)	目標 (R6年度)
10代の人工妊娠中絶実施率 (20歳未満女子人口千対)	3.8 (H30年度)	減少

【施策の方向と具体策】

- 1 子育てについて学ぶ機会の充実を図ります。
中学生や高校生が、育児への理解や関心を高めるとともに、子育てにおける家庭の役割や、子育ての意義等について学ぶ機会の充実を図ります。
- 2 心を豊かにする教育の推進をします。
子どもたちに生活体験や自然体験などの体験活動の機会を多く提供し、学校教育、家庭教育、地域社会での活動の中で子どもたちの他人を思いやる優しさ、お互いの人格を尊重し個性を認め合う心を養います。
- 3 思春期保健対策を推進します。
 - ① 県や市町村において、思春期の子どもやその保護者を対象に、人工妊娠中絶、エイズ・性感染症、薬物、飲酒、喫煙、食習慣などに関する健康教育を実施し、それらに関する正しい知識の普及に努めるとともに、思春期の心の問題に対して、健康相談を実施するなど、思春期の子どもやその家族を支援します。
 - ② 学校において、思春期保健対策を推進するため、保健所、専門家との連携を進めるとともに、児童生徒の発達段階や受容能力に配慮して性教育を行います。
- 4 DV防止のため、県民一人一人に対する広報・啓発の充実を図ります。
DV防止のため、県民一人一人への意識啓発や若者を対象としたDV予防教育を推進します。
- 5 DV被害者等が安心して安全・平穏な生活が送れるよう支援します。
 - ① 女性サポートセンターを中核とした配偶者暴力相談支援センターの機能強化に取り組み、児童虐待部門とも連携して相談体制や一時保護体制の充実を図ります。
 - ② 暴力から逃れた後に安心して生活を送れるよう、DV被害者等の状況に配慮した生活再建に向け、各種施策の充実を図ります。

事業名	事業の内容(担当課)
心の教育推進キャンペーン(再掲)	県内の学校において授業公開を実施するとともに、心の教育啓発ポスター・実践事例集を作成し、幼稚園・小・中学校・高等学校・特別支援学校に配付する。また、ポスターについては図案募集を全県下に実施する。 (教育庁学習指導課)

思春期保健相談事業	<p>○思春期保健講演会の開催 思春期の児童生徒やその家族等を対象に思春期特有の身体や性、食生活、こころの問題、喫煙防止等に関する知識の普及・啓発を図る。</p> <p>○思春期保健相談の実施 心身の様々な問題を抱える思春期の子どもと保護者を対象に精神科医師や公認心理士等による相談を実施する。 (児童家庭課)</p>
妊娠SOS相談事業 (再掲)	<p>予期しない妊娠など、様々な事情から妊娠出産に不安や悩みを抱える女性等からのSOSに対し、電話やメールでの相談に応じます。また、必要に応じて医療機関や子育て世代包括支援センターなどの支援機関へ同行し、相談支援を行います。 (児童家庭課)</p>
青少年を対象とする エイズ対策講習会の 開催	<p>青少年を対象にした性感染症（エイズを含む）に対する正しい知識を普及するため、講習会を学校等において開催する。 (疾病対策課)</p>
DV防止・被害者支 援対策	<p>DV相談カードの配置やDV防止キャンペーンの実施等により相談窓口等について県民への広報啓発を行うとともに、高校生等を対象としたDV予防セミナー等を実施する。また、複雑化、多様化する被害者の状況に応じ、女性サポートセンター、男女共同参画センター、各健康福祉センターの配偶者暴力相談支援センターでDV被害者の生活再建に向けた相談・支援を行う。 (男女共同参画課)</p>

1-1-② 結婚や妊娠・出産の希望をかなえるための支援

【現状と課題】

1 ライフデザインの形成

平成27年度から県内の大学等で開催している「人口減少等に関するセミナー」において実施したアンケートで、人口減少が社会全体や自分たちに与える影響について、「知らなかった」と回答する学生の割合が年々増えています。また、平成26年度から県内の大学で開催している「妊娠・出産・子育てに関する知識を普及するセミナー」において、平成30年度に実施したアンケートで「『結婚や子どもを持つなら何歳までに』など、将来の人生設計を考えていますか?」という質問に対し、「考えていない」と回答した学生が全体の42.2%となっています。このため、若い世代に対し、人口減少が社会に与える影響や自らの希望をかなえるためのライフデザインを考える契機となるような学習の機会を提供し、意識の醸成を図ることが必要です。

さらに、県民が結婚や妊娠・出産の希望をかなえられるよう、結婚から子育て期までの各ライフステージに応じた支援情報等を切れ目なく提供していくことが必要です。

2 妊娠・不妊に関する支援について

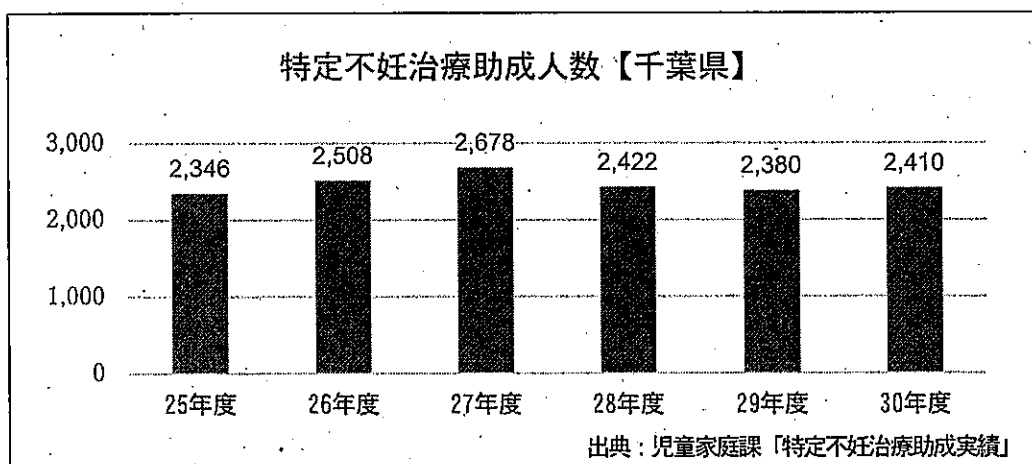
子どもを持つか持たないか、子どもの数、出産の時期や間隔は、第三者によって定められるものではなく、全てのカップルと個人が、自由にかつ責任をもって決定でき、そのための情報と手段を得ることができる権利があります。

子どもをほしいと望んでいるにも関わらず、子どもに恵まれず実際に不妊の検査や治療を受けたことがある（または現在受けている）夫婦は5.5組に1組となっており、働きながら不妊治療を受ける方も増加傾向にあるといわれております。また、厚生労働省が実施した調査によると、仕事と不妊治療との両立ができず、16%の方が離職しています。

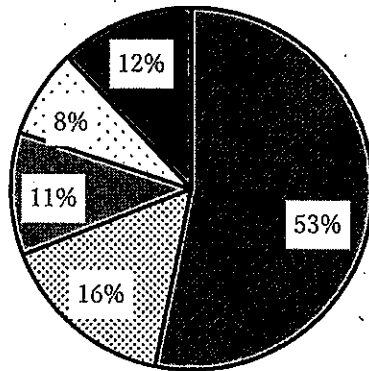
不妊治療は人工授精、体外受精、顕微授精には健康保険が適用されないことから、高額な治療費による経済的負担が重くなっています。また、身体的、精神的な負担も大きく、子どもを持つことを諦めざるを得ない夫婦も少なくありません。

不妊に悩んでいる夫婦に対する情報提供や相談体制、支援体制の充実・強化が求められています。

(関連データ)



仕事と不妊治療の両立状況



- 両立している
 両立できず不妊治療をやめた
 その他
 両立できず仕事を辞めた
 両立できず雇用形態を変えた

資料：平成29年度「不妊治療と仕事の両立に係る
諸問題についての総合的調査」（厚生労働省）

【施策の方向と具体策】

- ライフデザインを考える契機となるような学習の機会を提供します。
 - ① 大学等や自治体と連携・協力し、人口減少が社会に与える影響や人口減少社会における地域の産業等の実像を伝えることで、若い世代がライフデザインや人口減少問題を考えるきっかけとなるようなセミナーを開催します。
 - ② 大学と連携・協力し、妊娠・出産期に関する医学的・科学的な知識に加え、命の大切さや子育てに関する様々な知識などを提供するセミナーを開催します。
- 結婚から子育て期までの各種支援等に関する情報提供を行います。
スマートフォン用アプリを活用し、結婚や妊娠・出産、子育てまでのライフステージにある県民に対し、県や市町村が実施するイベントや、各種支援等に関する情報提供を行います。
- 不妊等に悩む方への支援を行います。
高額な医療費がかかる不妊治療への助成を行うとともに、不妊等に関する相談体制の充実に努めます。

事業名	事業の内容(担当課)
人口減少等に関するセミナー	人口減少を身近な問題として捉え、若い世代にライフデザインを考えるきっかけとしてもらうため、人口減少が与える地域社会への影響や、働き方の価値観の変化、多様性等についてのセミナーを県内の大学等において開催する。 (政策企画課)

妊娠・出産・子育てに関する知識を普及するセミナー	若い世代にライフデザインを考えるきっかけとしてもらうため、妊娠適齢期や高齢出産のリスクなど、妊娠・出産期に関する医学的・科学的な知識に加え、命の大切さや子育てに関する様々な知識などを提供するセミナーを県内の大学等において開催する。(子育て支援課)
ちば マイ スタイル ダイアリー事業	結婚から妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援として、県や市町村からの支援情報の提供等を行う、無料のスマートフォン用アプリを配信する。(子育て支援課)
特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)を受ける夫婦に対し、その医療費の一部を助成して経済的負担の軽減を図る。(児童家庭課)
不妊・不育相談事業	<p>○不妊・不育相談 不妊や不育(以下不妊等)に悩む方を対象に不妊等に関する医療面・精神面での相談や治療に関する情報提供を行う。</p> <p>○不妊相談従事者研修会の開催 健康福祉センター(保健所)等で治療費助成業務や相談業務に従事している職員に知識の普及を図るため研修会を開催する。</p> <p>○不妊講演会の開催 一般住民向け講習会を開催する。(児童家庭課)</p>

I-1-③ 若者の自立・就労支援

【現状と課題】

1 ニート・ひきこもり・不登校支援等

ニート、ひきこもりや不登校をはじめ、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者は、生育過程の中で様々な問題や課題に直面した経験がある場合が多く、例えば、貧困、児童虐待、いじめ等の問題が相互に影響し合っています。こうしたことから、様々な問題を複合的にとらえ、継続的かつ包括的に支援をする体制を整えていくことが必要です。

県では、平成24年1月に「千葉県子ども・若者支援協議会」を設置し、教育・福祉・雇用などの官民の関係機関・団体が情報を共有し、必要な取組の検討等を行っています。また、平成23年10月にひきこもり本人や家族が、最初にどこに相談したらよいかを明確にし、より支援に結びつきやすくするための第1次相談窓口である「千葉県ひきこもり地域支援センター」を、平成24年7月に子ども・若者の総合的な相談窓口である「千葉県子ども・若者総合相談センター（ライトハウスちば）」を設置し、相談体制の強化を図りました。

不登校支援については、平成29年2月に施行された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」を受け、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すことが求められています。県では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校に配置したり、不登校対策支援チームを子どもと親のサポートセンターに配置したりするなど、教育相談体制の充実に努めてきました。

引き続き、関係機関・団体が連携し、困難を有する子ども・若者への相談・支援体制の充実に努めていくことが求められています。

※不登校児童生徒とは、当該年度間に連続または断続して30日以上欠席した者のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくてもできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的な理由」によるものを除く。）を言う。

※ニートとは、Not in Education, Employment or Training の略（NEET）で、就業せず、求職活動もしていない人のうち、家事も通学もしていない15歳から34歳の人のことをいう。

※ひきこもりとは、様々な要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む修学、非常勤職を含む就労、家庭外での交友など）を回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態をいう。（他者と関わらない形での外出をしている場合を含む）

2 キャリア教育の推進

変化が激しく将来が展望しにくい状況において、社会的・職業的自立を実現するためには、各教科等の学びと将来の職業との関係に意義を見いだして、日々学んでいることを将来社会で役立てられるよう、主体的に学ぶ姿勢を身に付けことが求められます。

また、家庭や企業等と連携し、学校外での社会体験活動の機会を提供するなど、社会教育の観点からもキャリア教育を推進することが必要です。

3 就労支援・職業能力開発の推進

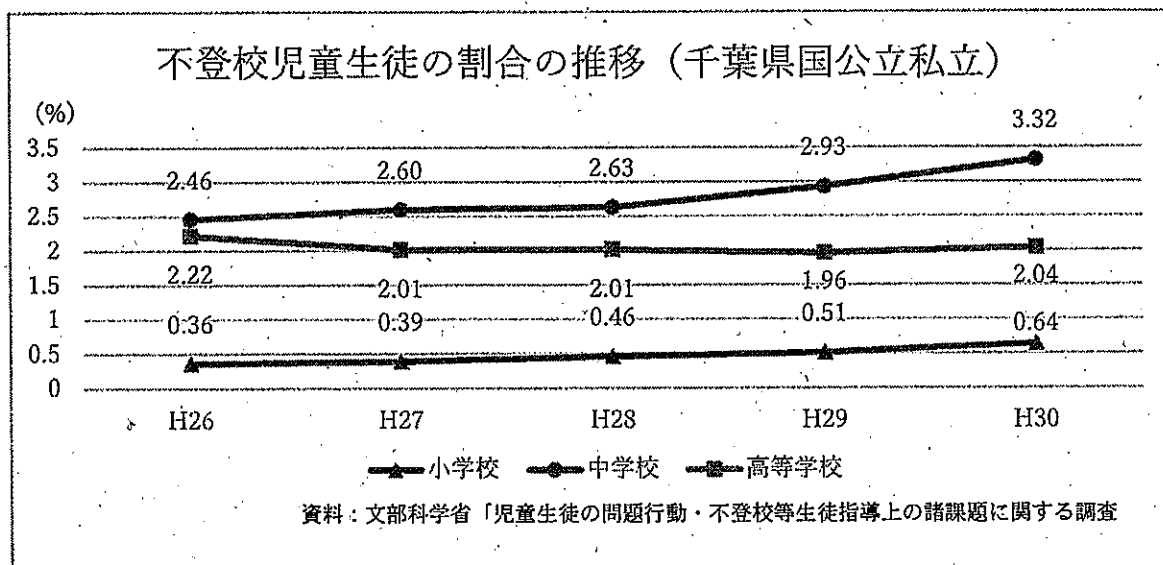
新規学卒者の就職率は、高水準で推移していますが、就職後3年以内の離職率が高いことや、中小企業や一部の業種で採用が難しいなど雇用のミスマッチが問題となっており、その対応が課題となっています。平成30年版厚生労働白書によると、平成29年のフリーター数は、152万人となっており、不安定な生活を送っている若者が依然多く、一人ひとりの状況に応じたきめ細かい就労支援が求められています。また、若者の職業スキルを積むための職業能力開発に関するニーズは多様になっており、ニーズに応じた職業能力開発の実施やそれを支援するための情報提供等が必要です。

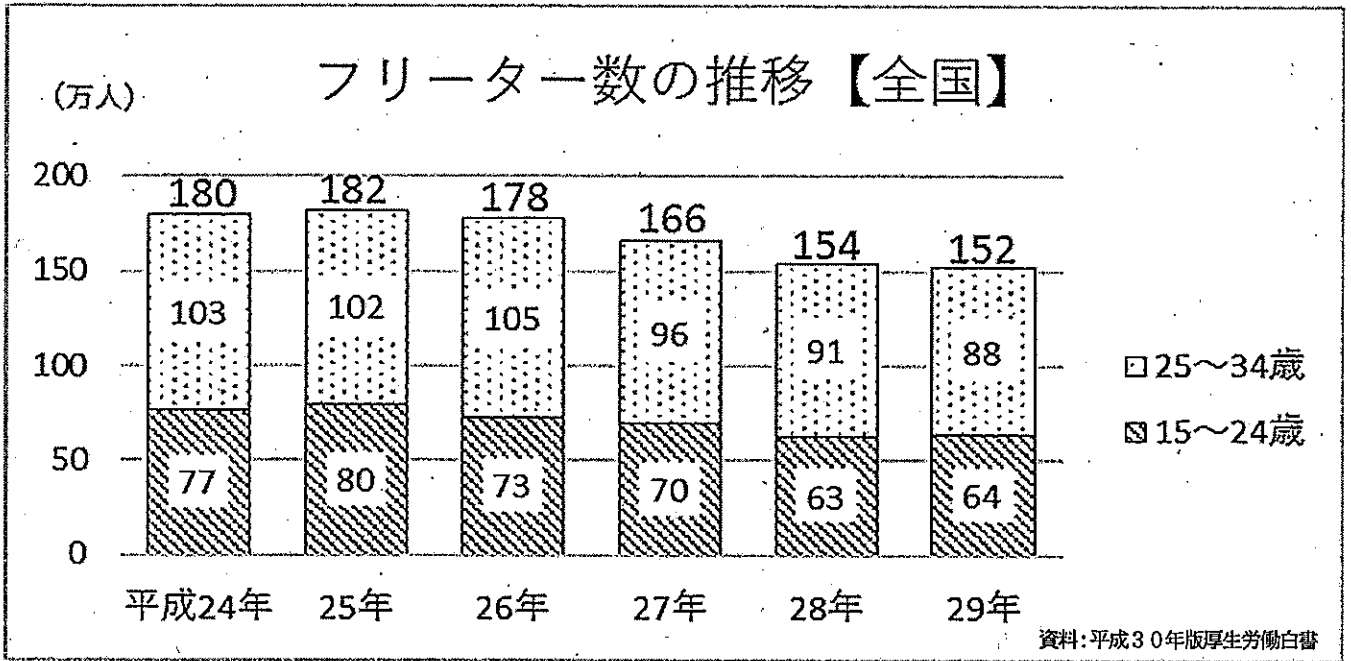
4 消費者教育・啓発の推進

平成29年度の消費者生活相談窓口によせられた相談の状況をみると、18歳から20歳までの間に相談件数が急増しており、大学への入学や社会人となり実家から離れ新たに生活を始める時期や、成人となり自ら契約当事者となる時期に、トラブルに巻き込まれることが多くなっていると推測されます。また、民法の一部改正により令和4年4月には、成年年齢が18歳に引き下げられます。民法では、「未成年者が法定代理人の同意を得ないでした法律行為は、取り消すことができる」(未成年者取消権)と定めていますが、成年年齢が18歳に引き下げられると、高校3年生もしくは高校卒業直後の若年者が成人となり、未成年者取消権の適用を受けられないこととなります。

そのため、消費者が社会的役割を自覚し、自ら進んで必要な知識や情報を収集し、主体的かつ合理的に行動できる力を育てる消費者教育が、重要となってきており、特に、若年者への消費者教育は喫緊の課題となっています。

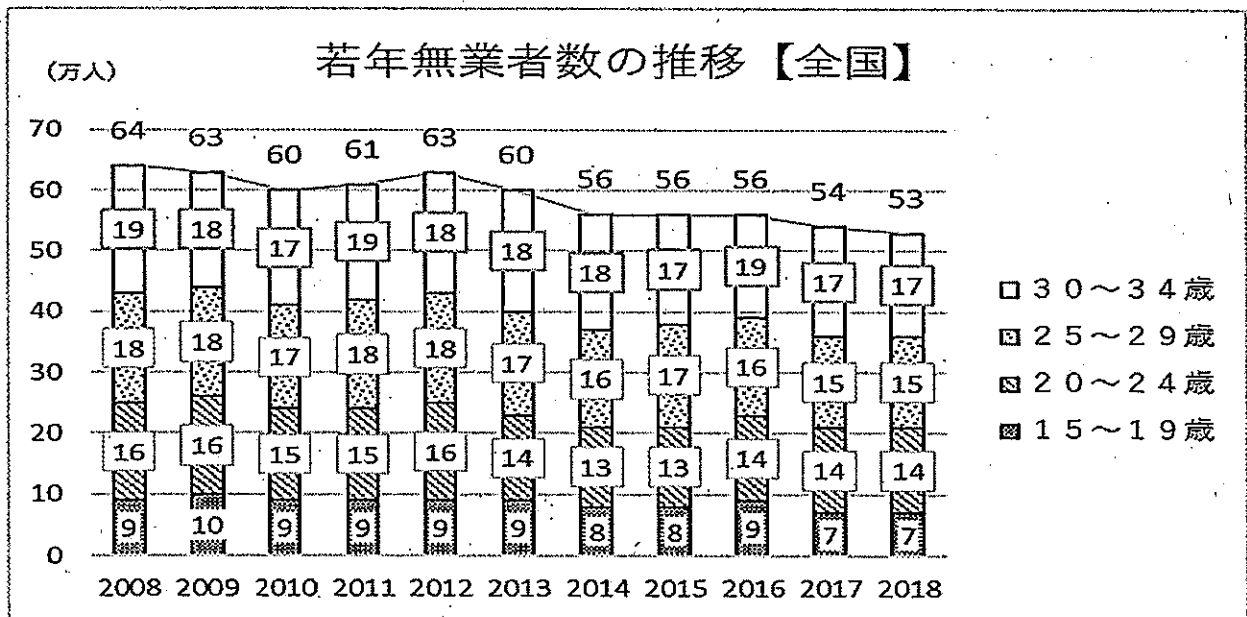
(関連データ)



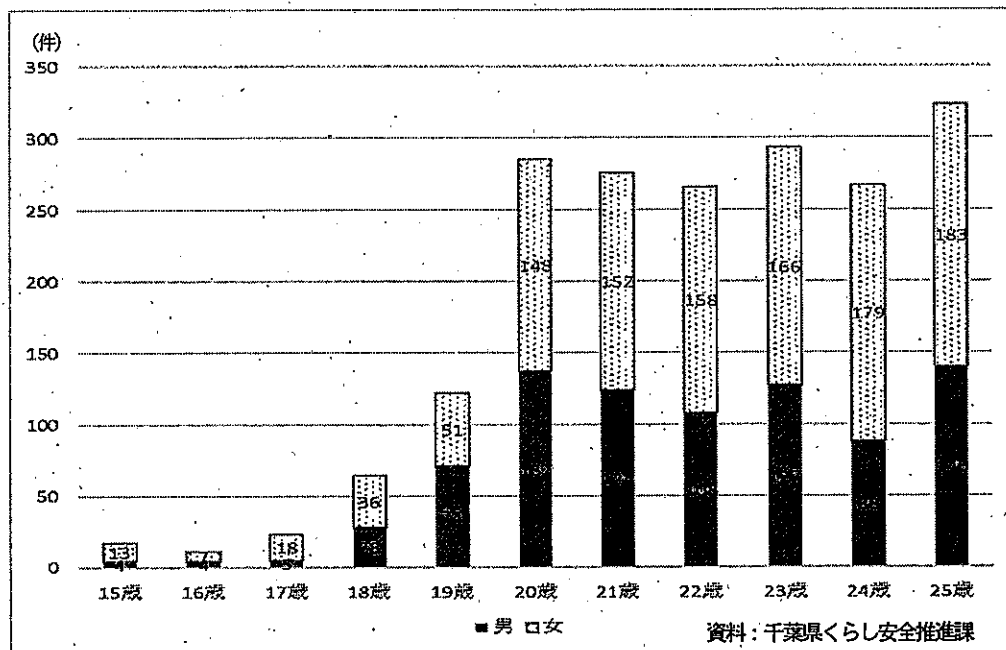


(注) フリーターの定義は、15歳～34歳で、男性は卒業生、女性は卒業生で未婚者のうち、以下の者の合計。

- ①雇用者のうち「パート・アルバイト」の者
- ②完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者
- ③非労働力人口で、家事も通学もしていない「その他」の者のうち、就業内定しておらず、希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」の者



消費者相談窓口によせられた年齢別相談件数（平成 29 年度）



(目標の設定)

目標項目	現状（基準年度）	目標（R6年度）
国公立高等学校における不登校生徒の割合	2.04% (H30年度)	減少を目指します
国公立高等学校の中退率	1.4% (H30年度)	減少を目指します
国公立高等学校の中退者数	2,160人 (H30年度)	減少を目指します
公立小学校における職業に直接かかわる体験活動（職場見学等）の実施割合	100% (H30年度)	全ての学校での実施を継続します
職場体験・インターンシップを実施している公立学校の割合	中学校 98.1% 高校 87.3% (H30年度)	中学校全ての学校での実施を目指します 高校での実施率の増加を目指します
子ども参観日キャンペーン参加団体（企業等）	26団体 (H30年度)	増加を目指します

若年者の就労支援施設を通じて就職した 正規雇用者の割合	44.6% (H30年度)	増加を目指します
--------------------------------	------------------	----------

【施策の方向と具体策】

- 1 千葉県子ども・若者支援協議会を運営し、相談・支援体制の充実を図ります。
 - ① 千葉県子ども・若者支援協議会において、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の現状や課題を共有するとともに、相談・支援体制の充実に向けた検討を行います。
 - ② 子ども・若者の相談等に適切に支援できる人材を育成するための研修会を実施します。
 - ③ 「困難を有する子ども・若者の相談・支援機関ガイドブック」を作成するなど、相談・支援機関の連携の推進を図ります。
 - ④ 困難を有する子ども・若者が段階に応じた支援を受けられる場（居場所等）に関する情報収集を行い、連携や広報等の方法を検討します。

- 2 千葉県子ども・若者総合相談センターの機能強化を図ります。
 - ① 一人でも多くの悩みを有する子ども・若者やその家族が相談に繋がるよう、千葉県子ども・若者総合相談センターの周知を行います。
 - ② 面接相談を効果的に実施し、子ども・若者やその家族の悩みを的確に把握し適切な助言や必要な支援先の紹介を行います。
 - ③ 適切な支援機関等が直ちに見つからず、家にこもりがちになっている若者を対象に支援プログラムを実施し、復学や支援機関の利用等に繋がります。
 - ④ 様々な相談・支援機関等と連絡調整を図り、連携した取組を行います。

- 3 千葉県ひきこもり地域支援センターによる相談支援を行います。
 - ① ひきこもりの本人やその家族が相談に繋がるよう、千葉県ひきこもり地域支援センターの周知に努めます。
 - ② 電話相談においては、解決に向けた助言等を行うほか、様々な支援機関と連携し、面接相談や訪問支援を行います。

- 4 不登校・中途退学生徒の学校復帰や将来の社会的自立に向けて、支援体制の充実を図ります。
 - ① 行政機関のみならず、ボランティアやNPO法人、医療機関等、関係機関や専門家が連携してネットワークを構築し、地域全体で支援する仕組みづくりを推進します。
 - ② 子どもや保護者の多様な悩みや問題に対し、きめ細かな対応が図れるよう相談支援体制の充実を図るとともに、フリースクールなどの民間施設等と連携し、学校に行くことができない子どもたちの居場所づくりを推進します。

5 学びを将来へとつなぐ系統的なキャリア教育を推進します。

特別活動を要として、全ての教育活動を通じて、家庭や地域、産業界等との連携のもと、働くことの意義や尊さ、学校における学びと自らの将来との関連などを考えさせる系統的なキャリア教育を推進します。子どもに目標をもたせるとともに、コミュニケーション能力、自ら判断し行動する力など社会人としての基礎的・基本的な能力を育てます。

6 ジョブカフェちばを活用し、若者の就労支援を推進します。

- ① ジョブカフェちばにおいて、職業観の養成から、職業能力の向上、併設のハローワークによる職業紹介まで、若者が仕事に就くまでのサービスをワンストップで提供していきます。
- ② キャリアカウンセラーが、若者一人ひとりの個性や適性に応じた仕事や進路について継続的に相談に応じるなど、きめ細かな支援を行います。
- ③ 市町村や地域の企業、学校等との幅広い連携、協力のもと、各種セミナーや若者と企業の交流事業など、若者の就労につながる実効性の高い事業を実施します。

※ジョブカフェとは、ジョブカフェとは、都道府県が設置する、若者の就職支援をワンストップで行う施設で、就職セミナーや職場体験、カウンセリングや職業紹介などさまざまなサービスを提供しています。

7 地域若者サポートステーション事業を通じて、無業の若者（ニート等）の職業的自立支援を推進します。

- ① 職業的自立に向けた相談体制の充実を図ります。
- ② 就職に向けた各種プログラムの提供を行います。
- ③ 若者の自立支援に実績のある関係機関・団体とのネットワークを活用し、連携・協力して支援します。
- ④ 保護者、地域住民、教育機関等との連携を図るため地域若者サポートステーションの周知に努め、支援機関への早期誘導を図ります。
- ⑤ 企業と若者の交流機会を設定するなど、若者の状態を理解した受け入れ企業の開拓を図ります。

※地域若者サポートステーションとは、若者の職業的自立を支援する機関で、無業の状態にある若者とその保護者に対し、専門的な相談、各種プログラム、職場体験、地域ネットワークを活用した支援などを提供しています。

8 若者のニーズに合う多様な訓練を展開します。

- ① 県立高等技術専門校では、科目やカリキュラムの内容について適宜見直しを行い、就業に必要な技術、技能の習得を支援します。
- ② 再就職をしようとする若者に対して、就業のための職業能力が身につくよう大学、専修学校、NPO法人、企業等の民間教育訓練機関を活用して介護、保育、IT、経理、建設など様々な分野の職業能力開発の支援を推進します。

9 若者が安定的な就労につながるように職業能力開発の支援を推進します。

若者の実践的・効果的な職業能力開発を支援するため、企業現場における実習訓練と教育訓練機関における座学を連結させた教育訓練であるデュアルシステム訓練を実施します。

10 消費者被害を防止するための消費者啓発・教育を推進します。

消費者被害を防止するための知識の修得のみならず、消費者としての社会的役割を自覚し、主体的かつ合理的に行動することのできる消費者市民を育成するための消費者啓発・教育を推進します。

事業名	事業の内容(担当課)
子ども・若者育成支援推進事業	「千葉県子ども・若者支援協議会」を設置・運営し、関係機関・団体の連携を強化し、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者への支援策を検討する。また、「千葉県子ども・若者総合相談センター(ライトハウスちば)」を設置し、専門相談員による電話相談等を実施する。 (県民生活・文化課)
ひきこもり地域支援センター事業	「ひきこもり地域支援センター」を設置・運営し、本人や家族等からの電話相談を受けるほか、面接相談や訪問支援(アウトリーチ)を必要に応じて行うことにより、ひきこもり本人の自立を促し、家族の支援を行う。 (障害者福祉推進課)
キャリア教育推進事業	学校の夏季休業中に、小・中・高校生を対象として、県内各地で科学や先端技術、就業を体験する講座を開設したり、子どもが親の職場を訪問する「子ども参観日」を県内に広めるキャンペーンを実施したりするなど、子どもたち一人ひとりの勤労観・職業観を育成するキャリア教育を推進する。 (教育庁生涯学習課)
高校生インターンシップ推進事業	高等学校において、近隣の事業所等での就業体験(インターンシップ)を通じて、実際的な知識・技能に触れることにより学習意欲を喚起するとともに、主体的な職業選択能力や高い職業意識を育成する。 (教育庁学習指導課)
ジョブカフェちば事業	ジョブカフェちばを設置・運営し、専門のキャリアカウンセラーが一貫した就労支援を行うとともに、関係機関の連携によりセミナーや若者と企業との交流イベントなどを実施する。 (雇用労働課)
地域若者サポートステーション事業	個別相談や就職に向けた各種プログラムなどを通じて無業の若者(ニート等)の職業的自立を支援する。 (雇用労働課)
県立高等技術専門校の設置・運営事業	県立高等技術専門校において、新規卒業生をはじめ再就職や転職をしようとする者に対して、就業に必要な技術、知識等を習得するための訓練を実施する。 (産業人材課)
離職者等再就職訓練事業	就業のための職業能力が身につくよう離職者等をはじめとする求職者に対して、専修学校、NPO法人等を活用した委託訓練による多様な訓

	練（デュアルシステムを含む）を実施する。 (産業人材課)
「未来の名工」チャレンジ事業	若年者のものづくり離れを解消し、将来のものづくりの担い手の芽を育てるため、キャリア形成の一助として、小中学生、高校生等を対象に高等技術専門校において、様々なものづくり体験コースを実施する。 (産業人材課)
消費者教育啓発事業	若者等の消費者被害を防止し、消費者としての自立を支援するため、消費者問題に係る情報提供や、消費者教育教材等の作成・配布を行うとともに、消費者自立支援講座を実施する。 (くらし安全推進課)

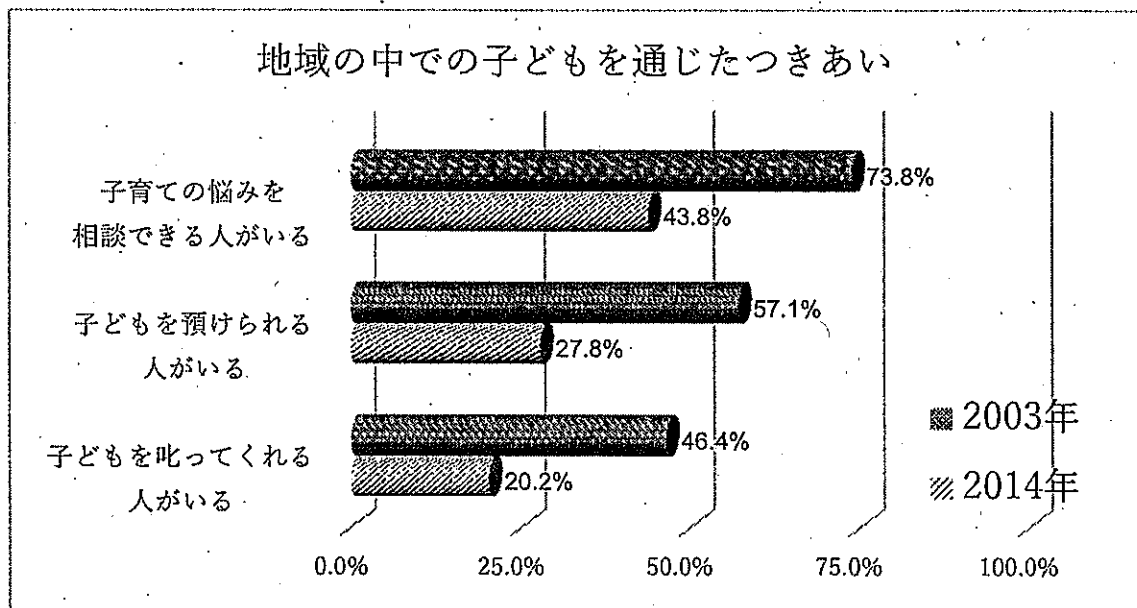
1-2-① 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

【現状と課題】

核家族化や地域のつながりの希薄化等により、地域において妊産婦やその家族を支える力が弱くなっており、また、晩婚化・晩産化の傾向により、1つの世帯が同時期に育児と介護の両方に直面するダブルケア等の問題も生じてきています。妊娠や出産、子育てに対する不安や負担の緩和、子育て家庭の孤立化の解消など、安心して子どもを生み、育てられる環境の整備が急務となっています。

これまで、母子保健施策と子育て支援施策の両面から行われていた支援は、利用者側から見ると、様々な窓口へアクションを起こさなければならず、また、支援者側から見ると、それぞれが持っている情報を集約する場所が明確になっていない状況でした。そういった課題を解決し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の提供を行うワンストップ拠点として、子育て世代包括支援センター（法律上の名称は「母子健康包括支援センター」という）に求められる役割は大きく、設置の促進と支援内容の充実が求められています。

(関連データ)



資料：(株)UFJ総合研究所「子育て支援策等に関する調査研究」(厚生労働省委託) (2003年)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング「子育て支援策等に関する調査 2014」(2014年)

※厚生労働省子ども家庭局母子保健課資料より引用

(目標の設定)

目標項目	現状 (基準年度)	目標 (R6年度)
子育て世代包括支援センターを設置した市町村数	29 市町村 (H30 年度)	全市町村 (R6 年度)

※子育て世代包括支援センターとは、全ての妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関するさまざまな相談に応じ、必要な情報提供や助言、関係機関との連絡調整を行い、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を提供するワンストップ拠点です。

【施策の方向と具体策】

- 1 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を構築します。
 - ① 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援のために、母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供する子育て世代包括支援センターの設置・運営を支援します。
 - ② 産後も安心して子育てができるように、市町村が実施する妊娠・出産包括支援事業について、専門職への研修等を行い、取組を支援します。
 - ③ 予期しない妊娠など、様々な事情から妊娠出産に不安や悩みを抱える女性等からのSOSに対し、電話やメールでの相談を受けるとともに、必要に応じて医療機関や子育て世代包括支援センターなどの支援機関へ同行し、相談支援を行う「にんしんSOSちば」を運営します。
 - ④ 市町村で実施している両親学級や子育て準備講座等の取組の更なる充実が図られるよう、情報提供など支援を行います。

事業名	事業の内容(担当課)
子育て世代包括支援センターの設置支援事業	○未設置市町村の個別相談 当該市町村が設置に向けて抱えている個別の課題についての助言を行う。 ○子育て世代包括支援センター職員スキルアップ研修 子育て世代包括支援センターの職員(保健師等の専門職)を対象に、支援プランの策定やハイリスク者への支援方法、事業評価の方法等の研修を実施する。(児童家庭課)
出産後の訪問支援の強化(再掲)	「乳児全戸訪問支援事業」や「養育支援訪問事業」など、生後間もない乳児のいる家庭や養育支援が必要な家庭等を訪問し、専門的な相談支援や援助などを行う。(児童家庭課)
母子保健指導事業(再掲)	県内の母子保健体制の整備及び母子保健関係職員の資質の向上を図るため、各種研修等を行う。(児童家庭課)
妊娠SOS相談事業	予期しない妊娠など、様々な事情から妊娠出産に不安や悩みを抱える女性等からのSOSに対し、電話やメールでの相談に応じる。また、必要に応じて医療機関や子育て世代包括支援センターなどの支援機関へ同行し、相談支援を行う。(児童家庭課)

I-2-② 安心して妊娠・出産できる環境づくり

【現状と課題】

1 母子保健体制の充実

全ての子どもが心身共に健やかに生まれ育つためには、母親が安心して妊娠・出産ができ、母子共に健康で安心して子育てができる環境を整備することが大切です。

2 周産期医療体制の充実

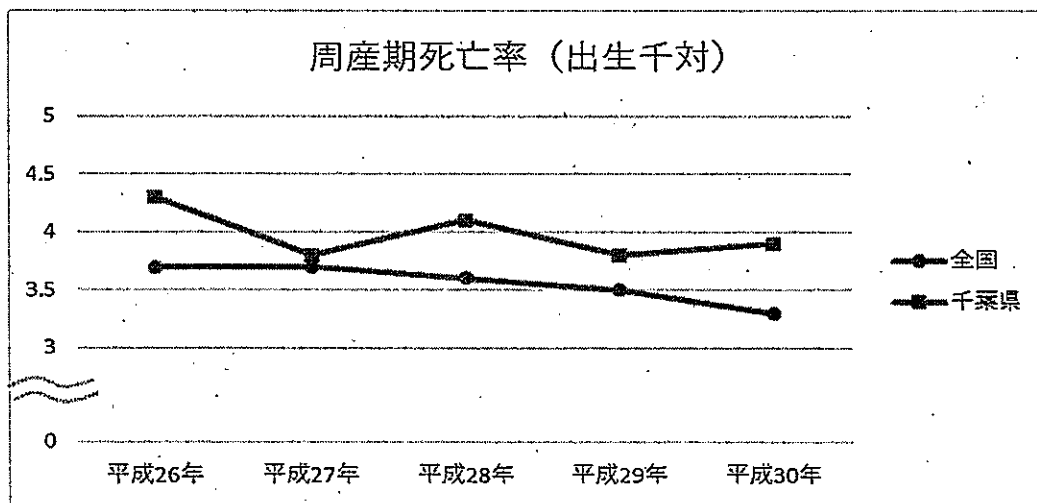
平成30年の母子保健指標では、周産期死亡率（出産千対）について、全国平均3.3に対し千葉県は3.9と全国平均より高い値となっており、妊娠・分娩を伴う妊産婦死亡率（出産十萬対）についても、全国平均3.4に対し、千葉県は4.4と全国平均より高い状況です。妊産婦死亡率や周産期死亡率の改善のためには、妊娠期間中の医学的管理が重要であり、早産が予想される場合には、障害の発生を防止するためにも、高度な医療水準で妊産婦から新生児まで総合的に診療できる体制整備が重要です。

また、全国ベースで産科医の多寡を統一的・客観的に比較・評価する指標である産科における医師偏在指標は、全国値の12.8（令和元年6月に厚生労働省から提供された暫定値）に対して、本県は第33位の11.0（同）と低い状況にあり、リスクの高い妊産婦や新生児に対し高度な医療を提供する総合周産期母子医療センターや地域周産期母子医療センターの運営に対する支援等、県内の周産期医療体制の充実を図ることが必要です。

3 出産・子育てのために退職した女性への就業支援

出産・子育てのために退職した女性の中には、再就職を希望しながらも、年齢や勤務条件などの様々な制約から、希望する仕事に就けない人や、正社員として採用されない人が多くいます。このため、女性の再就職に向けた支援や、やむを得ず非正規労働を選択した女性の正規雇用化に向けた支援が必要です。

(関連データ)



資料:人口動態統計

SOSに対し、電話やメールでの相談を受けるとともに、必要に応じて医療機関や子育て世代包括支援センターなどの支援機関へ同行し、相談支援を行う「にんしんSOSちば」を運営します。

※母性健康管理指導事項連絡カードとは、妊娠中又は出産後の働く女性が、医師等から受けた指導事項の内容を会社に的確に伝えるためのものです。このカードが提出された場合、会社は医師等からの指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならないと、男女雇用機会均等法第13条に規定されています。

2 ハイリスク妊婦の支援体制を強化するための市町村支援を行います。

- ① 医療機関と市町村の連携を強化し、妊婦健康診査の受診の勧奨や、妊娠中の禁煙・禁酒の徹底等、保健指導を強化できるよう、情報提供・研修等を行います。
- ② 里帰り分娩を行う妊婦に対する、帰省時の保健指導の強化及び帰省先の保健医療機関との連携が強化されるよう、研修等を行います。
- ③ 診療所と病院、地域周産期母子医療センター等との連携を強化し、母体搬送等による安全な出産を確保する体制を整備します。

※ハイリスク妊婦とは、母児のいずれかまたは両者の重大な予後が予想され、妊産婦死亡、周産期死亡、周産期罹患の発生する可能性が高い妊婦・胎児をいう。

3 地域への啓発・普及及び支援体制の整備を図ります。

- ① 保健・医療サービス等を受ける方にとってわかりやすいように、相談や支援体制を組み立てるとともに広報します。
- ② 地域で母子保健活動に携わる医科・歯科の医療機関や、保健・福祉関係者等の連携を図れるようネットワークを整備します。

4 周産期母子医療センターの充実を図ります。

※周産期とは、妊娠後期（妊娠満22週以降）から早期新生児（生後1週未満）までの出産前後の時期。

- ① 安心して妊娠、出産できる母体づくりのための啓発を推進します。
- ② 総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センターの充実強化を推進します。
- ③ 小児救急医療体制の充実、小児中核病院等との連携を推進します。

※小児中核病院とは、三次医療圏において中核的な小児医療を提供する医療機関。

先進的な技術や特殊な医療機器の使用を必要とするもの、発生頻度が低い疾病や特に専門性の高い救急医療などの保健医療サービスを提供するための圏域。

- ④ 一般の産婦人科に受け入れ困難なハイリスク妊婦を円滑に搬送できるよう、総合周産期母子医療センターに母体搬送コーディネーターを配置し、母体搬送システムの運用支援を実施します。

- ⑤ 医師修学資金制度などの活用により、産科医の確保を図るとともに、必要な施策を国へ要望します。
- 5 未熟児等を出産した母親のケアの充実に努めます。
市町村や医療機関等と連携を図りながら、未熟児等を出産した母親を支援するための体制を整備します。
- 6 育児等のために退職し再就職を希望する人に対し、再就職に向けたきめ細かな支援に取り組みます。
- ① 就労相談や再就職支援セミナー、企業と求職者の交流会等を開催するほか、市町村と共催した県内各地での出張セミナーなど各種の就労支援を実施します。
- ② やむを得ず非正規労働を選択している人に対して、キャリアカウンセリングや適職診断などの支援を行い、正規雇用化に取り組みます。
- ③ 短期間で就業のための職業能力が身につくよう、大学、専修学校、NPO法人、企業等の民間教育訓練機関を活用して、介護、保育、IT、経理など様々な分野の職業能力開発の支援を推進するとともに、訓練機会の確保のため、託児付き訓練を実施します。

事業名	事業の内容(担当課)
母子保健指導事業 (再掲)	県内の母子保健体制の整備及び母子保健関係職員の資質の向上を図るため、各種研修等を行う。(児童家庭課)
乳幼児突然死症候群の周知	乳幼児突然死症候群対策強化月間である11月に、病院、市町村、児童福祉施設、認可外保育施設等に周知・啓発を実施する。(児童家庭課)
妊娠SOS相談事業 (再掲)	予期しない妊娠など、様々な事情から妊娠出産に不安や悩みを抱える女性等からのSOSに対し、電話やメールでの相談に応じます。また、必要に応じて医療機関や子育て世代包括支援センターなどの支援機関へ同行し、相談支援を行います。(児童家庭課)
周産期母子医療センター運営事業	周産期の母子の疾病や異常に的確に対応するため、高度な医療を提供する地域周産期母子医療センター及び総合周産期母子医療センターの運営費について補助する。(医療整備課)
母体搬送コーディネート事業の実施	受け入れ困難なハイリスク妊婦を円滑に搬送するため、総合周産期母子医療センターで受け入れ可能な医療機関情報を収集し、医療機関からの照会に応じて母体の受け入れ先の調整を行う。(医療整備課)
医師修学資金貸付制度	安定的な医療提供体制の整備に向けて、医師の確保と県内への定着を図るため、大学在学中の医学部生に対し、修学資金を貸し付ける。(医療整備課)
千葉県ジョブサポートセンター事業	千葉県ジョブサポートセンターにおいて、結婚・出産・子育て等で退職し再就職を希望する女性を対象として、就労相談やセミナー等の開催により、企業と求職者のミスマッチを減らすための総合的な支援を

	実施する。 (雇用労働課)
離職者等再就職訓練事業(再掲)	就業のための職業能力が身につくよう離職者等をはじめとする求職者に対して、専修学校、NPO法人等を活用した委託訓練による多様な訓練(デュアルシステムを含む)を実施する。 (産業人材課)

I-2-③ 経済的負担の軽減

【現状と課題】

1. 助成制度の充実や資金の貸付等による負担の軽減

子育て世代にとっては、教育費や医療費などの経済的負担が重くのしかかっており、少子化の要因等の調査でも「生みたいのに生むことができない理由」として、経済的負担が上位に来ていることから、これらの負担を軽減するための支援が必要です。

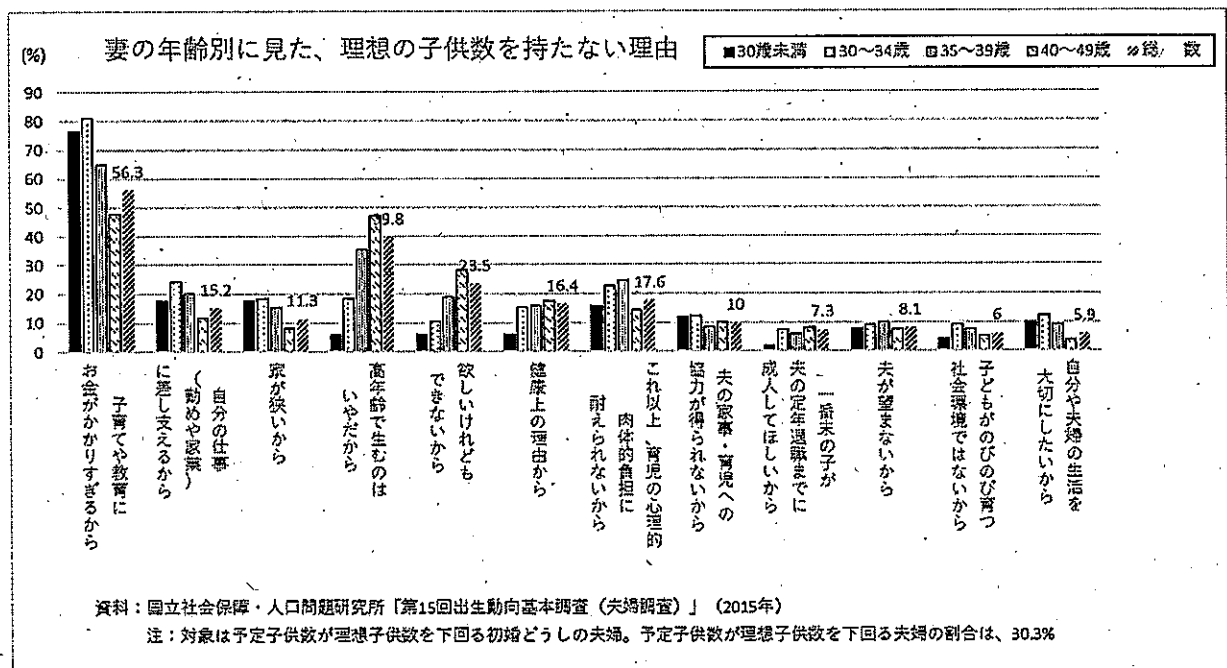
子育てにかかる費用について、助成制度の充実や資金の貸付等により負担の軽減を図るとともに、これらの制度について容易に情報が得られることが必要です。

2. 幼児教育・保育及び高等教育の無償化

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まりました。これにより、3歳から5歳までの全ての子どもと住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもについて、保育所、認定こども園、幼稚園の保育料等が上限まで無償となるほか、保育を必要とする子どもの認可外保育施設や一時預かり事業等の利用料も無償化の対象となります。

また、令和2年4月1日から高等教育の修学支援新制度が始まり、要件を満たす大学等に通う住民税非課税世帯及びそれに準じる世帯の学生等については入学金・授業料が免除又は減免となるほか、給付型奨学金制度の拡充が行われます。

(関連データ)



【施策の方向と具体策】

- 1 医療費等に係る経済的負担の軽減を図ります。
 - ① 子どもの医療費助成を継続します。
 - ② 医療費助成に関連した情報をわかりやすく提供し、広報活動の充実を図ります。
 - ③ 小児慢性特定疾病児童等の健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成する小児慢性特定疾病医療支援事業を実施します。
 - ④ 結核児童療育医療など、特に医療を必要とする子どもの治療費の負担を軽減します。
 - ⑤ 次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、児童手当を支給します。

- 2 教育に係る経済的負担の軽減を図ります。
 - ① 経済的理由により修学が困難な生徒に対しては、学費の減免等による支援を行います。
 - ② 生徒の修学上の負担軽減を図るため、私立学校への助成を充実します。
 - ③ 高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程に在籍し、経済的理由により修学が困難な生徒に対し、修学上必要な学費の貸付けを行います。
 - ④ 経済的理由により高等学校等における授業料以外の教育費負担が困難な生徒の保護者等に対して、給付金を支給します。

- 3 幼児教育・保育の無償化の円滑な実施を図ります。
 - ① 私立幼稚園や保育を必要とする子どもの一時預かり事業や認可外保育施設等の利用料を給付します。
 - ② 認可外保育施設等の情報について、県ホームページ等により周知します。

事業名	事業の内容(担当課)
子ども医療費助成事業	子どもの医療費について、一定の条件の下に助成を行い、保護者の経済的負担の軽減を図る。 (児童家庭課)
医療助成等の情報提供	医療助成事業について、ホームページや子育て情報誌、母子手帳別冊などで情報提供する。 (児童家庭課)
小児慢性特定疾病医療支援事業	児童の慢性疾患は、治療が長期にわたるため、国で定めた16疾患群について国の治療研究の促進に寄与し、患者家族の医療費負担の軽減を図る。 (疾病対策課)
結核児童療育医療事業	結核の児童に対して入院治療に係る医療の給付を行うとともに、学習及び療養生活に必要な日用品の支給を行う。 (児童家庭課)
児童手当制度の実施	次代を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、中学校修了前の児童を養育している父母等に手当を支給する。 (子育て支援課)

千葉県私立高等学校等授業料減免事業	経済的理由により私立の高等学校及び専修学校高等課程の授業料の納入が困難な生徒に対して、学校法人が授業料を減免した場合、その減免した授業料の全部又は一部を補助する。 (学事課)
千葉県私立高等学校入学金軽減事業	経済的理由により私立の高等学校の入学金の納入が困難な生徒に対して、学校法人が入学金を軽減した場合、学校法人に補助する。 (学事課)
千葉県高等学校等奨学のための給付金事業	経済的理由により高等学校等における授業料以外の教育費負担が困難な生徒の保護者等に対して、給付金を支給する。(公立高等学校については、通常の日本語パンフレットのほか、英語、中国語、タガログ語、簡易な日本語でのパンフレットでの周知を実施。) (学事課・教育庁財務課)
私立学校経常費補助事業	私立学校の振興を図り、私立学校の健全な経営と生徒の修学上の負担軽減を図るため、学校法人が設置する学校の運営に要する経常的な経費に対し補助する。 (学事課)
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用等又は幼稚園における副食費に要する費用を助成する事業を実施する市町村に対して補助する。 (学事課・子育て支援課) ※特定教育・保育施設等とは、市町村が施設型給付費の支給に係る施設として確認する施設及び地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者をいう。
千葉県奨学資金の貸付け制度の実施	高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程に在籍し、経済的理由により修学が困難な生徒に対し、修学上必要な学費の貸付けを行う。 (教育庁財務課)
子育てのための施設等利用給付	私立幼稚園や保育を必要とする子どもの認可外保育施設等の利用料を給付する。 (学事課・子育て支援課)

I-2-④ ひとり親家庭等の自立支援の推進

【現状と課題】

ひとり親世帯は生計の維持と子育ての負担を一人で担うケースが多く、経済面や子育て等に数多くの課題を抱えています。こうした状況を改善し、支援していくためひとり親家庭に対し、令和元年8月にニーズ調査を行いました。

子育て・生活支援に関することについて、最も割合の高いひとり親の悩みは「自分が病気になった時の子どもの面倒」でした。また、母子世帯では58.5%が、父子世帯では43.8%が小学生以下の子を扶養していること、他の世帯員を持たないひとり親世帯が約6割となっていることから、ひとり親の精神的、身体的な負担や、地域での孤立が大きな課題となっています。

子どもの学習支援については、母子家庭では「今以上の成績を望む」割合は45.7%と特にニーズが高いこと、また、子どもの権利の観点から、子どもの学習の機会を確保し、貧困の連鎖を断ち切るための支援が必要です。

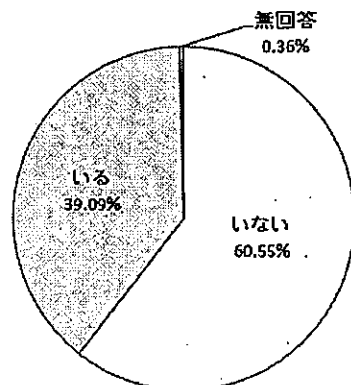
ひとり親の経済的状況及び親の就業については、母子世帯ではパート・アルバイト、派遣社員が45%以上を占めており、母子世帯の半数以上が年間就労収入200万円未満という状況です。経済的な困窮から脱却するため、子どものライフステージの変化に応じて、安定した就労をし、経済的に自立するための支援は重要な課題となっています。

養育費については、取り決めのおりもらっている割合は29.7%に留まっており、ほとんどは取り決めどおりもらっていない、取り決め自体を行っていない場合が多く、経済的困窮を改善するため、養育費が確保できるよう支援するとともに、養育費の支払いは親の義務であり、扶養を受ける子どもの権利を確保するためにも普及・啓発を行う必要があります。

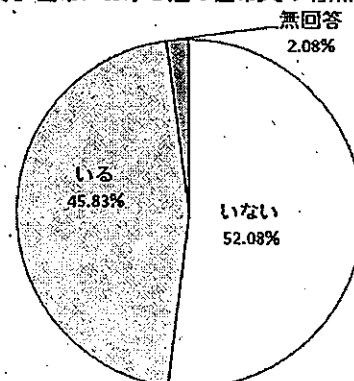
こうした状況から、住居、収入、子どもの養育、教育面で様々な問題を抱えるひとり親が、一般的な世帯と同じように豊かに暮らしていくためには、ひとり親家庭の課題を地域で解決できるよう関係機関との連携を強化し、個々のひとり親家庭に寄り添い、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制を基本として、ひとり親家庭の自立を推進していくことが重要です。

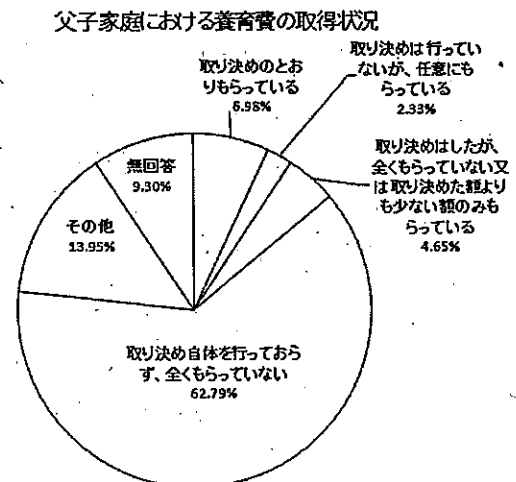
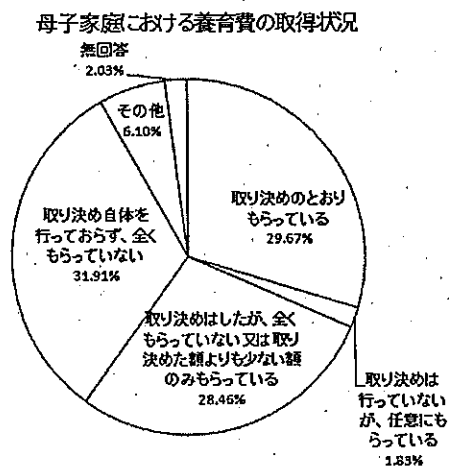
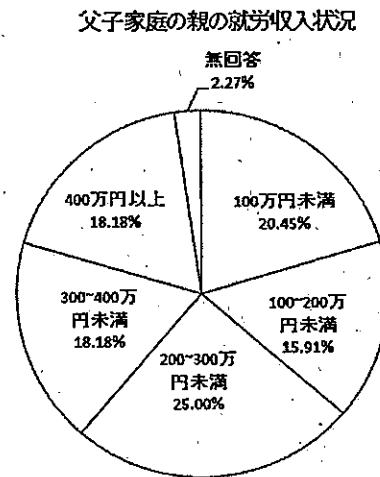
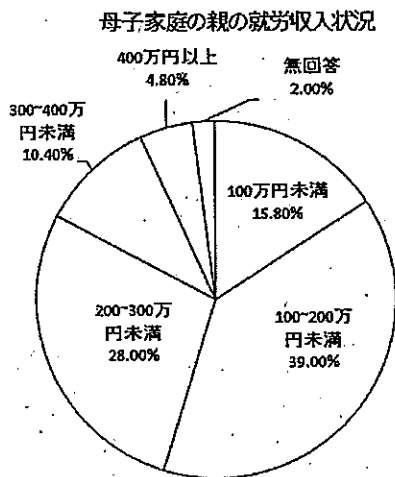
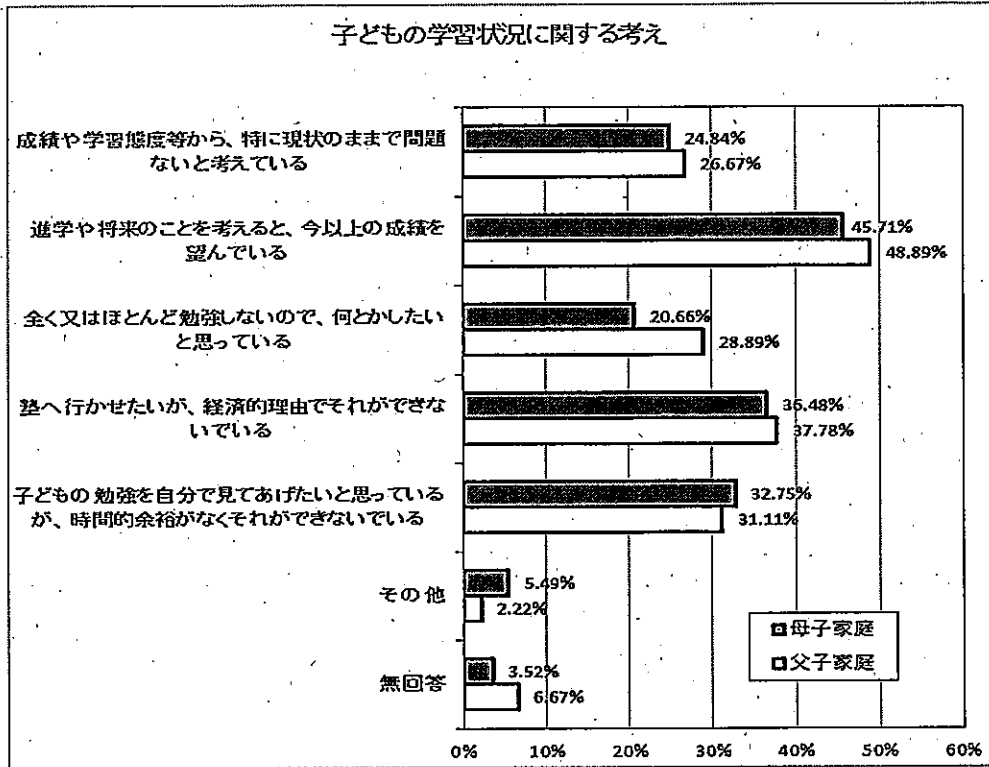
(関連データ)

母子世帯における他の世帯員の有無



父子世帯における他の世帯員の有無





(目標の設定)

目標項目	現状 (基準年度)	目標 (R6年度)
	検討中	
	検討中	

【施策の方向と具体策】

- 1 子どもの年齢が低く、子育てに係る負担が大きい世帯は、個々の事情に寄り添った切れ目のない支援をする必要があるため、子育て包括支援センター等の相談支援窓口を活用し、施設を中心として、相談支援体制の整備を図り、親の負担を軽減するとともに、虐待等の諸問題に発展しないよう支援します。
 - ① 市町村が保育所等の利用を調整するに際しても、ひとり親家庭は入所の必要性が高いものとして優先的に扱われるよう、配慮を促します。
 - ② 日常生活支援事業をひとり親家庭が利用しやすい環境の検討を行い、その手法や優良な事例紹介を行いながら実施自治体を増やします。
- 2 支援体制の総合的充実を図ります。
 - ① 支援施策がひとり親に届くよう周知を継続するとともに、母子・父子自立支援員を対象とした研修などを行い、個々のひとり親家庭が持つ問題の的確な把握に努め、ライフステージに応じた切れ目のない支援を実施できるよう市町村や関係機関に働きかけます。
 - ② ひとり親家庭の課題を家庭のみの責任とせず、地域で協力しあい、課題を解決できるよう各関係団体と連携を図るとともに、ひとり親家庭の課題を解決するために議論等を行う会議体の形成を目指します。
- 3 ひとり親家庭の子の学習の場を広げ、貧困の連鎖に陥ることを予防します。
 子どもの学習支援について、生活困窮者向けの子どもの学習支援事業との連携等を検討するよう市町村への働きかけを行い、実施自治体を増やします。
- 4 ひとり親家庭になったことによる世帯収入の減少や子どもの進学等によって発生する一時的な費用について支援します。
 - ① 児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金貸付事業を着実に実施するとともに、制度の周知に努めます。
 - ② ひとり親医療費助成制度について、ひとり親の利便性が高まるよう給付方法を現物給付に移行するとともに、自己負担額の軽減等の見直しを検討します。

5 就職や転職を支援するため就業支援体制の充実を図ります。

- ① 「生活保護受給者等就労自立促進事業」に基づく支援や、ワンストップでの支援につなげられるようハローワーク、市町村の双方に働きかけを行います。
- ② 就職に有利な技能習得や資格取得のための職業訓練への参加を促すため、自立支援給付金事業を実施するとともに、実施していない市にその有効性を説明する等の働きかけを行い、事業実施団体を増やします。
- ③ 就職や転職に有利になる就業に関する技能や知識を備えられるよう、パソコン講座や介護職員初任者研修の講座等のひとり親家庭向けの就業支援講習会を開催します。

6 養育費の確保支援策の強化を図ります。

- ① 弁護士による養育費確保相談を実施するとともに、ホームページやパンフレットによりその必要性について、啓発を実施します。
- ② 面会交流の実施が困難な父母に対して面会交流支援を実施するとともに事業に関する周知を実施します。

事業名	事業の内容(担当課)
母子生活支援施設の入所	配偶者のない女子が生活上の様々な問題のため、児童の養育が十分にできない場合に、母親と児童を共に入所させ保護するとともに、自立支援のための生活指導等を実施する。 (児童家庭課)
母子・父子自立支援員による相談の実施	母子家庭及び寡婦等の経済上の問題、児童の就学、就職の問題等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供や指導、また、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。 (児童家庭課)
ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭等を対象に生活支援のための情報交換や相談の場を設けることや、ひとり親家庭等の子どもを対象に、生活習慣の習得支援・学習支援を行う。 (児童家庭課)
母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等において病気や冠婚葬祭等の場合に、家庭生活支援員を派遣し、子供の保育を始めとした日常生活の支援を行う。 (児童家庭課)
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により児童を養育することが一時的に困難になった場合等に養育・保護する、また、保護者が仕事等の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合に生活指導、食事の提供等を行う。 (児童家庭課)
児童扶養手当の支給	母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給する。 (児童家庭課)
母子父子寡婦福祉資金の貸付の実施	母子家庭等の経済的自立や生活意欲の助長、児童の福祉向上を図るため、修学資金・事業開始資金等各種資金を無利子又は低利で貸し付ける。 (児童家庭課)
ひとり親家庭等医療費等助成事業	ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、医療費助成を行う。 (児童家庭課)

母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭の母等に対する就業相談・職業紹介、就業に結びつく可能性が高い資格等を習得するための講習会の開催、専門の相談員による養育費等に係る個別相談、別居親と子どもの面会交流援助等を実施する。 (児童家庭課)
母子家庭等自立支援給付金事業	ひとり親の就労をより効果的に促進するため、自主的に職業能力の開発を行う母子家庭の母又は父子家庭の父に対し給付金を支給する。 (児童家庭課)

I-3-① ワーク・ライフ・バランスの推進

【現状と課題】

安心して子どもを生き育てられる社会をつくるためには、ワーク・ライフ・バランスを推進し、仕事と生活のバランスがとれた働き方の実現を目指していくことが大切です。

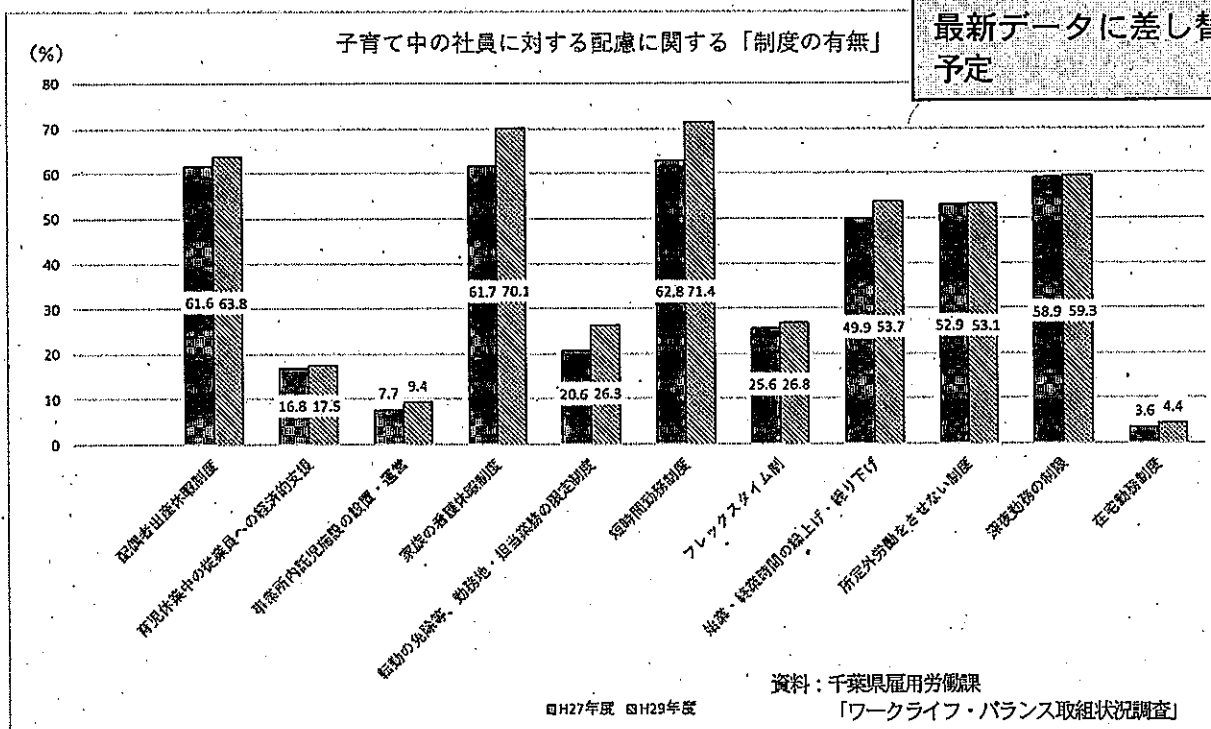
しかしながら、平成29年度の国の調査によると、千葉県における週の労働時間が60時間以上の雇用者の割合は10.2%と全国平均(9.5%)より多く、全国で多い順で5番目となっています。また、年次有給休暇取得率についても、約56%に留まっており、政府目標である70%とは乖離がある状況です。

このような状況に対して、県内企業のワーク・ライフ・バランスの推進に向け、法令に基づいた適切な労務管理や長時間労働の是正、仕事と子育てなどが両立しやすい多様で柔軟な働き方の導入など、各企業に応じた支援を行っていく必要があります。

特に中小企業は大企業に比べて、人材やノウハウが不足しているなどの課題があることから、県内中小企業に対する支援の充実を図る必要があります。

※ワーク・ライフ・バランスとは、誰もが、仕事と育児、介護、自己啓発、休養、地域活動、ボランティア活動など、さまざまな活動を自らの希望どおり展開できる状態のことをいう。

(関連データ)



(目標の設定)

目標項目	現状（基準年度）	目標（R6年度）
仕事と生活の両立が図られていると感じる家庭の割合	64.8% (H30年度)	80.0%

【施策の方向と具体策】

- 1 企業の「ワーク・ライフ・バランス」の推進に向けた取組を支援します。
 - ① 企業経営者や人事労務担当者に対し、ワーク・ライフ・バランスや働き方改革についての周知啓発を行います。
 - ② 中小企業に対して働き方改革アドバイザーを派遣し、企業の実情に合わせた助言を行います。
 - ③ ワーク・ライフ・バランスや働き方改革の推進に向けた取組を積極的に行っている県内の事業所を広く紹介します。
 - ④ 国（労働局）、市町村、企業・経営者団体、労働組合等と協力体制を構築して取組を促進します。

- 2 適切な労務管理に向けた労働関係法令等の周知啓発を行います。
 - ① 企業経営者、人事労務担当者、一般県民向けに労働関係法の基礎知識などの周知・啓発を行います。
 - ② 高校生向けに専門家を派遣し、労働法の基礎知識を学ぶ機会を提供します。
 - ③ 労働時間、賃金、過重労働等の様々な労働問題に対して、労働相談業務を通じて専門家による労働法に基づいたアドバイスを行います。

事業名	事業の内容（担当課）
働き方改革推進事業	セミナー等の開催により、ワーク・ライフ・バランスや働き方改革についての企業の意識啓発を図るとともに、働き方改革アドバイザーを派遣するなど、企業の取組を支援する。 (雇用労働課)
働き方改革に取り組む企業の登録制度	ワーク・ライフ・バランスや働き方改革に取り組む企業を登録し、登録企業の取組内容などを県ホームページ等で広く紹介することにより、県内企業の取組の促進を図る。 (雇用労働課)
育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法関係法令の周知・啓発の実施	千葉労働局等と連携し、育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法関係法令について、労働関係情報誌「労政ちば」の発行やセミナーの開催等により県内企業への周知・啓発を図る。 (雇用労働課)
労働大学講座の開催	県内の労働者、使用者及び一般県民に対して、基本的な労働法知識等の普及・啓発を図るため労働大学講座を開催する。 (雇用労働課)
ワークルール普及啓発セミナー	高校生向けに実際の就労に役立つ労働法の基礎知識を学ぶ機会を提供する。 (雇用労働課)
労働相談事業の実施	県内の労働者及び使用者を対象として、賃金や解雇、労働時間、労使紛争等の労働問題に関する労働相談を行うことにより、労使関係の

	安定、適切な労務管理の促進等を図る。	(雇用労働課)
--	--------------------	---------

1-3-② 男女が協力して子育てできる環境づくり

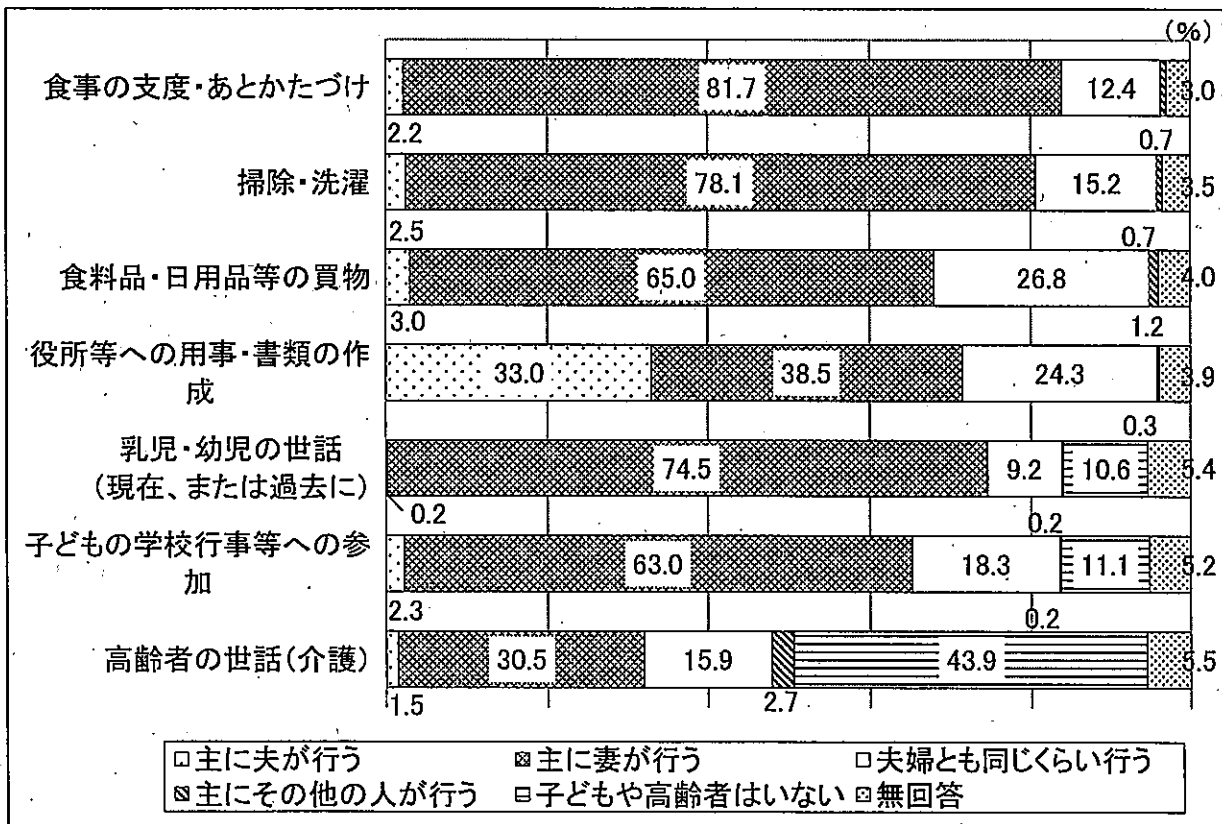
【現状と課題】

平成26年に県が実施した「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」では、乳児・幼児の世話や子どもの学校行事などへの参加を主に妻が行うと回答した方が多いように、依然として子育ての中心的な役割は母親が担っています。市町村では、これから父親、母親になる御夫婦に対し、出産や子育てに対する不安を軽減し、協力して子育てをする意義等について理解を深めていただくために、両親学級や子育て準備講座等を開催しています。

母親の育児の負担感や孤立感を軽減し、ゆとりある子育て環境をつくるためにも、男女共同参画意識を醸成し、男性が自ら家事・育児を行うなど、男女が協力して子育てに関わり、共に責任を負う社会の構築が重要です。

(関連データ)

家事等の役割分担【千葉県】



資料:千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」(平成26年10月)

(目標の設定)

目標項目	現状 (基準年度)	目標 (R6年度)
積極的に育児をしている父親の割合	62.0%	70.0%
3・4か月児健診時	59.6%	
1歳6カ月児健診時	54.5%	
3歳児健診時	(H29年度)	

【施策の方向と具体例】

- 1 男女が協力して子育てできる環境づくりの促進を図ります。
共働き世帯の増加や地域コミュニティにおける人間関係の希薄化などに伴い、育児環境が大きく変わる中で、男女が共に子育てを担う意識を醸成するため、企業などと連携した幅広い男女共同参画意識の普及・啓発を行います。
- 2 男女が相互協力のもとに、安心して子どもを生き育てることができるよう、男女共同参画社会への理解と主体的な取組を促進します。
男女共同参画に関する講座や地域での活動を促進することにより、多様な価値観を持つ男女がそれぞれの生き方を尊重し合い、共に責任を持ちながら、子どもを生き育てる意識の醸成を図ります。

事業名	事業の内容(担当課)
男女共同参画地域推進員事業	県や市町村と地域のパイプ役となる「男女共同参画地域推進員」の活動を通じて、地域に根ざした広報・啓発活動等を行う。(男女共同参画課)
男女共同参画推進事業所表彰の実施	労働の場における男女共同参画の取組を進めるため、仕事と家庭の両立支援や女性の登用、職域拡大等に積極的に取り組んでいる県内事業所を表彰し、広く紹介する。(男女共同参画課)
千葉県男女共同参画推進連携会議	職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる分野における男女共同参画の取組みを促進するため、官民が協働し、情報交換や研修会等を実施する。(男女共同参画課)
男女共同参画センターフェスティバル及びネットワーク会議の開催	男女共同参画への理解を深めてもらうとともに、男女共同参画の推進に主体的に取り組む民間団体と県民の交流・学習の場を提供し、男女共同参画社会づくりに向けた機運の醸成を目的として、センターフェスティバル及びネットワーク会議を開催する。(男女共同参画課)
男女共同参画センターにおける学習研修事業	男女共同参画の推進に向けて、県民意識の醸成や人材の養成を図るための各種講座のほか、大学や地域団体との連携により専門性・先進性の高い、社会経済情勢に応じた講座を開催する。(男女共同参画課)

II-4-① 小児医療体制の整備

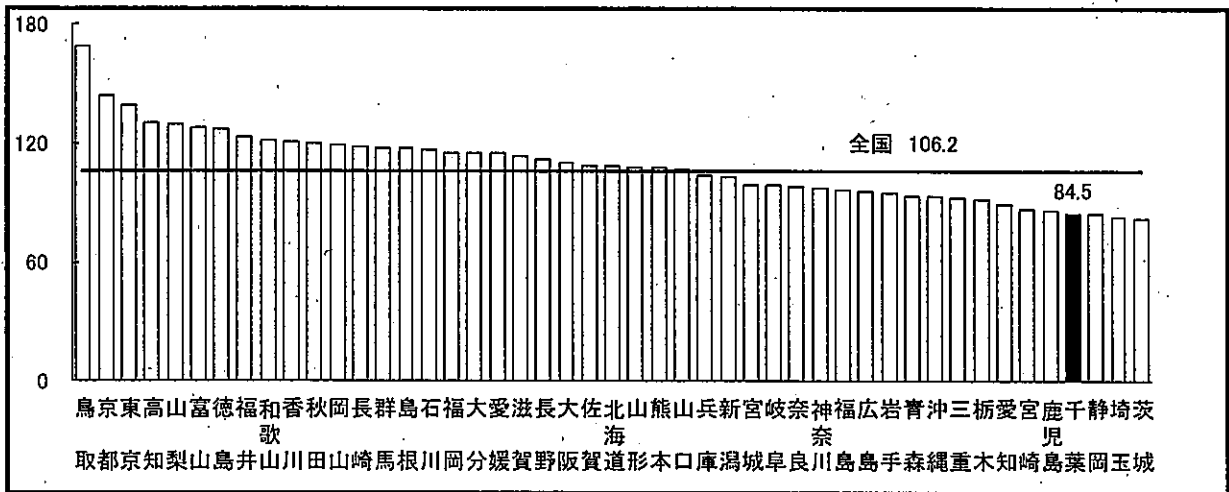
【現状と課題】

小児救急医療については、小児が自分の症状を的確に伝えられないことが多いこと、核家族化に伴い子どもの健康に関する祖父母等の経験が活かされなくなっていること、共働き夫婦の増加により家庭で子どもの異常に気付くのは遅い時間帯になっていることなどから、多くの軽症患者が病院に集中し、小児科医などの負担が増大しています。

また、全国ベースで小児科医の多寡を統一的・客観的に比較・評価する指標である小児科における医師偏在指標は、全国値の106.2（平成30年6月に厚生労働省から提供された暫定値）に対して、本県は全国第44位の84.5（同）と低く、救急医療体制を含め小児医療体制の充実が重要な課題となっています。

（関連データ）

小児科における医師偏在指標（平成30年6月に厚生労働省から提供された暫定値）



【施策の方向と具体策】

- 1 子どもの病気について、保護者への情報提供を推進します。
 - ① 子どもの病気について、保護者へ情報提供するとともに、小児救急電話相談体制事業（#8000）を実施し、保護者の不安感の軽減と救急医療の負担を軽減します。

- 2 小児医療体制の充実を図ります。
 - ① 二次医療圏単位で小児科を置く病院が輪番制で重症の小児救急患者を受け入れる小児救急医療支援事業を実施します。
 - ② 広域で小児救急患者を毎夜間・休日に受け入れる小児救急医療拠点病院運営事業を実施します。
 - ③ 千葉県こども病院をはじめとする全県（複数圏域）対応型小児医療拠点病院及び救命救急センター（県救急医療センターを除く）14箇所において小児の三次救急医療を実施します。

④ 医師修学資金制度などの活用により、小児科医の確保を図るとともに、必要な施策を国へ要望します。

※二次医療圏とは、医療機関相互の機能分担に基づく連携による包括的な保健医療サービスを提供していくための圏域。

※三次救急医療とは、救急車により直接、又は初期・二次救急医療機関から転送される重篤救急患者に対する救命医療を行うこと。

※全県(複数圏域)対応型小児医療拠点病院とは、三次医療圏において、中核的な小児医療を実施する病院。
 先進的な技術や特殊な医療機器の使用を必要とするもの、発生頻度が低い疾病や特に専門性の高い救急医療などの保健医療サービスを提供するための圏域。

事業名	事業の内容(担当課)
小児救急医療啓発事業	子どもの急病時の対応についてのガイドブックを配布する等の事業を実施する。(医療整備課)
小児救急電話相談事業	夜間において、小児の保護者等からの電話相談に小児科医等が対応し、適切な助言を行う事業を実施する。(医療整備課)
小児救急医療体制の整備	<p>小児救急医療体制の整備を図るとともに、県のホームページ、母子手帳 別冊で広く情報を提供する。(医療整備課・児童家庭課)</p> <p>1 初期救急医療体制 (医療整備課) 以下の事業等により、小児の初期救急医療体制の整備を図る。 ①小児初期救急センター運営事業 市町村等が実施する小児初期救急センター及び市町村等の長の要請を受けた診療所の開設者が実施する小児初期救急センターに対し助成する。 ②小児救急地域医師研修事業 小児科医師、内科医師等を対象として、小児救急医療及び児童虐待に関する研修を実施する。</p> <p>2 第二次救急医療体制 (医療整備課) 以下の事業等により、小児の二次救急医療体制の整備を図る。 ①小児救急医療支援事業 原則として二次医療圏単位で小児科医を置く病院がグループを作り、輪番制で夜間・休日に小児の二次救急医療患者を受け入れる病院の運営経費に対し助成する。 ②小児救急医療拠点病院運営事業 小児救急医療体制の確保が困難な地域において、複数の二次医療圏からなる広域を対象とし、小児救急患者を毎夜間・休日に受け入れる小児救急医療拠点病院の運営経費に対して助成する。</p> <p>3 第三次救急医療体制 (医療整備課・病院局経営管理課)</p>

	<p>県こども病院及び各地域の救命救急センター（県救急医療センターを除く）で、重篤救急患者を受け入れる。</p>
<p>医師修学資金貸付制度（再掲）</p>	<p>安定的な医療提供体制の整備に向けて、医師の確保と県内への定着を図るため、大学在学中の医学部生に対し、修学資金を貸し付ける。 （医療整備課）</p>

II-4-② 子どもの保健対策の充実

【現状と課題】

1 乳幼児健康診査とその後の継続支援

子どもの心や身体の健康については、市町村において実施される乳幼児健康診査や健康相談、保健指導等を主軸に支援しています。平成30年度の1歳6か月児健康診査の受診率は96.6%、3歳児健康診査は93.7%となっており、いずれも受診率は微増傾向にあります。

健康診査は、疾病や異常を早期に発見し、適切な指導、療育につなぐとともに、保護者の育児不安等の軽減を図り、また、家族の状況に係る問題等に関連した虐待発生リスク要因を早期に発見し、虐待の発生予防につなげる重要な場となっています。

利用者の立場に立った、よりきめの細かい支援体制を組み、受診率の一層の向上を図るとともに、未受診児の把握や健康診査で継続指導が必要と判断された親や児童の支援体制の充実を図ることが重要です。

また、子どものむし歯は減少傾向にありますが、地域や生活習慣、保護者の歯・口腔保健に対する意識等の違いによる差が見られることから、保護者等に対する正しい知識等の啓発を進めるとともに、多数のむし歯を保有する子どもへの支援が必要です。

2 予防接種の推進と制度の周知

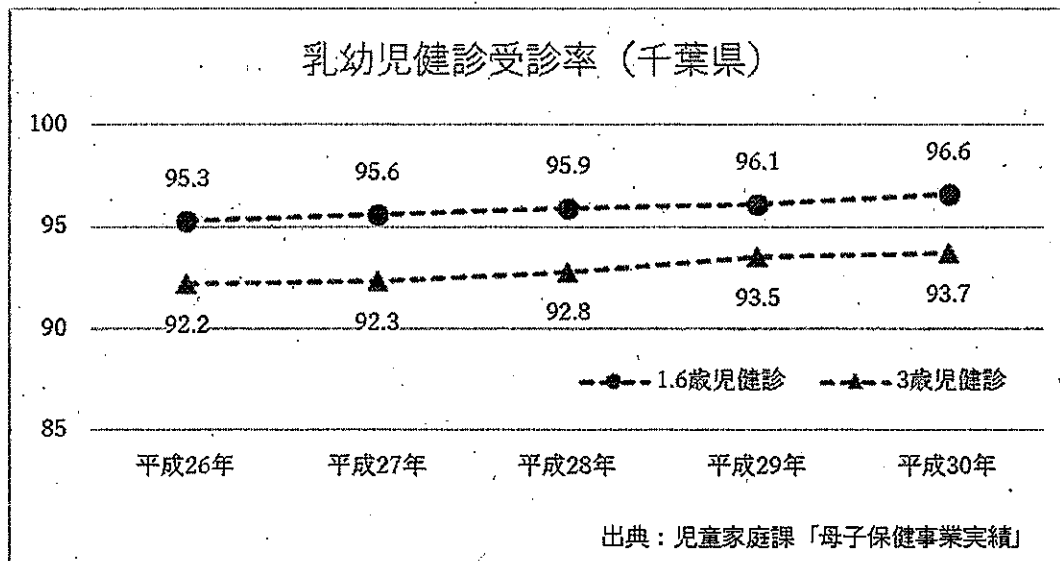
定期予防接種は、各市町村が契約している、主に居住市町村の医療機関で行われていますが、対象者の中には、居住市町村外にかかりつけ医があったり、やむを得ない事情等により居住する市町村で予防接種を受けることが困難な方もいます。また、長期にわたり療養を必要とする疾病にかかり、予防接種実施要領により定められた接種時期に、その機会を逃してしまう場合があります。全ての対象者が、接種を受けられるよう、関係機関と協力しつつ、周知啓発を行い、必要な人が制度を活用できるようにする必要があります。

3 アレルギー疾患のある子どもへの支援

現在、乳幼児から高齢者まで国民の2人に1人は気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、花粉症、食物アレルギー等のアレルギー疾患に罹患しているとされ、その患者数は近年増加傾向にあります。

アレルギー疾患は、慢性疾患であるだけでなく急激な症状の悪化を繰り返すこともあり、時には休園、休学等を余儀なくされるなど日常生活に多大な影響を及ぼします。また、突然の症状悪化により緊急対応を要する疾患もあることから、アレルギー疾患のある子どもやその保護者が、平時からの自己管理のもと安心して暮らしていけるよう、周囲の関係者がアレルギー疾患への理解を深め、適切に支援していく必要があります。

(関連データ)



(目標の設定)

目標項目	現状 (基準年度)	目標 (R6年度)
1歳6か月児健康診査・ 3歳児健康診査の受診率	1歳6か月児健診 96.6% 3歳児健診 93.7% (H30年度)	増加する

【施策の方向と具体策】

- 1 市町村が実施する乳幼児健康診査の内容の充実、受診率の向上に向けて支援します。
 - ① 乳幼児健康診査の内容や実施体制を更に検討し、子どもの健康上の問題を早期に発見し、適切な療育につなげる機能の充実を図るとともに、親子の心の問題に対応する相談窓口機能、親の育児力の形成や育児中の親の交流の場としての機能も充実できるよう、情報提供や研修等により市町村を支援します。
 - ② 幼児歯科健診や歯科相談等で、むし歯予防対策の推進を図り、むし歯罹患のハイリスク児に対して、重点的な歯科保健指導や予防処置の取組を促進します。
 - ③ 乳幼児健康診査の未受診者への対応については、未受診者の家庭にこそ問題があるという視点から、保健師のみならず地域の人的資源や医療機関等を活用して状況把握を行い、受診もれ、対応もれがないよう関係機関の連携を図れるよう支援します。

- 2 特に療育等の必要な子どもへの継続的な支援を行います。
 - ① 市町村母子保健担当課、保育所、幼稚園等、子どもの養育に関わる機関の連携を強化し、心や身体に問題を抱える親子に対して一貫した支援を提供できるよう支援します。
 - ② 各健康福祉センター（保健所）において、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うとともに、医療、保健、福祉、教育、

就労分野等の関係機関との連携調整その他の講演会等の事業を行い、小児慢性特定疾病児童等の健全育成及び自立促進の支援を図っていきます。

- ③ 小児期から成人期への移行期にある患者が、必要な医療や支援を確実に、かつ切れ目なく受けられるよう移行期医療支援センターを設置しました。今後は、移行期医療支援センターを活用し、医療体制整備及び患者自律（自立）支援を進めてまいります。

3 予防接種制度を周知し、事業の推進を図ります。

子どもを感染症から守るために、予防接種を居住地以外の医療機関でも受けられるよう、県内全域で接種できる体制を継続します。また、長期療養や骨髄移植等で定期接種の機会を逃した児が接種の機会が得られるよう、予防接種センター等関係機関と連携し制度の周知啓発に努めます。

4 アレルギー疾患のある子どもや保護者の生活の質の維持向上を図ります。

- ① アレルギー疾患の発症・重症化予防のために、アレルギー疾患を適切に自己管理ができるよう、正しい知識の普及に努めていきます。
- ② アレルギー疾患を有する子ども・家族の生活の質を維持向上することを目的に、周囲の関係者がアレルギー疾患を理解し、適切な配慮や対応ができるよう、相談等に携わる職種の育成や教育・保育施設、学校等の職員への研修や情報提供等を行っていきます。

事業名	事業の内容(担当課)
母子保健指導事業	県内の母子保健体制の整備及び母子保健関係職員の資質の向上を図るため、各種研修等を行う。 (児童家庭課)
先天性代謝異常等検査事業	先天性代謝異常及び先天性甲状腺機能低下症は、早期に発見し、早期に治療を開始することにより、知的障害など心身障害の発生を予防することが可能であるため、新生児期に血液検査を行い、早期発見に努める。 (児童家庭課)
新生児聴覚検査体制整備事業	新生児聴覚検査に係る検討会や研修会を開催し、県内における聴覚障害の早期発見、早期療育体制の推進、整備を図る。 (児童家庭課)
予防接種の市町村相互乗り入れ体制の継続、長期療養児の接種機会の確保	県内全域で接種できる体制や長期療養のために接種の機会を逃した児への対応について周知し、すべての対象者が制度を活用できるよう推進する。 (疾病対策課)
アレルギー疾患対策事業	千葉県アレルギー疾患対策推進計画に基づく効果的な事業の実施及び今後の施策の方針について検討するために、千葉県アレルギー疾患医療連絡協議会を開催する。 庁内に設置している千葉県アレルギー相談センターにおいて、専門の医師や看護師が相談に応じるほか、県ホームページ等を通じて適切な情報提供を行う。 アレルギー疾患対策に係る人材育成を目的として、相談・保健指導従事

	<p>者向け研修及び教育・保育施設等職員向け研修を開催する。 (疾病対策課)</p>
<p>小児慢性特定疾病児童等自立支援事業</p>	<p>慢性特定疾病児童等の健全育成を図るとともに、慢性特定疾病児童等及びその家族が安心して暮らせる地域社会の実現を図るために、千葉県慢性疾患児童等地域支援協議会を開催する。 各健康福祉センターにおいて、慢性特定疾病児童等及びその家族について、日常生活上の悩みや不安等の解消、健康の保持増進や福祉の向上を図るため、療育相談指導、巡回相談指導、ピアカウンセリング、自立心の育成相談、学校・企業等の地域関係者からの相談対応及び情報提供等を実施する。 (疾病対策課)</p>

II-4-③ 食育の推進

【現状と課題】

1 健康的な生活習慣形成の取組の推進や食生活の普及啓発等

ライフスタイルの多様化により、食生活が乱れ、栄養の偏りや肥満・過度の痩身の増加、若年層を含めた生活習慣病の増加等、「食」に起因する健康上の問題が深刻化しています。

加えて、急速に高齢化が進んでいる中、単なる長寿ではなく健康寿命を延ばすためには、子どものころからの望ましい食習慣の確立が重要です。

県が平成30年度に実施した「学校給食実施状況等調査」によると、小学5年生では10.6%、中学2年生では15.5%の児童生徒が1週間のうちに朝食を食べない日があり、また、平成29年度に実施した「生活習慣に関するアンケート調査」の結果を見ると、20代男性では49.7%、20代女性では45.7%の県民が週に2日以上朝食を食べない状況にあることが分かります。このことから、特に若い世代で朝食を欠食する人が多く、栄養バランスに十分配慮した食生活を送ることができていない等の課題があります。

2 体験活動を取り入れた効果的な食育の推進

県では、平成28年12月に第3次千葉県食育推進計画を策定し、「『ちばの恵み』を取り入れたバランスのよい食生活の実践による生涯健康で心豊かな人づくり」を基本目標に、食育を地域に根ざした県民運動として推進しています。

食に関する正しい知識や食文化を様々な体験を通して学ぶことは、生活の基本を身に付け、健康な身体を育んでいくことにつながります。千葉県は、豊かな自然と多彩な食材に恵まれ、県内各地でそれぞれの風土を活かした郷土料理が作られ、伝えられてきました。こうした千葉の食文化について、理解を図ることも健全な食育を進めていく上で重要なことのひとつです。

また、家庭において食育の知識・調理をする力が不足している等の課題も見受けられます。そこで、学校・地域等において食を学ぶ多様な機会を設けるなど、社会が家庭を支えながら食育を推進していく必要があります。

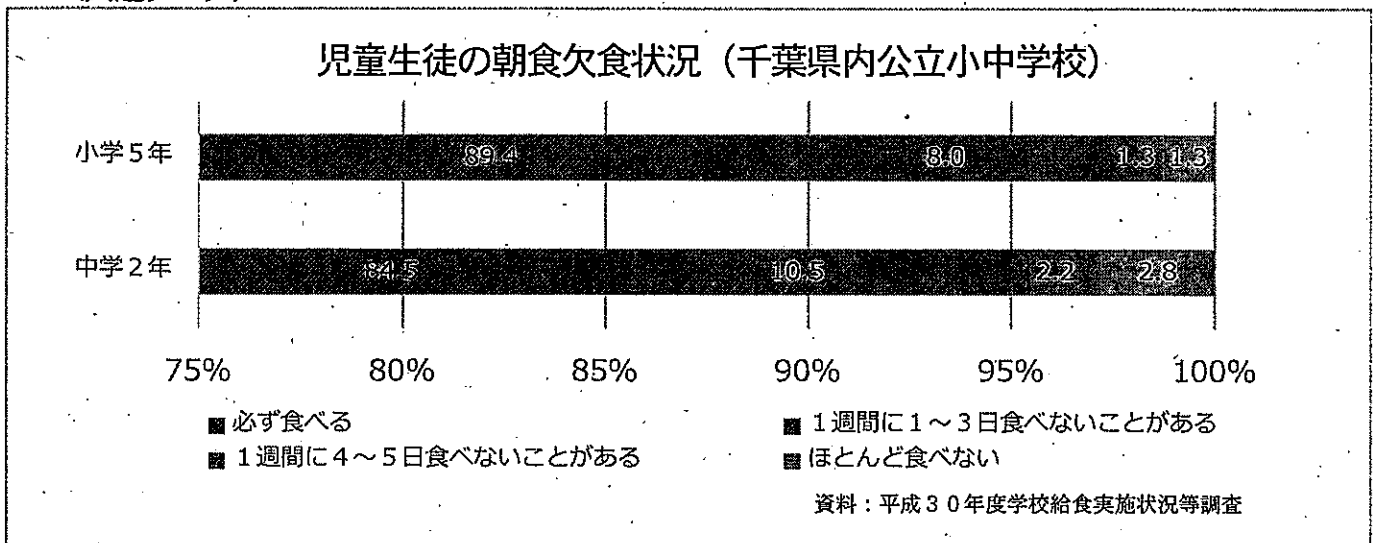
さらに食育は、健康・教育・農業など幅広い分野にまたがる取組であることから、官民及び地域の各分野で活動されている方々が連携・協働して食育を推進していく必要があります。

3 食生活を支える歯・口腔の健康づくり

食生活を支えるためには、歯・口腔の健康づくりが重要です。乳幼児期や学齢期のむし歯は減少傾向にありますが、地域や生活習慣、保護者の歯・口腔保健に対する意識等の違いによる差がみられます。

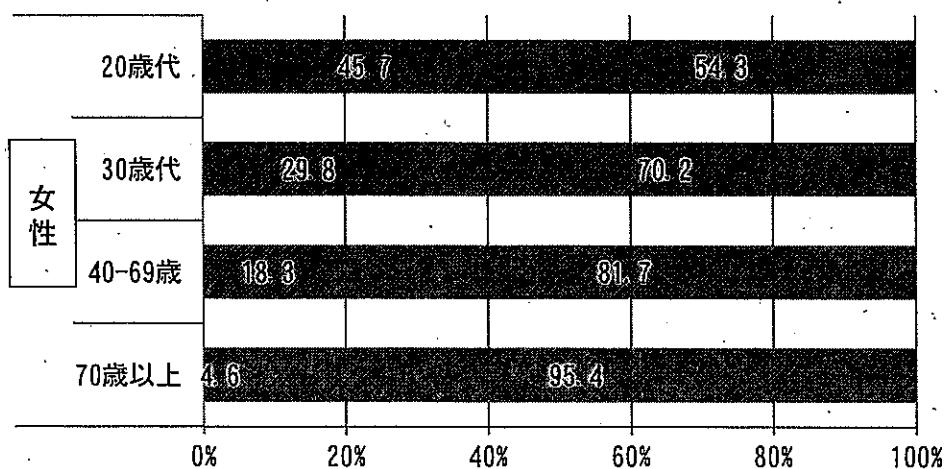
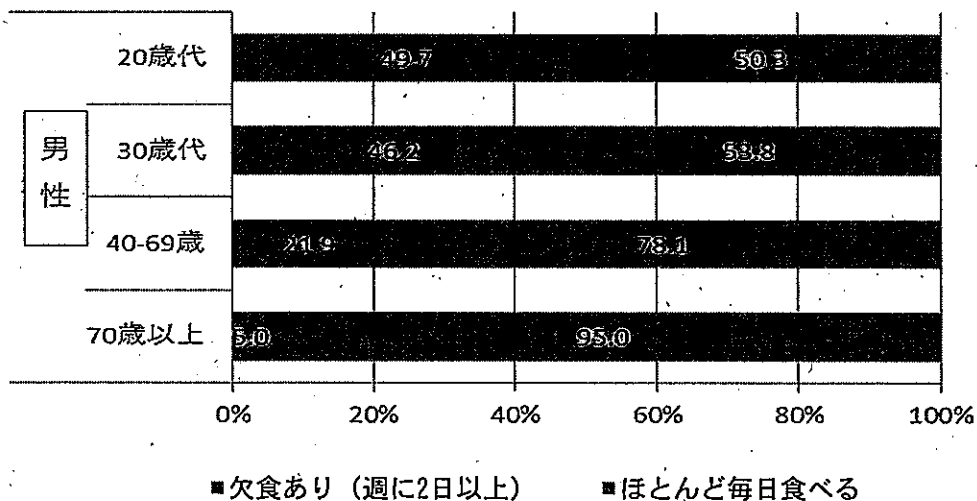
そこで、むし歯の予防や治療の促進、歯周病の予防など広く歯・口腔の健康づくりを進めるとともに、食べ物をしっかり噛んで飲み込む力を養い、心身ともに健康な生活を送ることができるよう支援する必要があります。

(関連データ)



朝食欠食状況

■ 欠食あり (週に2日以上) ■ ほとんど毎日食べる



資料：平成29年度生活習慣に関するアンケート調査

【施策の方向と具体策】

- 1 子どもの健康的な生活習慣形成の取組を推進します。
 - ① 「何をどれだけ食べたらよいか」をわかりやすく伝えるため、「ちば型食生活」を実践するための「ゲー・パー食生活ガイドブック」を作成しています。このガイドブックを活用し、望ましい食生活と正しい知識の普及を進めます。
 - ② よく噛んでおいしく食べるために、口腔機能が十分に発達し維持されるよう、歯・口腔の健康を保つ歯科保健分野を含めた食育の取組を推進します。

※ちば型食生活とは、鮮度が良く栄養たっぷりでおいしい千葉県産の農畜産物や水産物を、上手に食事に取り入れたバランスのよい食生活のこと。

- 2 ライフステージに応じた望ましい食生活の普及啓発を行います。

ライフステージに応じた適切な食生活の実践を図るため、市町村や施設等の関係機関における連携と食育活動の充実を支援します。

- 3 学校・家庭・地域が連携して、農業体験や郷土料理教室など体験活動を取り入れた効果的な食育を推進します。
 - ① 「ちば食育ボランティア」の活動を推進し、農業体験、郷土料理教室、親子料理教室など、多様な体験の場を提供します。
 - ② 「ちば食育サポート企業」が提案する「学校参加型食育体験プログラム」を各学校へ配付し、企業などによる出前授業や工場等での体験・見学、調理実習など、学校と企業が連携した食育活動を推進します。
 - ③ 食について楽しく学びながら、自らの食生活を振り返り、より望ましい食習慣を身に付け、郷土の食文化についての理解や食に関わる人に感謝するなどの豊かな心をはぐくむため、計画的・継続的・組織的に食に関する指導の充実を図ります。
 - ④ 学校給食の食材として千葉県の地場産物を活用し、より安全・安心な給食の普及・定着を図るとともに、学習と結びつけた効果的な食育を推進します。
 - ⑤ 千葉の食文化についての理解を図るため、子どもはもちろん、その保護者も対象に食文化に関する講習会や郷土料理の調理体験教室など多様な体験の場を提供します。

※ちば食育ボランティアとは、学校や地域など食育活動を行う場で、農業体験の受入れや郷土料理の調理実習、食に関する知識等をお話するなど、幅広い分野で食育活動のサポートをする方々を登録し、紹介する県の制度。

※ちば食育サポート企業とは、社会貢献活動の一環として食育活動を実践する企業・団体。公的機関や食育ボランティアが実践する食育活動に支援・協力する企業を登録し、紹介する県の制度。

事業名	事業の内容(担当課)
ちば食育活動促進事業	主に食育推進体制の整備・運営として「ちば食育ボランティア」及び「ちば食育サポート企業」等の活動促進を図るほか、官民連携による食育活動の展開として食育に関する広報・啓発や「ちば食育推進大

	会」を実施する。 (安全農業推進課)
食からはじまる健康 づくり事業	ライフステージに応じた適切な食生活の実践を図るため、市町村や施設等の関係機関における連携と食育活動の充実を支援する。 (健康づくり支援課)
いきいきちばっ子 食育推進事業	学校における食育の指導体制と指導内容の充実を図るとともに、学校給食を活用した食育の充実を図るために実施する。 (教育庁学校安全保健課)
千葉の食文化まるごと 体験事業	博物館において「郷土食講座」などを実施し、食体験をとおして千葉の食文化に関する理解促進を図る。 (教育庁文化財課)

II-5-① 就学前の子ども教育・保育の充実

【現状と課題】

1 就学前児童の教育・保育の支援体制の整備

就学前児童の教育・保育の状況は、主に保護者の働き方により、幼稚園等（全就学前児童数の25.6%）、保育所等（38.6%）、家庭等（35.9%）に分かれており、特に、5歳以上児の52.2%が幼稚園、42%が保育所等で教育・保育が実施されています。

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うために極めて重要なものです。子どもに望ましい生活習慣や規範意識を身に付けさせ、義務教育以降の教育の土台をつくるため、全ての子どもに質の高い幼児教育を保障することが求められます。質の高い教育・保育や子育て支援を行うためには、保育教諭、幼稚園教諭、保育士など、子どもの成長を支援する者の確保とともに、その専門性や経験の積み重ねが極めて重要です。

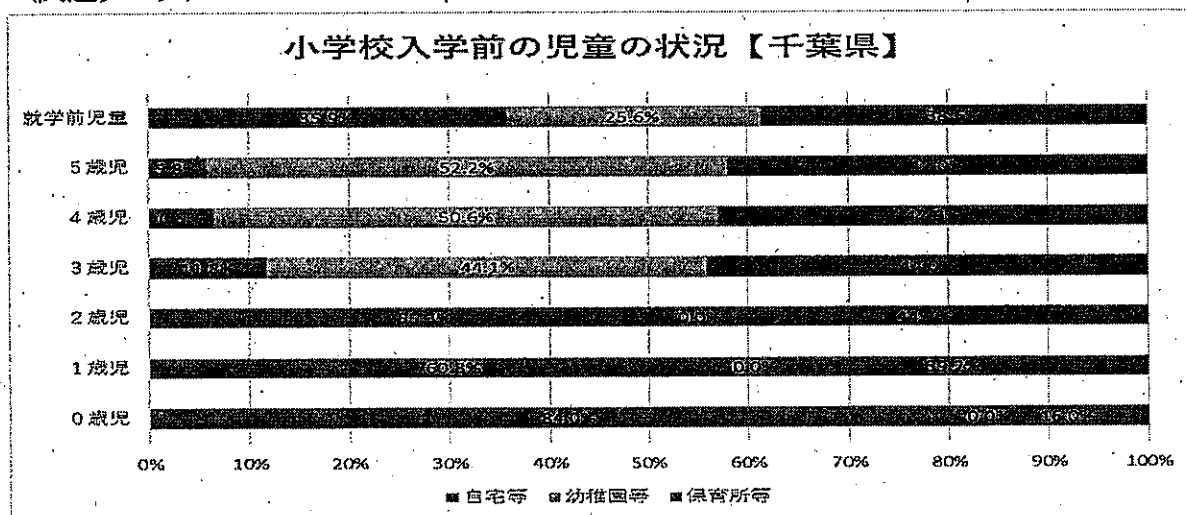
幼児教育・保育の質の向上のため、幼児教育アドバイザーの確保及び幼児教育センターの体制整備などを図ることが必要です。

2 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まりました。これにより、3歳から5歳までの全ての子どもと住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもについて、保育所、認定こども園、幼稚園の保育料等が上限まで無償となるほか、保育を必要とする子どもの認可外保育施設や一時預かり事業等の利用料も無償化の対象となります。

市町村は、無償化の対象となる施設等の確認や、保護者の認定及び給付を行います。これらの手続を円滑に行うため、市町村において無償化の対象となる施設等の情報を把握する必要があります。

（関連データ）



注：自宅等には認定こども園の教育ニーズの児童が含まれています。

幼稚園入園児童数：学校基本調査（県統計課 令和元年5月1日現在）

保育所入所児童数：市町村保育状況調査（子育て支援課 平成31年4月1日）

(目標の設定)

目標項目	現状 (基準年度)	目標 (R6年度)
幼稚園等や市町村の研修会への派遣回数	49件 (H30年度)	増加を目指します

【施策の方向と具体策】

- 1 良好な教育環境を確保するため、私立幼稚園への助成の充実を図ります。
私立幼稚園の経営基盤を安定化し、教育環境の一層の向上を図るため、運営に要する経常的な経費に対し、補助します。
- 2 保護者の就労状況等、ニーズにあわせた保育環境の充実を図ります。
 - ① 年間を通じて継続的に預かり保育を実施する学校法人立幼稚園等に対して補助します。
 - ② 一時預かり、休日・夜間保育、病児保育等、保護者の多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。
- 3 幼稚園や保育所等が地域における子育て支援の拠点となるよう推進します。
 - ① 幼稚園の施設や教育機能を広く地域に開放することを積極的に推進する学校法人立幼稚園等に対し、助成の充実を図ります。
 - ② 市町村が実施する保育所等の子育て支援拠点の質の確保と普及を図るとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえて実施される市町村事業の推進を支援します。
- 4 幼児教育の質の向上と初等教育への円滑な接続を図ります。
 - ① 必要な人材の確保に努めるとともに、職員の経験年数や各施設の状況に応じた研修を行い、教育・保育の質の向上を図っていきます。
 - ② 幼児期に育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同研究の機会等を設けることなどにより、円滑な接続を図ります。
- 5 幼児教育・保育の無償化の円滑な実施を図ります。
 - ① 私立幼稚園や保育を必要とする子どもの一時預かり事業や認可外保育施設等の利用料を給付します。
 - ② 認可外保育施設等の情報について、県ホームページ等により周知します。

事業名	事業の内容(担当課)
私立学校経常費補助事業(再掲)	私立学校の振興を図り、私立学校の健全な経営と生徒の修学上の負担軽減を図るため、学校法人が設置する学校の運営に要する経常的な経費に対し補助する。 (学事課)

子育て支援活動推進事業（再掲）	子育て支援を目的として、教育相談事業や園庭開放など幼稚園の施設や教育機能を広く地域に開放することを積極的に推進する学校法人立幼稚園等に対して助成する。 (学事課)
預かり保育推進事業（再掲）	年間を通じて継続的に預かり保育を実施する学校法人立幼稚園等に対して補助する。 (学事課)
地域子ども・子育て支援事業（再掲）	地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくため、地域子ども・子育て支援事業（13事業）の促進を図る。 ・利用者支援事業 ・延長保育事業 ・放課後児童健全育成事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業 等 (児童家庭課・子育て支援課)
幼児教育推進事業	幼児教育アドバイザーを県内の幼児教育施設に派遣したり、幼児教育関係研修を行ったりするなど、幼児教育・保育の質の向上を図る。 (教育庁学習指導課)
子どものための教育・保育給付（再掲）	保育所、認定こども園、地域型保育事業等の運営に要する費用を給付する。 (学事課・子育て支援課)
子育てのための施設等利用給付（再掲）	私立幼稚園や保育を必要とする子どもの認可外保育施設等の利用料を給付する。 (学事課・子育て支援課)

II-5-② 学ぶ力の向上、健康・体力づくりの推進

【現状と課題】

1 学ぶ力の向上

子どもには複雑で予測困難な社会であるからこそ、変化を前向きに受け止め、社会や人生、生活を人間ならではの感性を働かせてより豊かなものにすることや、複雑化・多様化した現代社会の課題に対して、主体的な学びや多様な人々との協働を通じ、その課題解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと等が求められています。

そのためには、生きて働く「知識及び技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」の育成、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の涵養の3つを柱とした資質・能力の育成が必要です。

2 読書活動及び読書環境の充実

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

子どもが本に親しみ、好きな本を手にとったり活用したりと、読書を習慣化するためには、子どもが本の楽しさや必要性を感じる機会の充実が必要です。家庭、地域、学校が連携し、読書環境を整えるとともに、子どもの発達段階に応じた読書への関心を高める取組を推進します。

また、子どもの利用のためのスペース確保に努めるため、関係各部署との連携を図り、子どもにとって利用しやすい図書館の整備を促すことが大切です。

3 健康・体力づくりの推進

千葉県の子どもは、体力、運動能力では全国では上位にありますが、運動する子としない子の二極化が進み、体育の授業以外では全く運動しない子どもも多く存在するなど、子どもの体力は確実に低下しています。健康や体力は「生きる力」の基本であり、子どもに「健やかな体」を育むことが大切です。運動しない子どもをゼロにするとともに、生涯を通じてスポーツに親しむための土台づくりである学校体育の更なる充実が求められています。また、子どもが健康で安全な生活を営むために必要な身体能力、知識、望ましい生活習慣を身に付けることが求められます。

4 外国人児童生徒等への支援

近年では、我が国に在留する外国人の増加等に併せて、小・中・高校等における日本語指導が必要な児童生徒数も増加傾向にあります。また、外国人児童生徒等に対して、各学校における日本語指導の充実や受入れ体制の整備を進めることが求められます。

(関連データ)

外国人児童生徒数の実態

(1) 日本語指導を必要とする外国人籍の児童・生徒数 (千葉県 ※千葉市含む)

	H20	H22	H24	H26	H28	H30
小学校	765	756	637	691	980	1120
中学校	324	352	217	246	333	419
高等学校	69	136	94	102	160	228
義務教育学校					12	10
特別支援学校	4	5	2	4	4	1
合計	1,162	1,249	950	1,043	1,489	1,778

文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入状況調査」より

(目標の設定)

目標項目	現状 (基準年度)	目標 (R6年度)
検討中		
検討中		
小学校における新体力テスト (8種目 80点) の平均点	49.2点 (H30年度)	50.0点
検討中		

【施策の方向と具体策】

- 1 子どもの学習意欲を高め、学力向上を図る取組を推進します。
 - ① 子どもが自ら学習上の課題を把握し、目標を立て、その達成に向けて努力するための効果的な学習教材の提供をすることで、基礎的・基本的な知識の習得と学習意欲の向上を図ります。
 - ② 教員の実践的指導力を高め、効果的な学習指導を進めることができるよう、研修体

制や授業改善方策の内容・手法を充実していくことにより、学力の基盤となる授業の充実を図ります。

- 2 全ての子どもが本に親しむための子どもの読書活動を推進します。
 - ① 家庭、地域、学校の社会全体において、子どもの発達段階に応じた読書への関心を高める取組を実施し、本に親しむ習慣の定着を図ります。
 - ② 家庭、地域、学校が連携し、子どもが、好きな本を手にとったり、必要な資料を調べたりすることのできる望ましい読書環境づくりを推進します。また、千葉県子どもの読書活動推進計画（第四次）を基に、子どもが本に親しむための図書館整備を推進します。

- 3 生活習慣の向上と健康・体力づくりへの取組を推進します。
 - ① 豊かな人間性やたくましい体を育みながら生涯にわたって生活全体を自律的に管理できる生活習慣を身に付けられるよう、子どもの健康・体力づくりを推進します。
 - ② 新学習指導要領の全面実施に合わせ、授業改善に取り組み、「楽しさ」を感じられる体育の授業の実践を目指します。
 - ③ 「遊・友スポーツランキングちば」の効果的な活用方法を積極的に紹介します。
 - ④ 運動能力の優秀な児童生徒に対して運動能力証を交付する「運動能力証交付事業」の効果的な活用を促していきます。

- 4 外国人児童生徒等の受け入れ体制の整備をします。
 各学校において外国人の児童生徒等の受入れがスムーズに行われるよう、外国人など日本語を母語としない児童生徒に対して日本語指導ができる外部人材の配置の充実を図ります。

事業名	事業の内容(担当課)
子どもたちの主体的な学びを支える取組の充実のため「県内小中学校に対する学習ガイド」の活用促進	小中学校で学ぶ基礎・基本から応用までの内容について、児童・生徒が様々な場面で取り組める学習教材である「ちばっ子チャレンジ100」(小学校)及び「『ちばのやる気』学習ガイド」(中学校)の活用を促進する。 (教育庁学習指導課)
高等学校と大学の連携の促進	高校生が大学レベルの授業を受講するなどの「高大連携」について、すべての地域の県立高校が取り組むとともに、県立高校に在籍するすべての生徒が大学レベルの講義等を体験でき、高大連携に取り組むやすい環境を整備する。 (教育庁生涯学習課)
子どもの読書活動推進事業	千葉県子どもの読書活動推進計画(第四次)に基づき、すべての子どもたちが、本に親しみながら成長していくための読書活動を推進する。乳幼児から読書に親しむ機会の充実と子どもが自主的に読書に親しむことができる環境の整備に向け、子どもの読書活動啓発リーフレ

	<p>ットの配布や子ども読書の集い、公共図書館・学校図書館連携研修会、読み聞かせボランティア入門講座等を開催する。</p> <p>(教育庁生涯学習課)</p>
いきいきちばっ子健康・体力づくりモデルプランの推進	<p>子どもたちが自ら考え、自ら実践し、自ら評価するという健康・体力づくりの進め方の基礎を学び、自らの健康と一生は自分で守る気持ちを持たせるため、「いきいきちばっ子健康・体力づくりモデルプラン」を県民に広めるとともに、小学校・中学校・高等学校における健康づくりを推進する。</p> <p>(教育庁学校安全保健課)</p>
いきいきちばっ子コンテスト「遊・友スポーツランキングちば」の実施	<p>体育の授業や業間休み・昼休み等の時間に仲間と楽しく協力しながらリレーや長縄とび、馬とびなどの運動を行うことにより、積極的な外遊びや運動を奨励するとともに、同じ目標に向かって取り組むことで好ましい人間関係や社会性を育成することをねらいとしている。また、各学校の記録を公表・表彰し、児童生徒の運動への意欲を高め、子どもたちの体力の向上を図る。</p> <p>(教育庁体育課)</p>
外国人児童生徒等教育相談員派遣事業	<p>外国人の児童生徒との母語を理解する者を教員の補助者として県立学校に派遣し、日本語指導及び適応指導の充実を図る。</p> <p>(教育庁学習指導課)</p>
外国人児童生徒等の教育に関する連絡協議会の開催	<p>日本語指導担当者、指導主事、ボランティア等が集まり、受入体制の充実や、指導力向上に係る協議を行う。</p> <p>(教育庁学習指導課)</p>

II-5-③ よりよく生きるための道徳教育の充実

【現状と課題】

現在、日本の子どもは、将来の夢や目標を持つという割合が横ばいであることや、自己肯定感・自己有用感が諸外国と比べて低いとされています。家庭や地域社会の教育力の低下や実体験の不足は、子どもに、生命尊重の心や自尊感情、規範意識、コミュニケーション能力、社会参画への意欲の低下といった問題を招いています。

子どもの健やかな成長のためには、豊かな心を育むことが不可欠であり、豊かな情操や規範意識、自己肯定感・自己有用感等を育成するための教育を推進することが求められます。

(目標の設定)

目標項目	現状 (基準年度)	目標 (R6年度)
検討中		

【施策の方向と具体策】

- 1 豊かな情操や道徳心を育む教育を推進します。
 - ① 学校の全ての教育活動において、道徳科・「道徳」を学ぶ時間等を要として、改訂した「道徳教育の手引き」を活用した子どもの発達段階に応じた系統的な道徳教育を推進するとともに、家庭や地域住民と連携した取組の充実を図ります。
 - ② 法律や通貨の仕組みなどの社会のルールに関する学習活動、時代や社会に応じた実践的な能力を身に付ける消費者教育、少子高齢化社会における社会保障と財政の問題について考えさせる租税教育等の課題解決型学習の充実を図ります。
- 2 郷土と国の歴史や伝統文化等について学ぶ教育を推進します。

次代を担う子どもたちが我が国や郷土の歴史や伝統文化、風土に対する関心や理解を深め、尊重する態度を身に付けるとともに、郷土や国に愛着や誇りを持ち、自信を持って発信することができる力を育むための教育活動を充実します。

また、道徳の時間などを活用して、先人の行き方などに関する学習活動を推進します。
- 3 心を豊かにする教育を推進します。

子どもに生活体験や自然体験などの体験活動の機会を多く提供し、学校教育、家庭教育、地域社会での活動の充実を図るとともに、多様な文化への理解やボランティア精神の涵養等を図る取組、自他を尊重する人権意識の啓発を推進します。

事業名	事業の内容(担当課)
道徳教育推進プロジェクト事業	小・中・高等学校の各学校段階に応じて、より効果的な指導を行うため、『『いのち』のつながりと輝き』をテーマに、今後の道徳教育の在り方について検討し、児童生徒の道徳性を養う道徳教育を推進する。 (教育庁学習指導課)
検討中	
さわやかちば県民プラザにおける「学習研修事業」「交流事業」	さわやかちば県民プラザにおける「学習研修事業」の一環としてボランティア体験講座などを実施し意識の向上を図るほか、「交流事業」の一環として「千葉県体験活動ボランティア活動支援センター」を活用し、子どもチャレンジプロジェクト事業・ヤングパワームーブメント事業を実施するとともにボランティア活動に関する情報の収集・提供・相談・ネットワークの推進を行う。 (教育庁生涯学習課)
心の教育推進キャンペーン	県内の学校において授業公開を実施するとともに、心の教育啓発ポスター・実践事例集を作成し、幼稚園等・小・中学校・高等学校・特別支援学校に配付する。また、ポスターについては図案募集を全県下に実施する。 (教育庁学習指導課)

※子どもチャレンジプロジェクト事業とは、イベントづくりや体験活動を通して、様々な世代の人との関わり方を学ぶ。対象は小学生。

※ヤングパワームーブメント事業とは、高校生以上の若者を対象に、地域の課題を解決する活動を実践的に進めていくものである。この活動をとおして、若者の社会参画を推進していく。

II-6-① 人権教育の推進

【現状と課題】

国の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」や「人権教育・啓発に関する基本計画」、県の「千葉県人権施策基本指針」等を踏まえ、学校や職域において様々な人権教育や啓発が行われた結果、人権に関する理解は全体的に前進を見せていますが、残念ながら現実には様々な偏見や差別など、国民の誰もが持つ人権を侵害し、生命の尊厳まで脅かす行為が後を絶ちません。特に子どもについては、児童虐待やいじめによる自殺など、生命にかかわるような人権上の問題が尽きない今こそ、人権教育が必要不可欠といえます。

人権教育とは「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」であり、生涯学習の視点に立って、幼児期からのライフステージごとに、地域の実情等に合わせて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、実施する必要があります。

そこで、学校の教育活動全体を通じて、子どもが人間としての在り方を考えられるよう、人生をよりよく生きるための基盤となる道徳性や道徳的実践力を育成すること、子どもの豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自尊感情、他者への思いやり、人間関係を築く、社会性、公共の精神、自然を大切に、環境を守ろうとする姿勢などを育てることに取り組むとともに、社会が人権に関する理解を深めるような社会教育の実施に取り組みます。

また、児童福祉法では、平成28年の改正により、子どもを権利の主体として位置付けており、子どもを保護の客体として捉えるだけでなく、権利の主体として認め、その権利を保障するために、子どもの意見や意思を尊重するための取組を進める必要があります。子どもが意見を表明しやすい環境を作ること、また、権利の侵害を受けたと感じたときに相談できる環境を作ることが必要です。

【施策の方向と具体策】

- 1 千葉県人権施策基本方針に基づき、子どもが基本的人権の享有主体として最大限尊重される社会を目指して、心のバリアフリー推進事業を実施します。
差別意識や偏見を持たない「心のバリアフリー」を達成するため、一人ひとりの心に直接訴えかけるのに有効な講演会や研修会等の実施、人権教育のための講師派遣等を行います。
- 2 教職員の人権意識を啓発します。
公立小・中・高等学校・義務教育学校・特別支援学校の教職員対象の研修において、各種人権課題について学ぶ機会を提供し、学校教育活動全体を通して人権教育を推進します。
- 3 県民の人権課題に対する理解と認識を深め、人権教育の充実を図ります。
 - ① 社会人権教育の指導者等の資質向上を図るため、研修会や講座を開催します。
 - ② 県民の人権問題に対する正しい理解を深めるため、社会人権教育指導資料等を作成し、配布します。

4 虐待等により家庭で生活ができない子どもたちの権利を擁護します。

虐待等により家庭での生活ができない子どもたちに対しては、権利擁護に関するしおり（子どもの権利ノート）を渡して、子どもの権利擁護とは何かを説明するとともに、県庁への連絡用のはがきを渡すなど、周囲の大人に相談できない状況においても相談できる環境の整備に努めます。

5 子どもが相談できる環境の整備を図ります。

いじめ、体罰、虐待など、子どもの権利が侵害された場合に、子ども自身が相談できる窓口の設置を検討します。

事業名	事業の内容(担当課)
心のバリアフリー推進事業	「心のバリアフリー」を達成するため、人権に関する講演会や研修会等を主催し、人権教育のための講師派遣等を行う。また、各種広報活動や啓発冊子の作成、配布等を行い、人権教育及び啓発を行う。 (健康福祉政策課)
(学校)人権教育推進事業	学校における人権教育推進のため、研究協議会の開催や指導資料の作成を行う。 (教育庁児童生徒課)
社会人権教育指導研修事業	社会人権教育の指導者等の資質向上を図るため、研修会や講座を開催する。県民の人権問題に対する正しい理解を深めるため、社会人権教育指導資料等を作成し、配布します。 (教育庁生涯学習課)
子どもの権利ノートの作成	「子どもはひとりのかけがえない存在として、生きること(生存)、守られること(保護)、育つこと(発達・成長)、参加すること(参画)に関する権利が守られること」を子どもたち自身に伝えるため、子どもの権利ノートを作成し、里親委託や施設入所している子どもたちに配布する。 (児童家庭課)

II-6-② 児童虐待防止対策の充実

【現状と課題】

1 児童虐待防止

子どもの健やかな成長に重大な影響を及ぼす児童虐待の防止は、社会全体で取り組むべき重大な課題です。県内の児童相談所における虐待相談対応件数は増加の一途をたどり、10年前と比較して、約3.4倍になっています。また、子どもの命が失われる事例も後を絶たず、平成31年1月には県内で児童虐待による死亡事例が発生しています。

本県では、平成28年に「千葉県子どもを虐待から守る条例」を制定し、死亡事例の検証報告における提言も踏まえて、児童虐待防止施策を推進しているところです。

増加する児童虐待を防止するためには、まず児童虐待の発生そのものを予防することが最も重要です。子育てに不安等を抱える保護者が孤立することを防ぎ、早期に支援の手を差し伸べることが大切です。

また、虐待は子どもの命に関わる問題になることから、早期に発見し、迅速に対応することも重要です。このため、児童相談所の体制をさらに強化する必要があるとともに、これまで以上に市町村、学校、警察、教育機関等の関係機関が緊密に連携し、児童の安全確認及び安全確保を最優先として対応を取ることが重要です。

児童相談所については、職員を大幅に増員した結果、経験の少ない職員が多くなっていることから、職員の資質の向上を図るとともに、業務の適正な執行を確保するためのマネジメントの強化が必要となります。特に、中央、市川、柏児童相談所については、管轄する人口が全国平均の2倍を超えており、児童虐待相談対応件数も大幅に増加していることから、抜本的な組織の見直しが必要です。

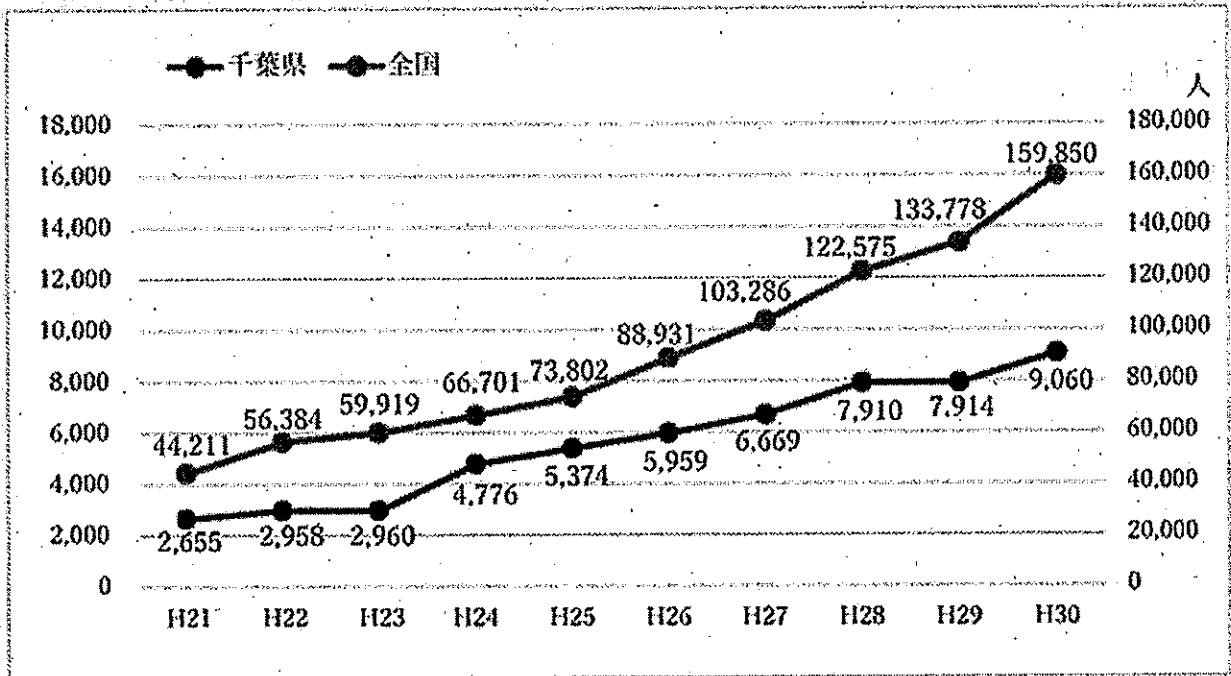
さらに、行政機関だけでなく地域全体で子育て家庭を見守る仕組みづくりが必要であり、県民に児童虐待についての正しい知識と理解を深める機会を提供し、児童虐待防止に対する意識を広めることも大切です。

2 DV被害者への支援

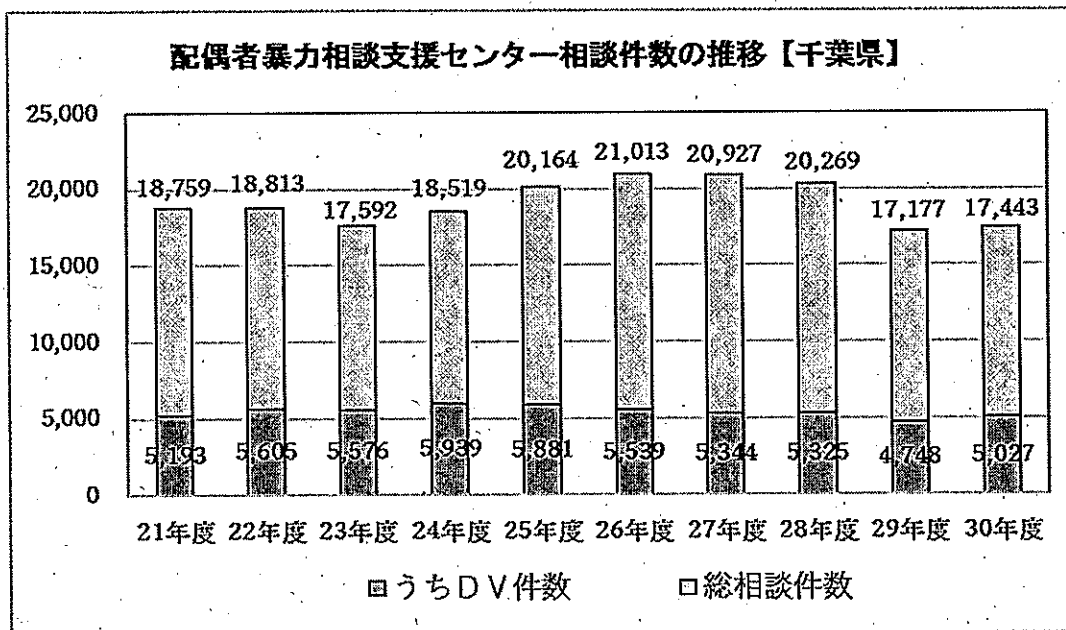
DVのある家庭では、配偶者への暴力だけでなく、児童虐待もおきている場合があるとともに、子どもがDVの現場を目撃することも児童虐待です。DVは、被害者を傷つけるだけでなく、子どもの心にも大きな傷を負わせ、子どもの人格形成や身体的成長過程へも深刻な影響を与える場合があります。身体的・精神的に深刻な影響を受けているDV被害者等が、安全・平穏な生活を送れるよう、相談体制や生活再建支援の充実を図ることが必要です。

(関連データ)

○児童虐待相談対応件数の推移



出典：厚生労働省「福祉行政報告書」



資料：県男女共同参画課

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年度)	目標(R6年度)
児童虐待による死亡事例ゼロ	1件 (H30年度)	0件
養育支援訪問事業の実施市町村数	35市町村 (H30年度)	全市町村
市町村子ども家庭支援拠点の設置数	9市 (H30年度)	全市町村

【施策の方向と具体策】

- 1 母子保健施策と連携し、児童虐待を未然に防止します。
 - ① 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援のために、母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供する子育て世代包括支援センターの設置・運営を支援します。
 - ② 児童虐待の死亡事例は乳幼児に多く見られることから、妊娠の早期から関わりを持つ母子保健従事者が、児童虐待に対する理解を深め、適切な支援を行えるよう、実践的な研修を行います。
 - ③ 市町村が実施する親の役割意識を高めるための取組について、研修を通じて支援します。
 - ④ 市町村が実施する「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」等に関わる母子保健推進員等へ研修を行い、訪問者の資質の向上を図る等、訪問支援活動の推進を図ります。
 - ⑤ 予期しない妊娠など、様々な事情から妊娠出産に不安や悩みを抱える女性からのSOSに対し、電話やメールでの相談を受けるとともに、必要に応じて医療機関や市町村窓口へ同行し、相談支援を行う「にんしんSOSちば」を運営します。
- 2 児童相談所の体制・機能を強化します。
 - ① 県児童相談所の管轄区域の見直しや新たな児童相談所の設置について、具体的な検討を進めます。
 - ② 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部改正や、国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を踏まえ、児童福祉司や児童心理司などの更なる増員や、保健師などの配置を行います。
 - ③ 職員が業務に必要な基本知識を習得し、基本原則を踏まえた対応ができるよう、研修を確実に受講できるように機会を保障するとともに、研修の充実・強化を図ります。
 - ④ 職員の業務における効率化や適正性の確保のため、ICTの積極的な活用を図り、児童相談所の業務を支援するシステムの見直しを行います。
 - ⑤ 児童相談所の一時保護所の入所児童が定員を超えている状況を解消するため、一時保護所の増設や、老朽化した児童相談所の建替を進めます。その際には、一人一人の

子どもの状況に応じた対応ができるように個室を整備するなど、居住環境の改善を図ります。

3. 市町村や関係機関との連携を推進します。

- ① 市町村は、すべての子どもとその家庭や妊産婦等を対象に、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う「子ども家庭総合支援拠点」を設置する努力義務があることから、設置を推進していきます。
- ② 市町村の要保護児童対策地域協議会は、支援が必要な子どもやその家庭について、関係機関が情報交換や支援内容の協議を行う重要な役割を担っており、効果的に機能するように、研修やアドバイザーの派遣による支援を行います。
- ③ 警察との連携においては、すべての児童相談所に警察職員を配置するとともに、「児童虐待事案における情報共有に関する協定書」により情報共有を行っているところであり、子どもの安全確認及び安全確保を最優先とした対応を推進します。
- ④ 医療機関との連携においては、虐待を疑わせるような子どもの受診等に対応するため、医療機関やその従事者と児童虐待対応のネットワークを構築し、情報共有と研修等を通じた対応力の向上により、児童虐待の早期発見や未然防止を図ります。
- ⑤ 学校などの教育機関においては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携したきめ細かい相談支援体制の構築、さらに児童虐待に係る研修の実施による知識の共有を図り、教職員の児童虐待に対する円滑な対応を目指します。
- ⑥ 子どもやその家庭、地域住民等からの相談に応じ、必要な助言や指導を行う児童福祉施設である「児童家庭支援センター」の設置を促進します。また、児童家庭支援センターの専門性の向上を図り、児童相談所や市町村等と連携し、子どもやその家庭に対して専門的な相談、援助ができるよう支援します。

4. 児童虐待防止に係る周知・啓発活動を実施します。

一人でも多くの県民が児童虐待防止に対する理解を深め、関心を持ち、自発的に相談や通告ができるように、年間を通じた広報・啓発活動を実施します。

具体的には、児童相談所全国共通ダイヤル「189」や子ども家庭110番などの電話による相談・通告の窓口、児童虐待の通告義務、子育てに関する相談窓口等の周知を行うとともに、児童虐待防止月間である11月を中心に、児童虐待防止活動への理解と協力を求めて「オレンジリボンキャンペーン」を実施します。

5. DV防止のため、県民一人ひとりに対する広報・啓発の充実を図ります。

DV防止のための県民一人ひとりへの意識啓発や若者を対象としたDV予防教育を推進します。

6. DV被害者等が安心して安全・平穏な生活を送れるよう支援します。

- ① 女性サポートセンターを中核とした配偶者暴力相談支援センターの機能強化に取り組み、児童虐待部門とも連携して相談体制や一時保護体制の充実を図ります。
- ② 暴力から逃れた後に安心して生活を送れるよう、DV被害者等の状況に配慮した

生活再建に向け、各種施策の充実を図ります。

事業名	事業の内容(担当課)
児童虐待死亡ゼロに向けた取組	社会福祉審議会社会的養護検討部会の「児童虐待死亡事例等検証委員会」の検証報告書を踏まえ、児童虐待死亡ゼロに向けた取組を推進する。 (児童家庭課)
出産後の訪問支援の強化	「乳児全戸訪問支援事業」や「養育支援訪問事業」など、生後間もない乳児のいる家庭や養育支援が必要な家庭等を訪問し、専門的な相談支援や援助などを行う。 (児童家庭課)
中核市の児童相談所設置に向けた支援	船橋市と柏市における児童相談所の設置に向けて、研修生の受入や人事交流など、必要な支援を行う。 (児童家庭課)
児童相談所虐待防止体制強化事業	児童相談所の相談・支援体制を整備し、児童虐待事案への対応力を強化する。 ・子ども家庭110番、電話相談員の配置 ・児童安全確認等対応職員の配置 ・一時保護された児童へのケアの充実 ・保護者への支援、指導等の強化 (児童家庭課)
児童相談所専門機能強化事業	児童相談所職員の資質向上や、弁護士等の専門家の配置により、児童相談所の専門性を強化する。 ・児童相談所職員に対する研修の実施 ・弁護士・医師等の専門家の配置など、助言等を受けられる体制の整備 (児童家庭課)
児童相談所支援システム整備事業	児童相談所支援システムの整備、運用を行い、ICTを活用した児童相談所業務の適正化、効率化を図る。 (児童家庭課)
児童相談所の整備	「千葉県県有建物長寿命化計画」に基づき、児童相談所の建替等を進めます。また、一時保護所の定員超過を解消するため、増設を行う。 (児童家庭課)
児童虐待対策関係機関強化事業	市町村をはじめとする関係機関に機能強化のための研修やアドバイザー等の派遣を行い、効果的な体制の構築を図る。 ・市町村や教育機関等の関係機関職員に対する研修の実施 ・市町村の要保護児童対策地域協議会への専門家の派遣 (児童家庭課)
警察と児童相談所等との連携強化	警察、児童相談所、市町村、学校等の関係機関との連携を強化し、児童の安全確認及び安全確保を最優先とした対応を推進する。(県警少年課)
児童虐待防止医療ネットワーク事業	中核的な医療機関を中心として児童虐待対応のネットワークを作り、情報共有や医療従事者への研修等を実施し、医療機関における児童虐待の早期発見等を図る。 (児童家庭課)

<p>子どもの心の医療ネットワーク事業</p>	<p>子どもの心のケアに関する様々な問題に対応するため、拠点病院を中核としたネットワークを作り、子どもの心のケアに関する支援体制の構築を図る。 (児童家庭課)</p>
<p>スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置(再掲)</p>	<p>支援を必要とする児童生徒に対し、スクールソーシャルワーカー等の専門性を有する人材を配置し、子どもやその保護者への支援の充実を図る。 (児童生徒課)</p>
<p>児童家庭支援センター運営等補助事業</p>	<p>地域における児童及びその家庭の福祉の向上を図るため、児童家庭支援センターの運営等に対し補助を行う。 (児童家庭課)</p>
<p>子育て世代包括支援センターの設置支援事業(再掲)</p>	<p>○未設置市町村の個別相談 当該市町村が設置に向けて抱えている個別の課題についての助言を行う。 ○子育て世代包括支援センター職員スキルアップ研修 子育て世代包括支援センターの職員(保健師等の専門職)を対象に、支援プランの策定やハイリスク者への支援方法、事業評価の方法等の研修を実施する。 (児童家庭課)</p>
<p>妊娠SOS相談事業(再掲)</p>	<p>予期しない妊娠など、様々な事情から妊娠出産に不安や悩みを抱える女性等からのSOSに対し、電話やメールでの相談に応じる。また、必要に応じて医療機関や子育て世代包括支援センターなどの支援機関へ同行し、相談支援を行う。 (児童家庭課)</p>
<p>DV被害者の子どものケア</p>	<p>DV被害者の一時保護を行う女性サポートセンターに保育士や心理判定員を配置し、同伴する子どもたちの心のケアを行っている。また、子どもルームや学習室を整備しており、子どもたちが気兼ねなく遊び、学べる機会の充実を図る。 (男女共同参画課)</p>
<p>DV防止・被害者支援対策(再掲)</p>	<p>DV相談カードの配置やDV防止キャンペーンの実施等により相談窓口等について県民への広報啓発を行うとともに、高校生等を対象としたDV予防セミナー等を実施する。また、複雑化、多様化する被害者の状況に応じ、女性サポートセンター、男女共同参画センター、各健康福祉センターの配偶者暴力相談支援センターでDV被害者の生活再建に向けた相談・支援を行う。 (男女共同参画課)</p>

II-6-③ 社会的養育の推進

【現状と課題】

全ての子どもは、心身ともに健康に、自分らしく育つための権利を有しており、虐待等により保護者のもとでの生活できない子どもに対しては、その子どもの最善の利益のために、社会全体で子どもを育てていく必要があります。

平成28年の児童福祉法の改正では、家庭は、児童の成長・発達にとって最も自然な環境であり、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、国や地方公共団体はその保護者を支援することが重要である旨が明記されました。また一方で、保護者により虐待が行われるなど、家庭で適切な養育を受けられない場合には、家庭における養育環境と同様の養育環境において、継続的に養育されることが原則であるという旨が明記されました。この法律の理念を具体化するために国の新たな社会的養育の在り方に関する検討会で取りまとめられたのが「新たな社会的養育ビジョン」です。

新たな社会的養育ビジョンでは、保護者のもとでの養育が困難あるいは適当でない子どもについては、原則として、家庭と同様の養育環境である里親やファミリーホームで養育を行うこととされました。施設については、「できる限り良好な家庭的環境」を整備し、虐待等の不適切な養育に起因する行動上の問題や精神症状などにより家庭生活を営むことが困難な子どもなど、ケアニーズの高い子どもたちへの専門的な支援を行うこととされています。

本県の里親等委託率は〇〇%となっており、年々増加しているところですが、より一層里親への委託を推進する必要があります。施設についても、「できる限り良好な家庭的環境」を実現するため、できるだけ少ない人数単位で養育を行うこと（小規模化）、子どもに専門的な支援が行える体制の整備、人材の確保・育成を行うこと（高機能化）、子どもの養育に関する専門性を活かして地域の子育て家庭や里親に対する支援を行うこと（多機能化）などが求められています。

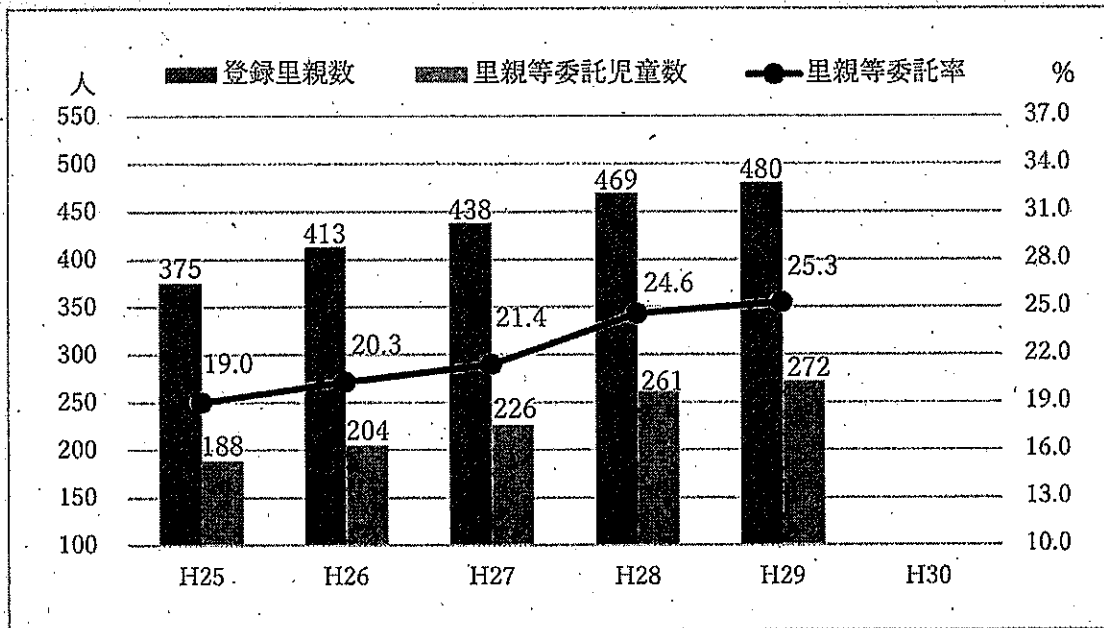
また、里親に委託されている子どもや施設に入所している子どもたちの多くは、社会人として自立する際に、精神的にも経済的にも親の支援を受けられないことから、自立に向けた支援を充実させるとともに、自立後も里親や施設が長期に渡り子ども一人一人とつながりを持つなど、アフターケアの取組を推進する必要があります。

※里親とは、家庭で生活することができない子どもたちを、保護者に代わって一時的にあるいは継続的に自身の家庭に預かり、愛情深く子どもを育ててくださる方をいいます。

※ファミリーホームとは、家庭で生活することができない子どもたちを、養育者自身の家庭に預かる点で里親と同様ですが、5～6人の子どもの養育を行う里親型のグループホームです。

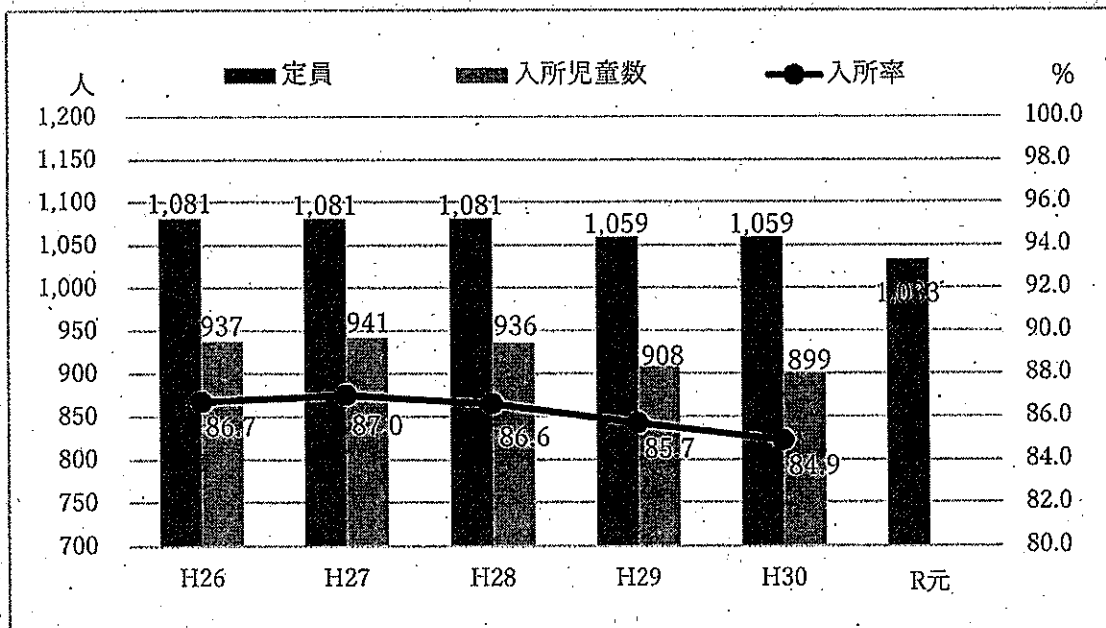
(関連データ)

○里親等委託率の推移【千葉県】



出典：厚生労働省「福祉行政報告例」

○児童養護施設の入所者数の推移【千葉県】



※入所児童数は、各月1日現在の入所児童数の平均

出典：児童家庭課調べ

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年度)	目標(R6年度)
里親等委託率	27.9% (H30年度)	※千葉県子どもを虐待から守る基本計画の策定作業において検討中
ファミリーホームの設置数	18か所 (H30年度末)	※千葉県子どもを虐待から守る基本計画の策定作業において検討中
地域小規模児童養護施設の設置数	16か所 (H30年度末)	※千葉県子どもを虐待から守る基本計画の策定作業において検討中
自立援助ホームの設置数	13か所 (H30年度)	※千葉県子どもを虐待から守る基本計画の策定作業において検討中
児童養護施設の子どもの進学率 (中学校卒業後)	90.8% (H30.5.1)	県全体の高等学校等進学率に近づける
児童養護施設の子どもの進学率 (高等学校卒業後)	25.0% (H30.5.1)	県全体の大学等進学率に近づける

※地域小規模児童養護施設とは、児童養護施設が本体施設とは別の場所において、できる限り家庭に近い環境で、5～6人の子どもの養育を行うグループホームです。

※自立援助ホームとは、家庭で生活ができない義務教育を終了した後の子どもたちのうち、社会的に自立するための支援が必要な子どもたちが入所し、日常生活の援助や指導、就職に向けた支援を受けながら、自立を目指す施設です。

【施策の方向と具体策】

1 里親委託等を推進します。

- ① 里親制度を、より多くの人たちに知ってもらい、里親の登録数を増やす必要があることから、里親制度を普及するための里親大会や里親制度説明会の開催や、「里親月間」である10月を中心にキャンペーンを行うなど、広報啓発活動を強化します。
- ② 里親として必要な基礎的知識や技術を習得するための研修を実施するとともに、養育にあたって直面する様々な課題や悩みをテーマにした研修や、子どもに対してより専門的な支援が行えるようになるための研修を実施するなど、里親研修を強化し、養育技術の向上を図ります。
- ③ 子どもが委託されている里親家庭を訪問し、生活や養育に関する相談や援助等の支援を行うなど、養育に対する支援を強化し、里親の負担の軽減を図ります。

④ ファミリーホームは、里親と同様に家庭と同じ環境での養育を行います。里親よりも多くの子どもたちが同じ家庭と一緒に生活することから、子ども同士の相互交流を通じて豊かな人間性や社会性を養うことが期待できます。ファミリーホームの設置を積極的に進めるとともに、ファミリーホームが安定的に運営できるよう支援を強化します。

2 児童養護施設、乳児院等の機能を強化します。

- ① 施設における「できる限り良好な家庭的環境」を実現するため、小規模化に向けた施設整備に対する補助を行います。また、より家庭に近い環境である地域小規模児童養護施設の設置を推進します。
- ② 本県においては、家庭で生活することができない子どもの受皿として児童養護施設が大きな役割を担っていることから、今後の社会的養育が必要な子どもの推計に基づき、新たに小規模な児童養護施設を設置することを検討します。
- ③ 施設にはケアニーズの高い子どもに対する専門的な支援が求められていることから、施設職員の資質向上のため研修を実施するなど、人材育成を支援します。
- ④ 施設において長年培ってきた子どもの養育に関する専門性を活かして、地域の子育て家庭や子どもの委託を受けている里親の支援を行うなどの多機能化の取組に対する支援を強化します。
- ⑤ 以上の取組を進める上で、最も重要な人材の確保に関して、多くの施設が苦勞していることから、施設の人材確保に向けて取組を強化します。

3 里親や施設で生活する子どもの自立に向けた支援を行います。

- ① 里親や児童養護施設からの自立を控えた子どもに対し、自立生活への不安や 悩み等の相談に応じるとともに、退所後も引き続き生活上の問題について相談に応じ、必要な支援を行います。また、自立にあたって必要な資金の貸付を行います。
- ② 自立援助ホームは、子どもに安心して生活できる場所を提供するだけでなく、社会を生き抜く力を身につけるために、経済的にも精神的にも自立するための支援を行っています。自立援助ホームの設置を推進するとともに、安定的に運営できるよう支援を強化します。

事業名	事業の内容(担当課)
里親委託を推進する事業	里親委託を推進するため、里親制度への認知度の向上と里親登録数の増加(新規開拓)、里親の養育技術の向上(資質向上)、里親の養育に対する支援体制の構築(養育支援)を行う。(児童家庭課)
次世代育成支援対策施設整備交付金事業	施設の小規模化や地域小規模児童養護施設の設置など、子どもの居住環境を改善するための施設整備に対し補助を行う。(児童家庭課)
児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業	児童養護施設等において、入所している子どもの生活環境の向上や安全確保のために必要となる備品の購入や設備の導入・改修などに対し補助を行う。(児童家庭課)

<p>児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業</p>	<p>児童養護施設等において、職員の資質向上を図るための研修に係る経費に対し補助を行う。 (児童家庭課)</p>
<p>基幹的職員研修事業</p>	<p>施設に入所している子どもやその家族への支援を向上させるため、施設の基幹的職員（スーパーバイザー）を養成するための研修を実施する。 (児童家庭課)</p>
<p>乳児院等多機能化推進事業</p>	<p>乳児院や児童養護施設等において、地域で子育て中の家庭等からの相談に対する育児指導や、入所している子どもへの医療的なケアの強化を実施する施設に対し支援を行う。 (児童家庭課)</p>
<p>児童養護施設等体制強化事業</p>	<p>児童養護施設等において、人材確保し、子どもの受入体制を強化するため、児童指導員等を目指す方を、職員として雇用する施設に対し補助を行う。 (児童家庭課)</p>
<p>社会的養護自立支援事業</p>	<p>里親や施設から自立する子どもに対し、自立に必要な生活基盤を築くための生活支援や就労支援などを行う。 (児童家庭課)</p>
<p>児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業</p>	<p>里親や施設から自立した子どもなどに対し、家賃や生活費、資格取得に必要な費用の貸付を行う。 (児童家庭課)</p>

II-6-④ いじめ防止対策の推進

【現状と課題】

学校は、全ての子どもが社会的に自立し、豊かな人生を送ることができるよう、その基礎・基本となる力を培う人間形成の場であり、よりよい環境で教育を受けることが求められます。

千葉県では、国のいじめ防止対策推進法及び平成26年3月の「千葉県いじめ防止対策推進条例」の成立を受けて、「千葉県いじめ防止基本方針」を平成26年8月に策定（平成29年11月改訂）し、いじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に実施しているところです。

この基本方針の下、いじめの早期発見、早期対応やスクールカウンセラー等の専門性を有する人材の活用や、自尊と敬愛の心を育てる教育を充実する等、組織的に対応する必要があります。

また、いじめ防止に向けた広報・啓発活動の推進が必要です。

【施策の方向と具体策】

- 1 いじめの予防や早期発見のための取組を推進します。
 - ① いじめの早期発見、早期対応のための組織的な対応、教育相談体制の充実、外部機関との連携強化に向けた取組を推進します。
 - ② 児童生徒の主体的な活動や、保護者・地域住民等との連携による取組を通して、児童生徒の生きる力や自分と他者との命を大切にする心をはぐくむとともに、「いじめや暴力行為等人権侵害は許されない行為である」という意識を高めることを目的として、各学校の取組を推進します。
- 2 いじめの防止等のための人材の確保と資質を向上します。
 - ① スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門性を有する人材の活用を推進するとともに、各学校において、いじめ防止等の対策に中核的な役割を果たすリーダーを育成します。
 - ② いじめの態様などに応じた実効的な対応方法について、記載された指導資料集を活用します。
- 3 いじめ防止等のための啓発活動を推進します。

いじめ防止が学校、家庭、地域にとって極めて重要な課題であることを啓発するための活動を推進します。
- 4 インターネットを通じて行われているいじめへの対策を推進します。
 - ① 子どもが情報社会で適切な活動を行うための基になる考え方と態度を身に付けるための情報モラル教育について、子どもの発達段階に応じた指導の充実を図ります。

- ②インターネットを介したいじめやトラブルの防止に資するため、最新の知見と経験、指導・啓発力を備えた外部人材を派遣します。
- ③ネットパトロール等により、インターネットによるいじめから子どもを守るための取り組みを行います。

事業名	事業の内容(担当課)
いじめ防止対策等推進事業	千葉県いじめ対策基本方針を受け、教員研修を実施するとともに、啓発資料の作成を行い、児童生徒、保護者、教職員等に広く周知を図る。また、生徒指導上の問題の早期発見、早期解決のためのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し連携を図る。 (教育庁児童生徒課)
いのちを大切にするキャンペーン	児童生徒の主体的な活動や、保護者・地域住民等との連携による取組を通して、児童生徒の生きる力や自分と他者との命を大切にする心をはぐくむとともに、「いじめや暴力行為等 인권侵害は許されない行為である」という意識を高めることを目的として、各学校の取組を推進する。 (教育庁児童生徒課)
道徳教育推進プロジェクト事業(再掲)	小・中・高等学校の各学校段階に応じて、より効果的な指導を行うため、「『いのち』のつながりと輝き」をテーマに、今後の道徳教育の在り方について検討し、児童生徒の道徳性を養う道徳教育を推進する。 (教育庁学習指導課)
心の教育推進キャンペーン(再掲)	県内の学校において授業公開を実施するとともに、心の教育啓発ポスター・実践事例集を作成し、幼稚園等・小・中学校・高等学校・特別支援学校に配付する。また、ポスターについては図案募集を全県下に実施する。 (教育庁学習指導課)
情報モラル教育研修への講師派遣事業(再掲)	千葉県いじめ問題対策連絡協議会担当者会議にネットいじめ対策専門部会を設置し、関係機関による情報交換、啓発活動など連携したネットいじめの防止を推進している。教職員が最新の知見と適切な指導方法を身に付け効果的な情報モラル教育を行うことができるよう、地域や校内の教職員研修に講師を派遣する。 (教育庁児童生徒課)
青少年ネット被害防止対策事業	子ども・若者をインターネット上の有害情報から守り、いじめ、非行行為、犯罪被害等の防止を図るため、ネットパトロールや啓発活動を実施する。 (県民生活・文化課)

Ⅱ-7-① 子どもの貧困対策の推進

【現状と課題】

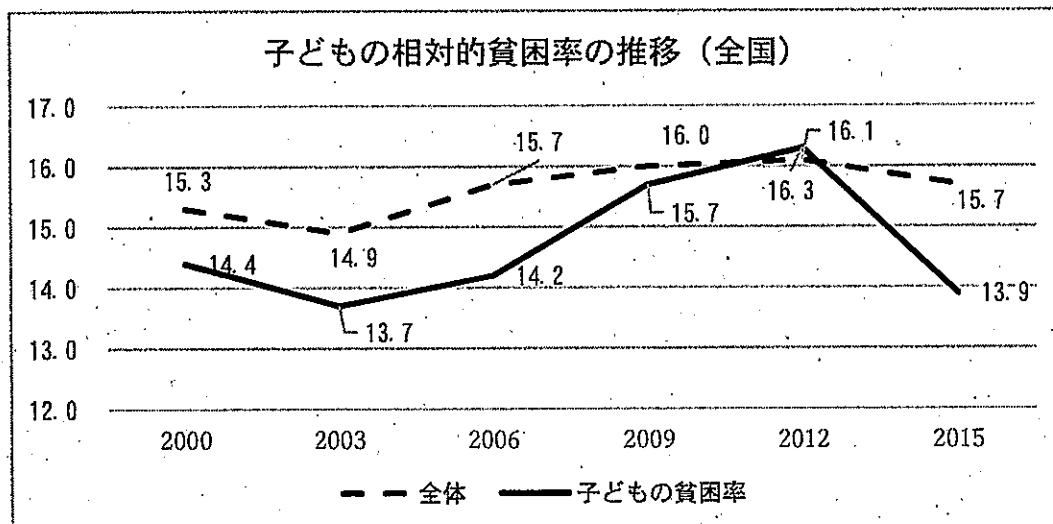
全国の子どもの貧困率は、平成28年国民生活基礎調査で13.9%となっており、7人に1人が貧困線（全国の平均的な所得の半分の所得）を下回る世帯で暮らしているとの結果となっています。

国では、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が令和元年6月に改正され、子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること、子どもの年齢や発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮され、健やかに育成されることを基本理念とすることなどが明記されました。

また、この法律に基づく、子どもの貧困対策に関する基本的な方針や子どもの貧困対策に関する事項などを取りまとめた「子供の貧困対策に関する大綱」が、令和元年11月に見直されました。

現在から将来にわたって、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会を目指し、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に実施していくことが必要です。

(関連データ)



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年度)	目標(R6年度)
生活保護世帯に属する子どもの 高等学校等進学率	89.0% (H30年3月卒業生)	県全体の高等学校等 進学率に近づける
生活保護世帯に属する子どもの 高等学校等中退率	4.5% (H29年度)	減少させる
生活保護世帯に属する子どもの 大学等進学率	32.9% (H30年3月卒業生)	増加させる

【施策の方向と具体策】

1 子どもの貧困対策を推進します。

「千葉県子どもの貧困対策推進計画」に基づき、(1) 教育の支援 (2) 生活の安定に資するための支援 (3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援 (4) 経済的支援 (5) 支援につなぐ体制整備に関する施策に重点的に取り組みます。

事業名	事業の内容(担当課)
生活困窮者自立支援 制度による子どもの 学習・生活支援事業	生活に困窮する世帯(生活保護を受給する世帯を含む)で暮らす子どもを対象として、学習の支援や居場所の提供などを行います。 (健康福祉指導課)
生活困窮者自立支援 制度による自立相談 支援事業	生活困窮者の抱える様々な相談や課題に一元的に対応し、的確な分析や評価に基づいて支援計画を策定し、関係機関との調整等を行います。 (健康福祉指導課)
生活困窮者自立支援 制度による就労支援 事業	生活困窮者に対し、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施する。 (健康福祉指導課)
千葉県私立高等学校 等授業料減免事業 (再掲)	経済的理由により私立の高等学校及び専修学校高等課程の授業料の納入が困難な生徒に対して、学校法人が授業料を減免した場合、その減免した授業料の全部又は一部を補助する。 (学事課)
千葉県私立高等学校 入学金軽減事業 (再掲)	経済的理由により私立の高等学校の入学金の納入が困難な生徒に対して、学校法人が入学金を軽減した場合、学校法人に補助する。 (学事課)
千葉県高等学校等奨 学のための給付金事 業(再掲)	経済的理由により高等学校等における授業料以外の教育費負担が困難な生徒の保護者等に対して、給付金を支給する。 (学事課・教育庁財務課)

スクールソーシャル ワーカー・スクール カウンセラーの配置 (再掲)	支援を必要とする児童生徒に対し、スクールソーシャルワーカーや、 スクールカウンセラー等の専門性を有する人材を配置し、子どもやそ の保護者への支援の充実を図る。 (教育庁児童生徒課)
児童扶養手当の支給 (再掲)	母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ること を目的として支給する。 (児童家庭課)

II-7-② 障害のある子どもへの支援

【現状と課題】

1 地域における療育支援体制の構築

障害のある子どもが、乳幼児期から学校卒業後までライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、関係機関の連携により、地域における療育支援体制の構築が求められています。

地域で共に暮らし、共に学ぶために必要とする教育・保育の支援基盤が脆弱であり、さらに地域間での格差が存在しています。

障害のある人が地域社会の中で人々と共生し、その人らしく暮らせる環境を整備する必要があります。このため、地域における障害のある子どもの受け入れ体制・支援体制を整備していくことが重要です。また、地域の小・中学校では本人及び保護者の意思を尊重して共に学ぶ機会を整えていくことが重要です。子どもたち一人一人のライフステージに応じた適切な支援と、教育・医療・保健・福祉・労働等関係機関のネットワークを構築します。その際、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、インクルーシブ教育システムの構築を目指し、教育内容や指導方法の改善・充実を図ります。

2 在宅支援機能の強化

障害のある子どもやその家族が身近な地域で支援を受けられるよう、また、障害のある子どもの家族が問題を抱え込むことのないよう、居宅介護（ホームヘルプ）、訪問看護、短期入所、訪問相談、訪問療育支援、訪問診療相談を充実し、さらには、市町村や中核地域生活支援センター、児童相談所との連携により家庭の多重困難の状況を把握して社会福祉につなげたり、早期の虐待防止に努めるなど、在宅支援機能の強化が必要です。

3 医療的ケア児への支援

医療的ケアが必要な状態で、在宅で生活をする障害のある子どもが増えており、こうした子どもが、障害や医療的ケアの特性に配慮した支援、一人ひとりのニーズに応じた適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を促進するとともに、関係機関の連携調整を行うための体制の整備が必要です。

4 特別支援教育等の充実

個別の教育的ニーズのある子どもに対しては、自立と社会参加を見据えて、連続性のある「多様な学びの場」を用意したインクルーシブ教育システムの構築を目指した、教育内容や指導方法の改善・充実を図ることが求められます。特別支援学校の児童生徒数の増加による過密状況への対応を計画的に進めるとともに、障害のある児童生徒が適切な環境で学習できるようにするための環境整備や、多様な教育的ニーズに対応するための機能の充実が必要です。また、特別支援教育に関わる教員の専門性の向上のため、特別支援学校教

諭免許状の取得や、特別支援教育に関する研修の充実が求められています。

5 キャリア教育の推進

障害のある生徒の学校卒業後のくらしが豊かなものとなるよう、福祉や医療、労働関係機関と連携し、地域資源を活用した支援の充実や、一般就労の拡大を図ることが必要です。

また、中学校や高等学校に在学している障害のある生徒のキャリア教育、特別支援学校高等部の職業教育の充実を図ることが必要です。一人ひとりの特性やニーズに応じた職業能力開発の機会を提供していくことが必要です。

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年度)	目標(R6年度)
短期入所事業所数(障害のある子どもを受け入れる事業所)(箇所)	114事業所 (H31.4.1)	増加を目指す
放課後等デイサービス事業所数	625事業所 (H31.4.1)	増加を目指す
児童発達支援センター数	38事業所 (H31.4.1)	増加を目指す
児童発達支援事業所数	368事業所 (H31.4.1)	増加を目指す
幼小中高の個別の指導計画作成率 (注1)	97.0% (R元年度)	100%
幼小中高の個別の教育支援計画作成率 (注2)	93.3% (R元年度)	100%
高等部本科卒業生の就職希望者の就職率	95.3% (H30年度)	確認中
療育支援を実施している保育所等の数	124か所 (R元年度見込み)	増加を目指します

(注1) 個別の指導計画・・・学校の教育課程において、幼児、児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細やかな指導が行われるよう、指導目標や指導内容・方法等を具体的に表した指導計画。

(注2) 個別の教育支援計画・・・在学中のみならず乳幼児期から学校卒業後までを見通した視点を持って作成され、教育・医療・保健・福祉・労働等の関係機関が連携協力して支援するためのツール(道具)となる計画。

【施策の方向と具体策】

- 1 障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実を図ります。
 - ① ライフステージを通じて一貫した支援が受けられるライフサポートファイルの導入や一層の活用について、市町村に働きかけるとともに、事業の実施状況や効果についても検証を行っていきます。
 - ② 保護者や学校をはじめとする様々な関係者との連携や障害のある子どもの健全な育成を図る役割が期待される放課後等デイサービスについては、障害種別、障害特性や発達

段階等に応じた支援を必要とする障害のある子どものニーズに的確に対応するため、障害のある子ども等に対する支援の経験を有する者等の配置を求めるとともに、サービス提供や運営体制等に関する事業所による自己評価及び保護者による評価の実施等により、事業所の支援の質の向上を図ります。

- ③ 保育所等訪問支援の実施により、障害のある子どもの地域社会への参加・包容を推進するとともに、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和2年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に1カ所以上設置するよう、市町村に働きかけます。また、市町村等から、児童発達支援センターの設置に当たっての課題に関する意見を聞きながら、支援のあり方について検討します。

2 地域における相談支援体制の充実を図ります。

- ① 障害のある人や障害のある子どもを受け入れる通所・入所施設の有する機能を活用し、在宅の障害のある子どもや障害の可能性のある子どもを支援するとともに、保育所、幼稚園等の職員に対し、療育に関する技術指導を行うため、障害児等療育支援事業を推進します。

また、発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその保護者が集まる施設・場への巡回等を実施し、施設等の支援を担当する職員や障害のある子どもの保護者に対し、障害の早期発見、早期対応のための助言等の支援を行う巡回支援専門員整備事業の実施について、市町村に働きかけます。

- ② 在宅の障害のある子どもに対して各々の特性に応じた療育支援を提供できるよう、医療・保健・福祉・教育関連機関の連携を調整する療育支援コーディネーターについて、地域生活支援事業を活用して市町村に配置するよう促します。

また、複数の市町村が圏域単位で配置する場合は助成額を上乗せするなど、広域での活動を促します。

さらに、情報交換等のため、関係市町村等も含めた療育支援コーディネーター連絡協議会を開催します。

3 障害のある子どもと家族への支援体制の構築を図ります。

- ① 障害のある子どもの家族のレスパイトに対応するために短期入所事業所の拡充を図ります。
- ② 在宅医療機関等が、医療的ケアを必要とする子ども等にも対応できるよう、医師、看護師等医療関係者の一層のスキルアップに取り組みます。
- ③ 早期診断、適切な治療や訓練、相談支援を実施する障害児等療育支援事業を推進し、障害のある子どもやその家族の福祉の向上を図ります。
- ④ 保育所・幼稚園等が、障害のある子どもを受け入れできるよう体制の整備を図り、市町村が保育所等の利用調整をするに際して、優先的な配慮事項とするよう促します。

※レスパイトとは、障害のある人の家族を一時的に障害のある人の介護から解放する事によって、日ごろの心身の疲れを癒し、休息できるようにすること。

4 障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実を図ります。

- ① 医療的ケアが必要な子どもが適切な支援を受けられるように、市町村及び各圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等の連携を図るための協議の場を設置されるよう、市町村に働きかけます。
- ② 重症心身障害の状態にある子どもが身近な地域で支援を受けられるように、主にこうした子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に1カ所以上確保するよう、市町村に働きかけます。
また、市町村等から、重症心身障害の状態にある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に当たっての課題に関する意見を聞きながら、支援のあり方について検討します。
- ③ 医療的ケアが必要な子どもが在宅で医療や福祉のサービスを受けられるよう、訪問看護師の育成研修を行うほか、市町村における保健、医療、福祉、教育等の関連分野の支援を調整するコーディネーターの育成研修を実施します。
- ④ 重症心身障害や医療的ケアが必要な子ども等の支援に関して、ニーズや地域資源の状況を踏まえ、保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進を図ります。
また、医療型障害児入所施設や強度行動障害のある子どもに対応する施設の支援の充実を図るとともに、施設の役割や施設が設置されていない地域における在宅支援のあり方について検討します。
- ⑤ 自閉症、アスペルガー症候群、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）やその傾向を持つ子どもと親に対し、乳幼児期からの教育相談・支援体制の充実を図ります。

5 連続性のある「多様な学びの場」と支援の充実を図ります。

- ① 障害のある子どもへの一貫した教育相談と支援体制を充実させるため、関係者・関係機関のネットワークの構築を図り、その活用と充実に努めます。
- ② 通常の学級、通級による指導、特別支援教育、特別支援学校など連続性のある「多様な学びの場」や、一人ひとりの子どもがその力を発揮できる取組の充実を図ります。また、医療的ケアの必要な児童生徒の増加などを踏まえ、児童生徒への適切な支援の充実に努めます。
- ③ 特別支援学校の過密状況への対応を計画的に進めるとともに、障害のある児童生徒が適切な環境で学習できるようにするための環境整備や、多様な教育的ニーズに対応するための機能の充実に努めます。
- ④ 特別支援教育に関する研修の充実を図り、特別支援教育に関する教員の専門性の向上を図ります。

6 卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実を図ります。

- ① 障害のある生徒の学校卒業後のくらしが豊かなものとなるよう、福祉や医療、労働関係機関と連携し、地域資源を活用した支援の充実や一般就労の拡大を図ります。
- ② 中学校や高等学校に在学している障害のある生徒のキャリア教育、特別支援学校高等

部の職業教育の充実を図ります。

- ③ 就職を目指す特別支援学校生徒を対象に、企業等への実習による職業訓練を行います。
- ④ 一人ひとりの特性やニーズに応じた職業能力開発の機会を提供し、就労を支援します。

事業名	事業の内容(担当課)
ライフサポートファイルの普及	ライフステージごとに支援の担い手が変わりやすい移行期に、一貫した支援が継続されるよう、家族と関係機関が共に子どもへの支援に関わるための情報伝達ツールとして「ライフサポートファイル」の普及を推進する。 (障害福祉事業課)
療育支援コーディネーターの配置	療育支援に関するケースを管理し、行政から民間までの医療・福祉・教育等関連機関の連携を調整する「療育支援コーディネーター」の設置を、圏域または市町村ごとを目安に推進する。 (障害福祉事業課)
発達障害児への支援	千葉県発達障害者支援センター(CAS)において、自閉症児等発達障害を有する子ども及びその家族や関係者からの相談や、関係機関等に対する発達障害支援に係る普及・啓発等を行い、専門性と広域性を活かした支援を行う。発達障害者地域支援マネジャーを配置し、市町村に対し、早期発見等発達障害に関する助言を行う。 (障害福祉事業課)
放課後等デイサービス等の充実	障害のある子どもに通所してもらい、日常生活上の基本的動作の指導や集団生活への適応訓練などの支援を行う。 (障害福祉事業課)
保育士配置改善事業(再掲)	(障害児を受け入れるため)基準を上回る保育士を配置している施設に対し、財政支援を行う。 (子育て支援課)
放課後児童クラブにおける障害児受入推進事業	放課後児童クラブにおいて、昼間労働等により保護者が家庭にいない障害のある子どもの受け入れを推進するため、専門的知識等を有する放課後児童支援員等の配置に対し補助する。 (子育て支援課)
早期の教育相談支援体制の整備	障害のある子供への一貫した教育相談と支援体制を充実させるため、関係機関による地域の相談支援ネットワークの整備を支援する。また、支援が必要な就学前の幼児に対する「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成に関し、特別支援学校が協力を行うなど、適切な就学の支援を行う。 (教育庁特別支援教育課)
障害児短期入所の充実	家庭において障害のある子どもの介護が家族の疾病等により一時的に困難になった場合、短期間施設に受け入れ短期入所事業所の拡充を図る。 (障害福祉事業課)
障害児等療育支援事業	障害児(者)施設等の有する機能を活用し、在宅障害児等に早期診断、適切な治療や訓練を実施し、また、在宅障害児等やその家族に対して適切な相談支援を実施することにより、障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図り、地域生活における療育、相談支援体制の充実及び、在宅障害児等やその家族の福祉の向上を図る。 (障害福祉事業課)
小児等在宅医療連携拠点事業	重症心身障害児及び医療的ケアが必要な障害児とその家族への在宅支援の強化を図るため、訪問看護師等の育成や相談支援専門員の育成を行う。また、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関連分野の支援を調整する

	コーディネーターの配置を促進するとともに、地域における関係機関の連携調整を行うための体制の整備等を協議する。 (障害福祉事業課)
医療的ケア児保育 支援モデル事業	保育所等において医療的ケア児の受け入れを促進するため、市町村が看護師等を保育所に配置する経費や研修受講支援等受入体制を整備するための費用に対し補助する。 (子育て支援課)
特別支援教育経費補助事業	私立幼稚園が障害のある幼児を受け入れるために行う補助教員の配置、設備整備、研修受講等の経費に対して補助する。 (学事課)
特別支援学校早期訓練 (委託訓練)	障害者高等技術専門学校において、特別支援学校高等部3年生の生徒に対して職業能力の開発、向上を目的として委託訓練を行い、実践的な職業能力の習得を図る。 (産業人材課)
特別支援教育コーディネーター研修の実施	特別支援学校の特別支援教育コーディネーターの専門性の向上と小・中・高等学校に対するセンター的機能の一層の充実を図る。また、高等学校において、特別支援教育コーディネーターの役割をはじめ、障害の特性や支援のあり方等を学ぶとともに、実践発表等、各校の情報交換を行い、特別支援教育コーディネーターの資質及び指導力の向上を図る。 (教育庁特別支援教育課)
特別支援学校教員企業実習	特別支援学校就労支援等教員研修事業の一環として、生徒に対して適切な就労支援ができるように、特別支援学校教員を対象に企業実習を行い、高等部生徒の職業自立に向けた教員の資質向上と、障害者の就業に関するネットワーク体制の確立及び就業支援の一層の充実を図る。 (教育庁特別支援教育課)
特別支援学校等整備事業	特別支援学校の児童生徒の増加に伴う過密状態の解消のため、高等学校や小・中学校等の校舎の活用も検討しながら、特別支援学校の新設や校舎の増築などにより、整備と機能の充実化を図る。 (教育庁教育施設課・教育庁特別支援教育課)

Ⅲ-8-① 保育所等の整備促進と質の向上

【現状と課題】

1 保育所等の待機児童の解消

保育の需要が増加しており、特に都市部においては保育所等への入所の待機児童が数多く存在します。

そこで、待機児童を解消するため、市町村と連携して保育所等の整備を行うとともに、待機児童が多い0歳から3歳までの保育を実施する小規模保育事業などの普及が必要となります。

2 保育の質と安全性の確保

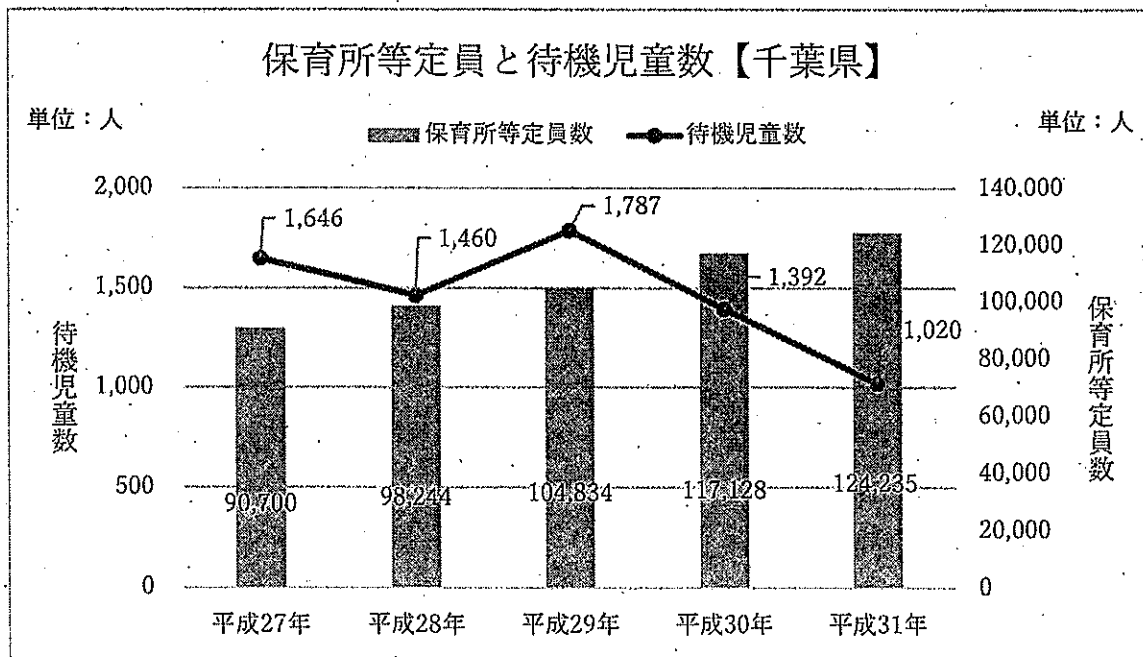
子どもが健やかに育ち、安心して子どもが過ごす場所として、保育所はもとより保育の受け皿としての役割の一端を担っている認可外保育施設についても、保育の質と安全性の確保が必要です。

3 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まりました。これにより、3歳から5歳までの全ての子どもと住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもについて、保育所、認定こども園、幼稚園の保育料等が無償（上限あり）となるほか、保育を必要とする子どもの認可外保育施設や一時預かり事業等の利用料も無償化の対象となります。

市町村は、無償化の対象となる施設等の確認や、保護者の認定及び給付を行うため、市町村において無償化の対象となる施設等の情報を把握する必要があります。

（関連データ） ※各年4月1日時点



資料：保育所等利用待機児童数調査 (H27～H31)

(目標の設定)

目標項目	現状 (基準年度)	目標 (R6年度)
希望した時期に希望した保育サービスを利用することができた家庭の割合	67.0% (H30年度)	80.0%
保育所等定員数	124,235人 (H31.4.1)	236,604人(※) (R6.4.1)
保育所等待機児童数	1,020人 (H31.4.1)	解消を目指します

※数値は、現時点 (R1.12.1) の暫定値 (今後、変更の可能性あり)

【施策の方向と具体策】

- 1 保育所等待機児童を解消し、その後もゼロを維持するために、保育所等の整備を進めます。
 - ① 待機児童解消のため、民間保育所の新設や定員増を伴う施設改修に対し財政支援を行い、計画的な整備の促進を図ります。
 - ② 主に3歳未満児の保育を20人未満で行う小規模保育事業などの地域型保育事業を推進します。
- 2 幼稚園と保育所の機能を併せ持つ、認定こども園の普及を図ります。
認定こども園の新設や、既存の幼稚園や保育所が認定こども園への移行を希望する場合の施設改修に対し財政支援を行い、整備の促進を図ります。
- 3 保育の質と安全性の確保を図ります。
 - ① 保育士の労働環境改善等を積極的に行う保育事業者に対し補助を行います。
 - ② 児童福祉法に基づき、指導監査を行います。
 - ③ 認可外保育施設の運営について、国が示す「認可外保育施設指導監督基準」を満たすよう、立入調査等により必要な指導を行います。
 - ④ 認可外保育施設に対して専門的な知見を持つ指導員を派遣し、保育の質と安全性の向上に向けた指導を実施します。
 - ⑤ 認可外保育施設の保育従事者を対象とした研修会を実施します。
- 4 幼児教育・保育の無償化が円滑に実施されるよう、市町村への支援を行います。
 - ① 私立幼稚園や保育を必要とする子どもの一時預かり事業や認可外保育施設等の利用料を給付します。
 - ② 認可外保育施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報について、市町村と共有を図ります。

事業名	事業の内容(担当課)
保育所、認定こども園等の整備促進	国の助成制度を活用し、市町村の行う保育所、認定こども園等の施設整備に対し助成する。 (子育て支援課)
保育所整備促進事業	待機児童の早期解消を図るため、保育所等の施設整備費について、国の助成に県が独自に加算措置を行い、緊急的に整備を促進する。 (子育て支援課)
賃貸による保育所・小規模保育事業所緊急整備事業	保育の受け皿整備と待機児童解消を加速するため、賃貸物件を活用した保育所・小規模保育事業所の新設又は定員拡大のための改修費用について、国の助成に県独自の上乗せを行う。(子育て支援課)
保育士配置改善事業	基準を上回る保育士を配置している施設に対し、財政支援を行う。 (子育て支援課)
保育補助者雇上強化事業	保育士資格を持たない短時間勤務の保育補助者の雇上に対し補助を行う。 (子育て支援課)
認可外保育施設事故防止対策巡回支援指導事業	死亡事故等重大事故の発生防止及び保育の質の向上のため、認可外保育施設に対して専門的な知見を持つ指導員を派遣する。 (子育て支援課)
認可外保育施設事故防止対策研修事業	死亡事故等重大事故の発生防止及び保育の質の向上のため、認可外保育施設の保育従事者を対象とした研修会を実施する。 (子育て支援課)
子どものための教育・保育給付	保育所、認定こども園、地域型保育事業等の運営に要する費用を給付する。 (学事課・子育て支援課)
子育てのための施設等利用給付(再掲)	私立幼稚園や保育を必要とする子どもの認可外保育施設等の利用料を給付する。 (学事課・子育て支援課)

Ⅲ-8-② 保育等人材の確保と資質の向上

【現状と課題】

1 保育士等の確保・定着

保育所、認定こども園等の整備・拡充に伴い、保育現場で働く保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の確保が急務となっており、人材確保・定着のためには、給与改善や業務上の負担軽減など、働きやすい環境づくりが必要です。

また、資格を持ちながら、保育士として就業していない、いわゆる潜在保育士の復職を促進することが求められます。

併せて、質の高い教育・保育や子育て支援を行うためには、その専門性や経験の積み重ねとともに、教育・保育人材の資質の向上が極めて重要です。

2 保育士の資質向上

平成30年4月適用の「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」では、保育士だけでなく看護師・栄養士・調理員等、それぞれの職務内容に応じた専門性が求められるとともに、施設長の努力義務として、職員の体系的・計画的な研修機会の確保が位置付けられました。

このため、県としても引き続き保育所等の職員を対象とした職務階層別・分野別の研修を実施し、保育士等の資質向上と保育の質の向上を図っていきます。

さらに、平成29年度からは、「処遇改善等加算Ⅱ（※）」の要件とされる「保育士等キャリアアップ研修」を実施しています。

※処遇改善等加算Ⅱとは、公定価格（保育等に要する費用の額の算定に関する基準として国が定めた額）における技能・経験を積んだ職員に係る人件費の加算

3 保育教諭についての特例制度

幼保連携型認定こども園は、学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、その職員である「保育教諭」は、「幼稚園教諭免許」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有していることが原則です。

国では、幼保連携型認定こども園への円滑な移行を進めるため、改正就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行後10年間（令和7年3月末まで）は、「幼稚園教諭免許」又は「保育士資格」のいずれかを有していれば、「保育教諭」として勤務できる経過措置を設けています。

この経過措置期間中に、保育所又は幼稚園等における一定の実務経験を有する者を対象として、もう一方の免許・資格取得に必要な単位数等を軽減する特例を設け、免許・資格の併有を促進しています。

(関連データ)

○幼児教育・保育を行う者の見込み数

教育・保育施設の実態に応じて必要となる有資格職員数 (単位:人)

(令和元年度:実績、令和2年度以降:見込み)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(1) 保育士	17,806人	19,244人	20,230人	20,903人	21,350人	21,637人
(2) 保育教諭	2,044人	2,206人	2,265人	2,446人	2,501人	2,557人
(3) 幼稚園教諭	4,752人	4,668人	4,577人	4,476人	4,366人	4,207人
(4) 家庭的保育者 家庭的保育補助者	78人	78人	78人	72人	72人	71人

類型(公立・私立含む)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
認可保育所	15,465人	16,298人	16,967人	17,398人	17,627人	17,847人	
認定こども園	幼保連携型	2,044人	2,206人	2,265人	2,446人	2,501人	2,557人
	保育所型	331人	361人	360人	360人	360人	360人
	幼稚園型	844人	973人	1,104人	1,218人	1,294人	1,313人
	地方裁量型	15人	19人	19人	19人	19人	19人
地域型保育事業	小規模保育事業 (保育士数)	1,419人	1,729人	2,011人	2,218人	2,370人	2,408人
	小規模保育事業 (家庭的保育者 家庭的保育補助者数)	33人	33人	33人	33人	33人	33人
	家庭的保育事業	45人	45人	45人	39人	39人	38人
	事業所内保育事業	210人	228人	250人	283人	338人	349人
	居宅訪問型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人	0人
確認を受けた幼稚園	330人	343人	333人	316人	316人	312人	
確認を受けていない幼稚園	3,578人	3,352人	3,140人	2,942人	2,756人	2,582人	
認可外保育施設(※)	366人	609人	623人	625人	636人	653人	

※数値は、現時点(R1.12.1)の暫定値(今後、変更の可能性あり)

※「確認」制度とは、施設設置者の申請により、市町村長が子どもの認定区分ごとの利用定員を定めた上

で、施設が給付費（委託費）の対象となることを「確認」する制度で、「確認」を受けた教育・保育施設が「特定教育・保育施設」となる。

※認可外保育施設については、地方自治体が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っているものに限る

※受入児童数や職員への処遇向上に必要な加配も含むため施設運営上必要な見込数として各市町村が把握しているもの

(目標の設定)

目標項目	現状（基準年度）	目標（R6年度）
養成施設卒業生の県内保育所等への就職率	57% (H31.4.1)	増加を目指します
ちば保育士・保育所支援センターにおけるマッチング数	178人 (H30年度)	増加を目指します
民間保育所等で従事する常勤保育士の平均勤続年数	3年9ヵ月 (H30.4.1)	増加を目指します

【施策の方向と具体策】

- 1 資格取得・新規就業を支援します。
 - ① 保育士資格の取得を目指す学生へ修学資金の貸付を行います。
 - ② 指定保育士養成施設における卒業生の県内施設への就職支援の取組に対し補助を行います。

- 2 保育士資格を有しているが保育士として働いていない方（潜在保育士）等の保育現場への就職を支援します。
 - ① ちば保育士・保育所支援センターを設置し、潜在保育士の就業促進等に努めます。
 - ・ 保育士の求人情報や求職情報、潜在保育士の情報などを「保育士人材バンク」に登録の上、保育士を必要とする保育所・認定こども園などの事業者と潜在保育士などのマッチング強化を図ります。
 - ・ 再就職支援コーディネーターを配置し、保育士や保育所経営者などからの相談に対応します。
 - ・ 潜在保育士の再就職支援のための研修等を実施します。
 - ・ 合同面接会や就職説明会、保育所見学会を実施します。
 - ② 再就職のための準備金や未就学児の保育料の貸付など、潜在保育士の復職を支援します。

- 3 保育士が働きやすい環境を整備します。
 - ① 保育士の給与改善を図ります。
 - ② 保育士の離職防止や保育所等の勤務環境改善を進めるため、若手保育士や保育事業者に対する巡回支援を行います。

- 4 保育士等の資質の向上を図ります。
 - ① 保育所等の職員に対し、職務階層別・分野別の研修を実施し、保育士等の資質向上と保育の質の向上を図ります。
 - ② 主に民間保育所等の保育現場において、副主任保育士や専門リーダー、又は専門分野別リーダーの役割を担う者に対し、職員の職務・経験に応じた「処遇改善等加算Ⅱ」の要件とされる「保育士キャリアアップ研修」を実施します。
 - ③ 認可外保育施設で働く保育士等を対象とした研修会の開催や、専門的知見を持つ指導員の派遣により、認可外保育施設の保育の質と安全性の向上を図ります。

- 5 子育て支援員を育成します。

小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の多様な子育て支援に従事する子育て支援員を育成するため、「子育て支援員研修」を実施します。

- 6 保育教諭に係る特例制度の周知及び資格取得を支援します。

保育教諭に係る特例制度について、県内の認定こども園、幼稚園、保育所、指定保育士養成施設などへの周知を行うとともに、県ホームページにおいて、特例制度の説明を行います。また、幼稚園教諭又は保育士いずれかの免許・資格のみを保有する者に対し、免許・資格の取得に必要となる費用の助成を行い、免許や資格の取得を支援します。

- 7 幼児教育の質の向上と初等教育への円滑な接続を図ります。
 - ① 必要な人材の確保に努めるとともに、職員の経験年数や各施設の状況に応じた研修を行い、教育・保育の質の向上を図っていきます。
 - ② 幼児期に育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同研究の機会等を設けることなどにより、円滑な接続を図ります。

事業名	事業の内容(担当課)
保育士修学資金等貸付事業	保育士の資格取得を目指す学生への修学資金、潜在保育士への就職準備金や未就学児の保育料の貸付を行う。 (子育て支援課)
保育士養成施設に対する就職促進支援事業	卒業生の県内施設への就職促進に取り組む養成施設に対して経費を補助する。 (子育て支援課)

ちば保育士・保育所 支援センター設置運 営事業	保育士再就職支援コーディネーターを配置し、潜在保育士の就職支援 や保育所等の潜在保育士活用支援等を行う。 (子育て支援課)
保育士人材確保事業	保育士を確保するため、指定保育士養成施設の学生や潜在保育士に対 して就職促進の為の研修等を実施する。 (子育て支援課)
千葉県保育士処遇改 善事業	民間保育士の処遇改善に取り組む市町村に対し補助を行う。 (子育て支援課)
保育所等巡回支援事 業	保育士の離職防止及び保育所等の勤務環境改善を進めるため、保育内 容や保育所運営に係る知識を有する者が、若手保育士及び保育事業者 を対象とした巡回(助言)を行うことにより、保育人材の確保を図 る。 (子育て支援課)
児童福祉施設等の職 員の産休・療休代替 職員の任用(産休等 代替職員費補助)の 促進	児童福祉施設等の職員が、出産又は傷病のために長期間にわたって継 続する休暇を必要とする場合、その産休等代替職員を当該児童福祉施 設等の長が臨時的に任用し、県がその所要経費を補助することにより 母体の保護又は専心療養の保障を図りつつ、児童等の処遇の正常な実 施を確保する。 (子育て支援課)
保育所保育士等研修 事業	保育所等の職員を対象とした階層別・専門分野別の研修の実施を行 う。 (子育て支援課)
保育士等キャリアア ップ研修事業	主に民間保育所等の保育現場において、副主任保育士や専門リーダ ー、又は専門分野別リーダーの役割を担う(予定を含む)者に対し、 専門分野別研修、マネジメント研修を実施する。 (子育て支援課)
子育て支援員研修	地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て 支援分野に関しての必要となる知識や技能等を修得するための研修を 実施し、「子育て支援員」を養成する。 (子育て支援課)
保育教諭確保のため の資格取得支援事業	幼稚園教諭が保育士資格を取得するため、又は保育士が幼稚園教諭免 許状を取得するために必要となる経費を補助する。 (学事課、子育て支援課)
幼児教育推進事業 (再掲)	幼児教育アドバイザーを県内の幼児教育施設に派遣したり、幼児教育 関係研修を行ったりするなど、幼児教育・保育の質の向上を図る。 (教育庁学習指導課)

III-8-③ 多様な子育て支援サービスの充実

【現状と課題】

就労や家庭の実態にあわせた保育サービスに対する要望も多様化し、障害児、医療的ケア児、海外から帰国した幼児や外国人幼児などの外国につながる子ども等、特別な支援が必要な子どもの保育需要も増加しています。

幼稚園においても、パート等の就労の増加や家族の病気、通院、学校行事等の理由により正規の保育時間を延長する預かり保育の要望が増えています。

このため、保育所等での一時預かり、幼稚園の預かり保育や、育児相談をすることのできる施設など、共働き家庭、在宅育児家庭、ひとり親家庭など、それぞれのニーズに対応した多様な子育て支援サービスの充実を図る必要があります。

(目標の設定)

目標項目	現状 (基準年度)	目標 (R6年度)
延長保育実施か所数	1,013 か所 (H30年度)	●か所
一時預かり事業実施か所数	500 か所 (H30年度)	●か所
休日保育実施か所数	38 か所 (H30年度)	●か所
病児保育事業実施か所数	179 か所 (H30年度)	●か所
小規模保育事業所定員数	5,002 人 (H31.4.1)	●人
ファミリー・サポート・センター設置 市町村数	32 市町村 (H30年度)	増加を目指します
地域子育て支援拠点設置数	324 か所 (H30年度)	●か所
利用者支援事業実施数	115 か所 (H30年度)	●か所

※数値は、集計中

【施策の方向と具体策】

- 1 延長保育や病児保育など多様な保育ニーズへ対応した取組を支援します。
 - ① 保護者の急用や、育児等に伴う心理的・身体的負担の解消のため、緊急・一時的に保育が必要な児童を保育所や幼稚園等で預かる一時預かり事業を推進します。
 - ② 障害児や医療的ケア児が、保育所等の利用を希望する場合に、受入れが可能となるよう、保育所等の体制の整備を支援します。

- ③ 子どもが病気の際、保護者の就労等により自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において一時的に預かる病児保育事業を推進します。
 - ④ 子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となり、保育所までの送迎や時間外の預かり、保護者の病気等のときに助け合う会員組織のファミリー・サポート・センター事業を推進します。
- 2 子育て家庭間の交流や育児相談などを行う地域子育て支援拠点施設等の充実を図ります。
- ① 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う地域子育て支援拠点事業を推進します。
 - ② 子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する利用者支援事業を推進します。
- 3 幼稚園における預かり保育や育児相談、地域の親子等が集う交流の場を提供するなど、子育て支援の充実を図ります。
- ① 地域の実情に合わせた保育サービスを提供できるよう、保育環境の充実を図ります。
 - ② 幼稚園が地域における子育て支援の拠点となるよう、幼稚園への助成の充実を図ります。

事業名	事業の内容(担当課)
地域子ども・子育て支援事業	市町村が実施する「地域子ども・子育て支援事業」の促進を図る。 ・利用者支援事業 ・延長保育事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 等 (児童家庭課・子育て支援課)
預かり保育推進事業	年間を通じて継続的に預かり保育を実施する学校法人立幼稚園等に対して補助する。 (学事課)
療育支援コーディネーターの配置(再掲)	療育支援に関するケースを管理し、行政から民間までの医療・福祉・教育等関連機関の連携を調整する「療育支援コーディネーター」の設置を、圏域または市町村ごとを目安に推進する。 (障害福祉事業課)
障害児等療育支援事業(再掲)	障害児(者)施設等の有する機能を活用し、在宅障害児等に早期診断、適切な治療や訓練を実施し、また、在宅障害児等やその家族に対して適切な相談支援を実施することにより、障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図り、地域生活における療育、相談支援体制の充実及び、在宅障害児等やその家族の福祉の向上を図る。 (障害福祉事業課)

<p>小児等在宅医療連携拠点事業（再掲）</p>	<p>重症心身障害児及び医療的ケアが必要な障害児とその家族への在宅支援の強化を図るため、訪問看護師等の育成や相談支援専門員の育成を行う。また、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を促進するとともに、地域における関係機関の連携調整を行うための体制の整備等を協議する。 (障害福祉事業課)</p>
<p>特別支援教育経費補助事業（再掲）</p>	<p>私立幼稚園が障害のある幼児を受け入れるために行う補助教員の配置、設備整備、研修受講等の経費に対して補助する。 (学事課)</p>
<p>早期の教育相談支援体制の整備（再掲）</p>	<p>障害のある子供への一貫した教育相談と支援体制を充実させるため、関係機関による地域の相談支援ネットワークの整備を支援する。また、支援が必要な就学前の幼児に対する「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成に関し、特別支援学校が協力を行うなど、適切な就学の支援を行う。 (教育庁特別支援教育課)</p>
<p>保育士配置改善事業（再掲）</p>	<p>(障害児を受け入れるため) 基準を上回る保育士を配置している施設に対し、財政支援を行う。 (子育て支援課)</p>
<p>医療的ケア児保育支援モデル事業（再掲）</p>	<p>保育所等において医療的ケア児の受入れを促進するため、市町村が看護師等を保育所に配置する経費や研修受講支援等受入体制を整備するための費用に対し補助する。 (子育て支援課)</p>
<p>子育て支援活動推進事業</p>	<p>子育て支援を目的として、教育相談事業や園庭開放など幼稚園の施設や教育機能を広く地域に開放することを積極的に推進する学校法人立幼稚園等に対して助成する。 (学事課)</p>

Ⅲ-8-④ 小学生の放課後対応の充実

【現状と課題】

1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

共働き家庭が子どもの小学校入学とともに、保育所に代わる預け先がなくなり、仕事を続けられなくなる、いわゆる「小1の壁」が問題となっています。

放課後児童クラブはこうした子どもの受け皿として県内全ての市町村で設置運営され、その数は年々増加傾向にあります。待機児童数は依然として多い状況です。

放課後児童クラブは、保護者が安心して就労等ができるように支援する施設であるとともに、遊びや生活を通じた児童のさまざまな交流や助け合いなどにより、子どもの健全な成長・発達を保障し、その自立を支援する大切な場所です。

放課後児童クラブの受入れ定員増を図っていくための施設整備と人材の確保に加え、放課後児童支援員の研修を通して資質の向上を図り、量と質の両面からの充実を図ることが必要です。

2 放課後子供教室

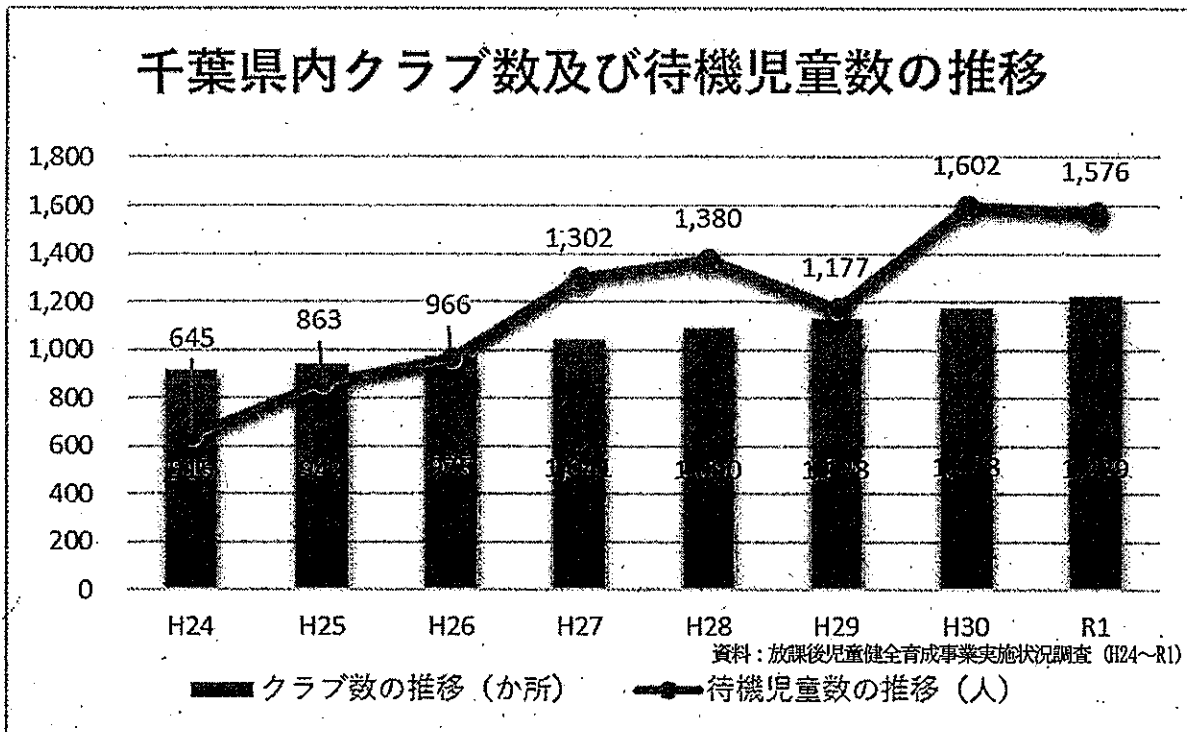
共働き家庭の子どもに限らず、放課後を安心・安全に過ごすことのできる居場所の確保は、全ての子どもにとって重要です。地域の方々の参画を得て、子どもが学習やスポーツ、文化芸術活動に参加することのできる「放課後子供教室」の取組は、子どもの社会性、人間性を培うと同時に、地域住民とのつながりを深めることにも役立ちます。

3 新・放課後子ども総合プランの推進

「小1の壁」を打破し、待機児童を解消するため、国は、平成27年度から「放課後子ども総合プラン」、さらに平成30年度からは「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブの整備を進めています。

また、この新プランでは、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験、活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等の推進が求められています。

(関連データ)



放課後児童クラブの利用見込み数 (毎年5月1日現在)

	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
利用見込み数 (人)	●●	●●	●●	●●	●●	●●
利用可能数 (人)	●●	●●	●●	●●	●●	●●
放課後児童クラブ数 (か所) ※1	●●	●●	●●	●●	●●	●●
一体的又は連携による放課後 児童クラブ及び放課後子供教 室 (か所)	●●	●●	●●	●●	●●	●●
放課後児童支援員 (人)	●●	●●	●●	●●	●●	●●

※ 数値は集計中

※1 放課後児童健全育成事業の補助対象クラブのみ

県における研修計画

	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
放課後児童支援員認定資格研修実施回数(回) ※2	13	10	5	5	5	5
放課後児童支援員等資質向上研修実施回数(回) ※3	3	4	4	4	4	4

※数値は、現時点 (R1. 12. 1) の暫定値 (今後、変更)

※研修実施回数の考え方

※2 1回あたり定員 100人

※3 1回あたり定員 350人程度、放課後児童支援員3年に1回受講を想定

(目標の設定)

目標項目	現状 (基準年度)	目標 (R6年度)
放課後児童健全育成事業の補助対象クラブ数	1,377か所 (H30年度)	●●か所
放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数 (待機児童数)	1,602人 (R元 5. 1)	解消を目指します
放課後児童支援員認定資格研修修了者数	3,482人 (H30年度までの 累計)	●●人 (R1~R6累計)
放課後児童支援員等資質向上研修修了者数	1,151人 (H30年度)	●●人
放課後子供教室がカバーする小学校の割合	39.7% (H30年度)	増加を目指します

※数値は、現時点 (R1. 12. 1) のものであり、今後変更

【施策の方向と具体策】

1. 放課後児童クラブの設置を促進し、児童の健全育成を図ります。

- ① 待機児童の解消を図るため、放課後児童クラブの新規開設を促進するとともに、大規模クラブの規模の適正化を図るためクラブの分割や小学校の余裕教室の積極的な利用を促進します。
- ② 市町村と連携し、保護者のニーズに応じて、障害児を含め、必要な全ての子どもが利用できるよう放課後児童クラブの整備を促進します。

- ③ 利用者のニーズに柔軟に対応し、開設時間の延長等、放課後児童クラブを利用しやすくするため運営体制の拡充を支援します。
 - ④ 放課後児童支援員の資質と専門性の向上及び勤続年数や研修履修実績等に応じた処遇改善を支援します。
- 2 放課後児童支援員となるための認定資格研修を実施し、人材の確保、保育の質の向上を図ります。
放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事しようとする者に対し放課後児童支援員認定資格研修を行い、人材の確保を図ります。
- 3 放課後児童支援員等資質向上研修を実施し、資質の向上、必要な知識及び技術の修得を図ります。
放課後児童支援員、放課後児童クラブや、放課後子供教室で従事する者、行政担当者等に対し、地域の実情に応じた研修を実施し、資質の向上並びに必要な知識及び技術の修得を図ります。
なお、研修内容は、市町村ニーズを踏まえ、毎年度、見直しを行いますが、特別な配慮を必要とする児童への対応に関する研修は、必ず実施します。
- 4 放課後子供教室を推進します。
全ての子どもの安心・安全な活動拠点（居場所）づくりのため、小学校の余裕教室等を活用し、地域住民の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流等に取り組む放課後子供教室を市町村と連携して推進します。
- 5 「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、市町村が「放課後児童健全育成事業」と「放課後子供教室推進事業」を一体的あるいは連携して進める取組を支援します。
「新・放課後子ども総合プラン」の推進に向けて「地域学校協働活動推進委員会」を設置し、放課後子供教室と放課後児童クラブを一体的あるいは連携して進める取組など、放課後対策の総合的な在り方について検討します。

事業名	事業の内容(担当課)
放課後児童クラブ整備事業	市町村、社会福祉法人等が行う放課後児童クラブの整備（創設・改築・大規模修繕等）に対し補助を行う。（子育て支援課）
放課後子ども環境整備事業	市町村等が、放課後児童健全育成事業を新たに実施するために行う小学校の余裕教室等の施設改修、設備の整備等に係る経費に対し補助を行うとともに、障害のある子どもを受け入れるために必要な改修設備の整備等に係る経費に対し補助を行う。（子育て支援課）

<p>放課後児童健全育成事業</p>	<p>小学校に就学している児童（特別支援学校の小学部の児童を含む）であって、保護者が労働等により昼間家庭にいない者に、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図るため、市町村が実施する事業又は助成する事業に補助を行う。 (子育て支援課)</p>
<p>放課後児童クラブ支援事業</p>	<p>市町村が実施する放課後児童クラブにおいて、障害児受入のための放課後児童支援員等の配置、民間アパート等を活用した放課後児童クラブの設置、放課後児童クラブまでの送迎に係る燃料費等の経費に対し補助を行う。 (子育て支援課)</p>
<p>放課後児童クラブにおける障害児受入推進事業 (再掲)</p>	<p>放課後児童クラブにおいて、昼間労働等により保護者が家庭にいない障害のある子どもの受け入れを推進するため、専門的知識等を有する放課後児童支援員等の配置に対し補助する。 (子育て支援課)</p>
<p>放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業</p>	<p>放課後児童支援員の経験年数等に応じた処遇改善に必要な経費に対し補助を行う。 (子育て支援課)</p>
<p>放課後児童支援員認定資格研修事業</p>	<p>放課後児童支援員となるための認定研修を実施する。(子育て支援課)</p>
<p>放課後児童支援員等資質向上研修事業</p>	<p>放課後児童支援員、放課後児童補助員、放課後子供教室で従事する者、行政担当者等を対象に地域の実情に応じた研修を実施する。 (子育て支援課)</p>
<p>放課後子供教室推進事業</p>	<p>子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域住民等の参画を得て、放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用し、全ての児童を対象として、学習や体験・地域住民との交流活動などを提供する放課後子供教室の設置・運営に関する経費に対して助成する。また、放課後児童クラブとの一体的な実施及び運営のための指導スタッフ等の研修会を年7回程度実施する。 (教育庁生涯学習課)</p>

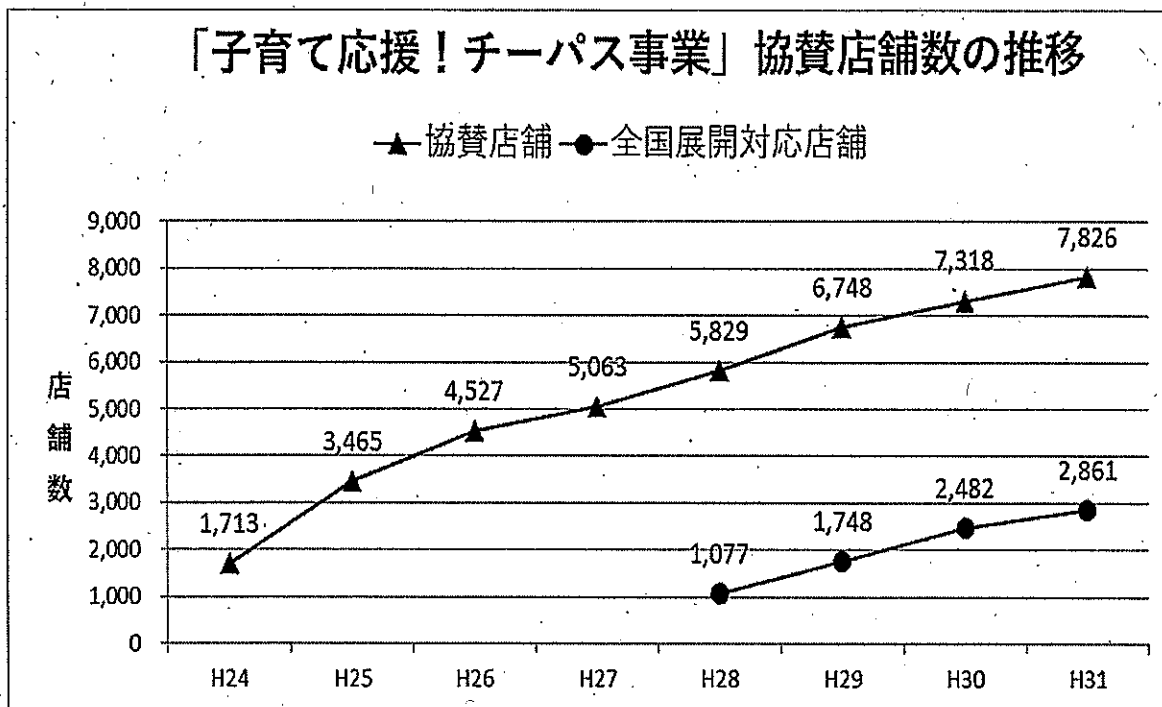
Ⅲ-8-⑤ 企業参画による子育て支援

【現状と課題】

子育て家庭を孤立させることなく、安心して子育てができる環境を整備するためには、地域社会や社会福祉法人、NPO法人、企業などの民間団体の力を積極的に活用し、地域全体での子育てを支援する体制整備を進めていくことが重要です。

さらに、地域における子育て支援の担い手として、小売業やサービス業などの企業や商店にも子育て支援に積極的な参加などを推進し、県民全体で子育てを支援する気運の醸成が重要です。

(関連データ)



千葉県子育て支援課集計

※H24は7月2日時点、その他は4月1日時点

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年度)	目標(R6年度)
「子育て応援！チーパス事業」 協賛店舗数	7,826店 (H31.4.1)	8,500店 (R7.4.1)

【施策の方向と具体策】

- 1 企業参画型子育て支援事業（子育て応援！チーパス事業や「チーバくん」を活用した子育て応援事業）を推進します。
 - ① 子育て家庭の経済的負担の軽減と、社会全体で子育て家庭を応援する気運の醸成を図るため、子育て家庭への企業の優待サービスの提供を内容とした「子育て応援！チーパス事業」を実施します。
 - ② 県が行う子育て施策への協賛を目的として、事業者が専用デザインの「チーバくん」を活用して行う取組に対し承認等を行うことによって、県の子育て施策の推進を図ります。

事業名	事業の内容(担当課)
子育て応援！チーパス事業	子育て世帯に対し、協賛店で提示すると、割引等様々なサービスを受けられる優待カード「チーパス」を配布し、社会全体で子育て家庭を応援する気運の醸成を図る。 (子育て支援課)
「チーバくん」を活用した子育て応援事業	県が行う子育て施策への協賛を目的として、事業者が専用デザインの「チーバくん」を活用し、商品の売上げ等の一部を協賛金としていただく制度。協賛金は、子育て応援の事業に活用する。(子育て支援課)

Ⅲ-9-① 安心して子育てできる環境の整備**【現状と課題】****1 居住環境の整備の推進**

子育て世帯にとって、子育てに必要な部屋数や広さがあり、そして子どもの特徴や動きに適した良質な住宅を持つことは、費用負担の面などから容易なことではありません。子育て世帯が住みなれた地域・環境の中で、安心して住宅を確保することが可能となるような仕組みづくりが必要です。

また、その基盤となるまちづくりにおいては、教育・保育施設、公園、遊び場等の子育て支援施設が整備されるとともに、安心、安全に生活できるユニバーサルなまちづくりが求められています。

2 バリアフリー化の推進

県が実施した子育てアンケートでは、「道路の段差が多く、ベビーカーが利用しづらい」という意見をはじめ、子育てバリアフリーの推進を求める声が数多くありました。

こうしたバリアフリー化の推進においては、個々の施設等のバリアフリー化に終わることなく、それぞれが連続的に繋がり、点から線へ、さらに面へと広がり、子どもや子育て中の親たちが、それらのバリアフリー化された施設・設備を積極的に活用し、行動の自由度、心地よさを高めるよう配慮することが必要です。

3 自然や景観の次世代への承継

子どもが、豊かな自然、美しい景観に囲まれ、これらにふれあいながら成長していくことは、重要なことであり、豊かな自然、美しい景観の保全、再生を図り、将来を支える次世代に良好な環境を継承していく必要があります。

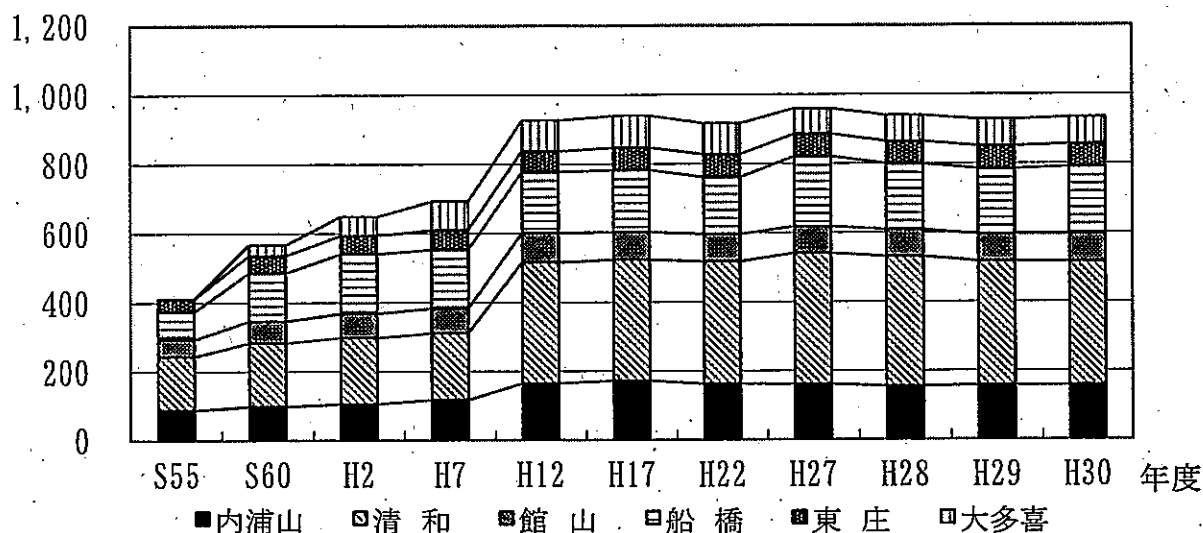
4 自然や文化とのふれあい

里山や森林は豊かな自然環境を提供するだけでなく、地球温暖化の防止や生物多様性の保全等の多面的機能を有していますが、人口減少や高齢化の進展により、里山や森林の荒廃が進み、都市では貴重な樹林地が減少し、子どもが体験できる自然が少なくなっています。その為、都市と農山漁村の交流のしくみづくりや地域づくりの一環として、多様な人々が参加した里山や森林等を含む緑の再生活動や再生した緑を地域資源として活用する取り組みが重要です。

また、子どもの頃から自然にふれることは、生命の大切さや自然の摂理を理解する上でも重要です。県民の森のように、千葉県の魅力ある自然や文化について、体験を通して学ぶことができる場が求められています。

(関連データ)

「県民の森」利用者数(千人)



資料：千葉県森林課「千葉県森林・林業統計書」(平成30年度)

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年度)	目標(R6年度)
ちばバリアフリーマップ掲載施設数	1,930 施設 (R元年度見込み)	2,180 施設
子どもを生き育てやすいと感じる家庭の割合(子育て環境に対する満足度)	79.2% (H30年度)	80.0%以上
子育てを楽しんでいると感じる家庭の割合(子育てに負担感を持つ家庭の割合)	72.9% (H30年度)	80.0%

【施策の方向と具体策】

- 1 全ての世帯が、安全で、安心でき、ゆとりある住居を確保できるよう支援します。
 - ① 経済的負担が大きい子育て世帯が安心して住宅を確保できるよう、低廉な家賃の公的賃貸住宅の供給促進に努めます。
 - ② 住宅に関する情報を広く提供し、子どもの特徴等に適した住宅を探しやすくします。

- 2 子育て、子どものためのまちづくりを推進します。
 - ① ユニバーサルなまちづくりを推進します。
 - ② 市町村と連携を図りながら保育所や学校等の耐震化を推進します。

- 3 バリアフリー化等の取組を推進します。
 - ① 学校、公民館、公園などの公共施設、公共交通機関のバリアフリー化を推進します。
 - ② 歩道、自転車歩行者道の整備を進めるとともに、既に整備された歩道等について、バリアフリー化等を図ります。

- ③ 安全な通学路の整備を推進します。
 - ④ 生活道路における通過車両の進入速度の規制や大型車両の通行禁止など、安全な歩行空間を確保します。
 - ⑤ 歩行者と車両の通行を分離する歩車分離式信号整備を推進します。
 - ⑥ 各種バリアフリー施設の情報提供を充実します。
- 4 自然環境・景観の保全・再生を推進します。
- ① 水辺空間の保全、再生を推進します。
 - ② 景観形成について、地域特性に応じた市町村の取組を支援します。
- 5 里山や森林の保全・整備・活用の促進を図ります。
- ① 里山の保全や森林の再生を図るため、地域住民や企業、市民活動団体等による森林整備活動を促進します。
 - ② 里山や森林の利活用について普及啓発を行います。
 - ③ 緑に関する学習活動やレクリエーションを通じ、自然に親しみ緑を大切にする心を育てることを目的とした「みどりの少年団」の結成及び育成を支援します。
- 6 自然とふれる機会を県民に提供していきます。
- ① 自然に関する観察会等の体験活動を通じた学習支援を行い、千葉の自然と文化について楽しみながら学ぶ機会を提供します。
 - ② 県民の森指定管理者と協力し、自然や樹木を利用したイベントの開催を推進します。
 - ③ 県民の森指定管理者との連絡調整を密にし、効率的に施設の維持管理を行います。
- 7 子どもが地域の文化や伝統を理解し、豊かな情報や人間性などを身に付けるために、文化芸術とふれあう機会の確保に努めます。
- ① 子どもたちが体験の中から地域の文化を学べるような機会をつくります。
 - ② 子どもたちが文化芸術を鑑賞し、参加し、創造できる環境を整備するとともに、自然や歴史の中で培われてきた伝統文化にふれる機会を充実します。
 - ③ 文化財保護や文化芸術活動等を通じて、「ちば文化」を創造していくことに努めます。

事業名	事業の内容(担当課)
公営住宅等の整備推進	住宅に困窮する低額所得者等に対し、低廉な家賃の賃貸住宅を供給することにより、生活の安定と福祉の増進を図る。 また、公営住宅の建替え等の際に、余剰地を活用して保育所等の整備を行うなど、子育てしやすい居住環境形成に努める。(住宅課)
県営住宅における子育て世帯・多子世帯の優遇措置	子育て世帯の入居資格について緩和するとともに、多子世帯については、入居抽選時に一般世帯より当選確率が高くなるよう配慮する。(住宅課)
住宅セーフティネット制度	高齢者・障害者・外国人・子育て世帯等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、住宅の登録及び居住支援法人の指定、あんしん賃貸協力店の登録を行い、情報提供を行う。(住宅課)
住宅に関する情報提供の推進	「住まい情報プラザ」において、公的賃貸住宅等の募集案内や住まいに関する専門相談窓口等の情報提供を行う。(住宅課)
建築物におけるユニバーサルデザインの推進	県民一人ひとりが快適で、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めるため、「千葉県建築物ユニバーサルデザイン整備指針」を活用した普及啓発、ユニバーサルデザインに配慮した建築物の表彰や事例の情報提供等を行う。(建築指導課)
保育所等の耐震化の推進	私立保育所等の改築や大規模修繕による耐震化整備費に対して助成し、保育所の耐震化整備を促進する。(子育て支援課)
公共交通機関等のバリアフリー化の推進	妊産婦、高齢者、障害者等誰もが安心して安全に公共交通機関を利用できるよう鉄道やバス等の環境整備を支援する。(交通計画課)
福祉のまちづくりの推進	千葉県福祉のまちづくり条例に基づき、公益的施設等の整備基準適合への指導を行うとともに、整備基準に適合した施設等へ適合証を交付する。(健康福祉指導課、建築指導課)
歩道及び自転車歩行者道の整備と電線類の地中化の推進	歩行者の安全を確保するため、歩道や自転車歩行者道を必要に応じて整備する。歩道の整備にあたっては、歩道と車道の段差を縮小する等、バリアフリー新法に対応した施工を実施する。 また、歩道等における歩行の障害となる電線類を地中化することによりバリアフリー化された歩行空間の確保を推進する。(道路環境課)
ちばバリアフリーマップの充実	高齢者や障害者等が外出時に安心して様々な活動に参加できるように、公共的施設などのバリアフリー情報を掲載した「ちばバリアフリーマップ」の充実を図る。(健康福祉指導課)

河川環境の整備と保全の推進	河川・湖沼などの水質浄化を図るため、流入負荷の削減や自然浄化機能の回復を推進するとともに、多自然川づくりの実施により、多様な生物を育み潤いのある川づくりを推進する。また、水辺空間や歴史的街並みなど地域の特性を生かした「水と緑のふれあいの場」の創出を推進する。 (河川環境課)
海岸整備の推進	自然と共生し、快適で誰もが憩える海岸環境の保全と創出を図るため、海岸保全施設・海岸環境の整備を推進する。 (河川整備課)
良好な景観形成の推進	良好な景観形成を推進するため、「千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例」に基づき、県民・事業者の関心を高め、積極的な景観づくりへの参加を促進するため景観セミナーを開催するとともに、市町村が主体的に景観形成に取り組めるよう景観行政団体への移行促進や市町村連絡会議における情報提供を行うことにより支援する。 (公園緑地課)
さとやま整備・活用促進事業	森林整備活動を実施する市民活動団体や企業等への支援や親子連れでも参加できる自然体験会等のイベントを開催する。 (森林課)
緑化推進事業	森林環境教育等の活動を実施する「みどりの少年団」の育成を支援することにより、子どもが森林と触れ合う場を設ける。 (森林課)
千葉フィールドミュージアム事業	現場（山・川・海）で自然と文化に直接ふれあい、親しみ、学ぶ機会を提供する博物館活動で、郷土の多様な魅力の再認識につなげるとともに、それを守り育む地域づくりも支援する。 (教育庁文化財課)
県民の森事業	県内6か所に設置した県民の森の自然を提供し、青少年の健全な育成に寄与する。 (森林課)
学校音楽鑑賞教室	次代の文化を担う児童・生徒を対象に、優れた演奏を鑑賞する機会を提供するため、プロオーケストラを学校等に派遣し演奏会を実施する。 (県民生活・文化課)
伝統芸能・洋楽～ふれあい体験事業	伝統芸能及び洋楽についての理解を深めるとともに、一層の普及・振興を図るため、プロの演奏者等を小・中学校に派遣し、鑑賞と楽器の演奏体験を行う。 (県民生活・文化課)

Ⅲ-9-② 子どもを犯罪や事故から守る対策の推進

【現状と課題】

1 犯罪や交通事故の防止

都市化の進展による地域社会の一体感・連帯意識の希薄化、規範意識の低下など、私たちを取り巻く様々な社会や経済情勢の変化を背景に、犯罪や交通事故の被害者となる子どもが後を絶たない状況であり、犯罪は減少しているにもかかわらず、県民の体感治安の改善には至っていません。

犯罪や交通事故を防止し、県民が安心して暮らせる生活空間を回復していくためには、警察に頼るだけでなく、県・市町村、事業者、県民等がそれぞれの役割を適切に分担するとともに、協働して地域の安全対策を講じ、犯罪や交通事故の機会を減らすための環境整備等の施策や、被害に遭わないための施策を推進する必要があります。

また、既存の防犯ボランティアの高齢化に伴う防犯の担い手の不足、共働き家庭の増加に伴う保護者による見守りの困難化、さらには、放課後児童クラブなどで過ごす子どもの増加に伴う下校や帰宅のあり方の多様化を原因として、従来の見守り活動に限界が生じ、地域における子どもを見守る目が減少した結果、「見守りの空白地帯」が生じていることから、これを地域社会全体の課題として捉え是正していく必要があります。

2 交通安全の確保

交通の安全と円滑を図るため、信号機、交通規制標識、道路標示、交通管制機器の効果的な整備が必要です。また、生活道路、通学路等においては、交通事故防止対策、通過交通抑制対策の一環としてゾーン30の整備を推進するほか、関係者と連携を密にした各種安全対策も必要です。このほか、バリアフリーも念頭に置いた歩車分離式信号の整備、信号灯器のLED化等が必要です。

一方、県警で保有する交通安全施設については、約8,400箇所の信号機、約24万本の交通規制標識、約2万2千箇所の横断歩道、交通情報板、交通管制センターなどの老朽化対策が課題となっており(平成30年度末現在)、的確な維持・管理に努めるとともに、中長期的な視点で交通安全施設の整備に努めていくことが必要です。

また、令和元年5月に滋賀県大津市で発生した園児らの死傷事故を受け、国において、保育所や認定こども園周辺の道路の交通安全対策を進めていることから、危険個所への局的対策やキッズゾーンの設定、さらに見守り活動を行ういわゆるキッズガードの配置等具体策の実施について、市町村及び関係機関と連携して取り組むことが必要です。

※通過交通抑制対策とは、抜け道としての利用を抑制する対策です。

※ゾーン30とは、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域(ゾーン)を定めて最高速度30キロメートル毎時の速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策です。

3 交通安全教育

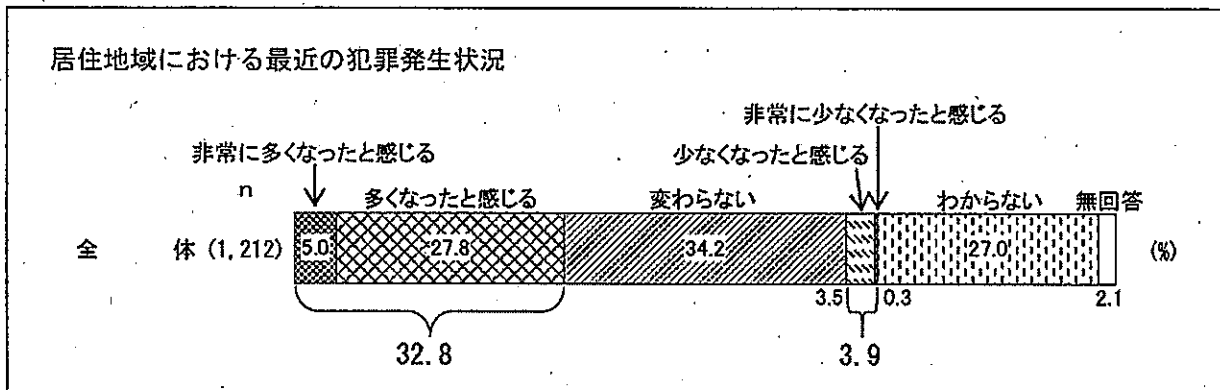
交通安全教育を始めとする各種交通対策を講じてきた結果、近年、負傷者数及び発生件数は減少傾向となっているものの、死者数については下げ止まりの状態となっています。

交通事故から次世代を担う子どものかげがえのない命を社会全体で守るためには、県・市町村、警察、事業者、県民等がそれぞれの役割を適切に分担し、心身の発達段階に応じた交通安全教育、広報啓発活動等の各種施策を推進していく必要があります。

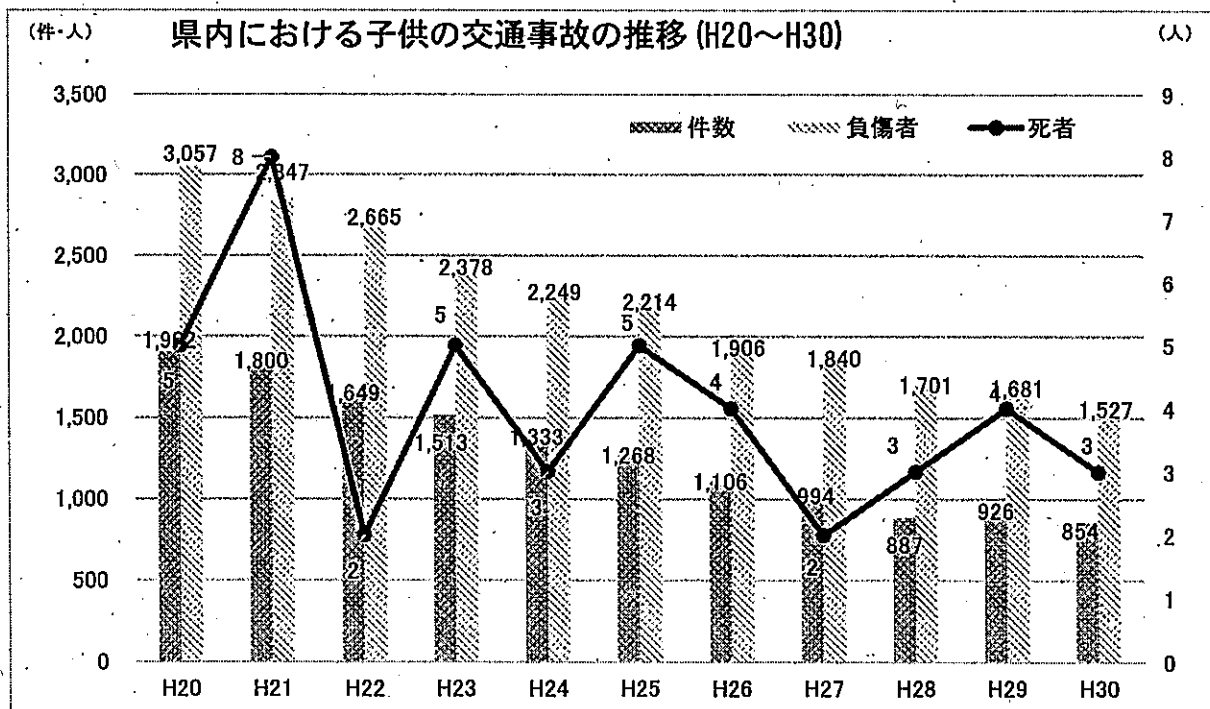
4 少年非行の防止

少年非行の防止には、少年の問題行動を早期に発見して、適切な支援をしていくことが重要であることから、青少年補導員などの地域ボランティア・学校・警察等関係機関が連携し、非行・犯罪防止に向けた取組を一層強化していくことが必要です。

(関連データ)



資料：第57回県政に関する世論調査（平成30年度）



資料：千葉県警察本部交通部交通総務課調べ

(目標の設定)

目標項目	現状 (基準年)	目標 (R6年)
県内児童生徒の交通事故死傷者数	1,905人 (H30年)	検討中

【施策の方向と具体策】

- 1 地域の防犯力の向上を推進します。
 - ① 地域の防犯力を強化し、県民が安心して暮らせる地域づくりを進めるため、防犯ボックス事業への支援を行います。
 - ② 防犯パトロール隊の取組を促進し、また、自主防犯団体が抱える課題について議論し、活性化に向けた方策の提案などを行う交流大会を開催します。
- 2 犯罪の起こりにくい環境整備を推進します。
市町村が行う防犯カメラ設置事業に対する補助を行います。
- 3 地域住民に対する犯罪情報等を積極的に提供します。
 - ① 学校や自治体、地域住民等が会する「地域の連携の場」等において、犯罪等の防止に配慮した環境改善を積極的に働きかけます。
 - ② 多様な担い手による子どもの見守り活動の拡充及び活性化を図ります。
 - ③ 子どもが犯罪の被害に遭わないようにするために防犯講話等を推進します。
 - ④ 学校等とのネットワークを構築し、不審者情報等の情報共有体制の確立を図ります。
- 4 情報を共有し住民が連携することにより、地域の安全確保を推進します。
 - ① 児童生徒の危険予測能力・危険回避能力を育成するための防犯教育を推進します。
 - ② 教職員等に対し、実践的・効果的な交通安全教育や防災教育等を推進します。
- 5 交通の安全と円滑に資する交通安全施設整備等を推進します。
 - ① 信号機、交通管制機器、標識、標示等を整備するとともに、適切に維持管理します。
 - ② 市町村及び関係機関と連携して、保育所等の周辺におけるキッズゾーンの設定及び定着化がなされるよう積極的な推進を図ります。
 - ③ 市町村が行う安全確保の取組を支援します。
- 6 交通安全教育の充実に努めます。
子どもに対して参加・体験・実践型の交通安全教育を実施し、道路に潜む危険性を理解させるほか、学校関係者及び交通ボランティアに対して交通安全教育技法や通学路等における保護・誘導活動要領の指導を行うなど、関係機関が連携して交通安全教育の充実に努めます。

7 スクール・サポーターによる学校支援を推進します。

元警察官などからなるスクール・サポーターの派遣などにより、問題行動生徒への対応に苦慮する学校への支援を始め、非行防止、健全育成及び学校の安全対策に関する各種支援活動を推進します。

8 非行・犯罪防止活動を推進します。

- ① 青少年の非行や犯罪被害の防止など、青少年に対する共通の理解と認識を深めるため、関係機関・団体、地域住民と連携して県下一斉合同パトロールを実施するほか、広報・啓発活動を推進します。
- ② 青少年補導センターにおける青少年補導員活動や、街頭補導活動を推進します。
- ③ 非行防止に対する意識啓発や相談窓口等を記載したリーフレットを小学校5年生及び新中学生の保護者や新高校生全員に配布し、非行の未然防止に取り組みます。

9 青少年にとって有害な環境の浄化

- ① 千葉県青少年健全育成条例に基づき、書店や携帯電話事業者等店舗への立入調査の実施や、有害図書等の指定などにより、青少年にとって良好な環境の整備に努めます。
- ② 青少年補導員が行う有害環境浄化活動や街頭補導活動等に対して支援を行い、地域の社会環境整備を図ります。

事業名	事業の内容(担当課)
防犯ボックス設置の促進	地域の防犯力を強化し、県民が安心して暮らせる地域づくりを進めるため、市町村が主体となり、地域の実情に沿って設置する防犯ボックス事業への支援を行う。 (くらし安全推進課)
自主防犯団体の活動の促進	地域の犯罪抑止に大きな役割を担っている防犯パトロール隊の取組を促進するため、市町村が行うパトロール資機材の支援に補助を行う。また、自主防犯団体が抱える課題について議論し、活性化に向けた方策の提案などを行う交流大会を開催する。 (くらし安全推進課)
防犯に配慮した住宅の普及	「犯罪の防止に配慮した住宅の構造及び設備に関する指針」の普及を図る。 (住宅課)
市町村防犯カメラ等設置事業補助	道路などの生活空間での犯罪を防止するため、市町村が行う防犯カメラ設置事業に対する補助をはじめ、商店街、自治会等による防犯カメラの設置に向けた支援を行う。 (くらし安全推進課)
犯罪情報等の提供	地域住民に対して、犯罪の発生状況や、被害を防止するために必要な防犯情報等を適切に提供し、地域社会における自主的な防犯活動を積極的に支援するとともに、その促進を図る。 (県警生活安全総務課)
「地域の連携の場」における犯罪等の防止に配慮した環境改	学校や自治体、地域住民等が会する「地域の連携の場」等において、通学路や子どもが集合する場所等における、防犯カメラや防犯灯の設置、草木等の植栽管理等、環境面の改善を積極的に働きかけ、子どもの安全

善の促進	確保を図る。 (県警生活安全総務課)
多様な担い手による見守り活動の拡充及び活性化の促進	郵便・新聞配達、運送業者等の多様な業種の事業者が、日常の事業活動を行いながら子どもの見守りを行う「ながら見守り活動」や不審者発見時の速やかな通報を行う等の防犯ネットワークの拡充・活性化を図る。 (県警生活安全総務課)
子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための防犯講話等の推進	学校等と協働した不審者侵入事案の対応訓練、また、子どもに対する被害防止方法にかかる講話を推進し、子どもの自主防犯意識の高揚を図り被害の未然防止を図る。 (県警生活安全総務課)
学校等とのネットワークの構築と不審者情報等の共有体制の確立	学校等と協働し、ファックスやメールなどによる警察と学校・PTA等を結ぶネットワークを構築し、不審者情報等の共有体制の確立を図る。 (県警生活安全総務課)
学校安全教室の開催	教職員等を対象に、最新の防犯知識や技術を中心とした研修を実施し、その資質の向上と防犯意識の高揚を図る。 また、子どもたちの事件・事故・災害等に対する危険予測・回避能力を高めるため、具体的な対応策や「地域安全マップ」づくり等を推進する。 (教育庁学校安全保健課)
交通安全施設整備事業	交通の安全と円滑化を図るため、信号機、交通規制標識、道路表示、交通管制機器の効果的な整備を推進する。 生活道路、通学路等においては、交通事故防止対策、通過交通抑制対策の一環としてゾーン30の整備を推進するほか、バリアフリーも念頭に置いた歩車分離式信号の整備、信号灯器のLED化等を推進する。 (県警交通規制課)
子供たちへの交通安全教育の推進	心身の発達段階に応じた交通安全教育を行うとともに、保護者や地域の関係者等が参加する交通安全教育を推進する。 (くらし安全推進課・教育庁学校安全保健課・県警交通総務課)
スクール・サポーター制度の活用	スクール・サポーターが、問題行動生徒への対応に苦慮する学校への支援をはじめ、非行防止、健全育成及び学校の安全対策に関する各種支援活動を行う。 (県警少年課)
青少年の社会環境づくり事業	青少年健全育成条例に基づき、立入調査の実施、有害図書や有害玩具の指定などにより、青少年に有害な環境の浄化に努める。 (県民生活・文化課)
青少年補導センター事業	青少年の非行を未然に防ぐ直接的な役割を担う、各地域の青少年補導センター及び各補導員活動の充実と活性化のための支援を実施する。 また、青少年補導(委)員大会を開催し、永年従事者の表彰、研修や情報交換等を実施し、青少年健全育成に係る意識や連帯感を高める。 (県民生活・文化課)

Ⅲ-9-③ 情報化社会への対応

【現状と課題】

パソコンやスマートフォンなどの情報通信機器の発達と普及は目覚ましく、「平成30年度青少年のインターネット利用環境実態調査」(内閣府)によると、スマートフォンによるインターネットの利用率は、小学生45.9%、中学生70.6%、高校生97.5%と増加しており、情報収集や情報交換の手段としてだけでなく、子どもたちの重要なコミュニケーション・ツールとなっています。

その一方で、アダルトサイト、出会い系サイト、犯罪や自殺を誘引するサイトなどの青少年有害情報が氾濫しており、スマートフォン等の情報端末を介して、子どもたちが被害者や加害者になる事件や、様々なトラブルに巻き込まれるケースが増加しています。最近では、「リベンジポルノ」⁹や「自画撮り被害」などの増加が問題となっています。

このため、子どもたちが情報モラルを身に付け、情報を適切に取捨選択して活用する能力を育成するとともに、関係機関と情報共有を図り、フィルタリングの普及など子どもたちや保護者への普及啓発を進めることが必要です。

また、スマートフォンの急速な普及に伴い、子どもたちがインターネットの利用時に遭遇しやすい、SNSにおける誹謗中傷、いじめ、個人情報の特定など様々なトラブルが問題となっています。そして、インターネット上には違法情報・有害情報なども氾濫しており、利用者はそれにどう賢く対峙していくべきかが大きな課題となっています。

【施策の方向と具体策】

- 1 スマートフォン・インターネット被害防止対策を推進します。
 - ① ネットパトロール等、インターネットによるいじめ、非行、犯罪等から子どもたちを守るための取り組みを行います。
 - ② 子ども・若者に身近な市町村や学校等に対して、ネットパトロールの実施を働きかけ、地域全体で見守る体制づくりを推進します。
 - ③ インターネット利用に起因する児童買春・児童ポルノ等の児童の性的被害を中心とした福祉犯罪の取締りを推進します。
 - ④ 有害サイトへのアクセス制限機能であるフィルタリングの普及促進に向けた広報啓発活動を推進します。
- 2 インターネット適正利用に向けた広報啓発を行います。
 - ① ネットパトロール等で把握した青少年のネット利用の現状等を踏まえて、児童生徒、保護者、学校関係者を対象に、インターネットの適正利用に関する講演を行います。
 - ② インターネットの適正利用に関するリーフレットを作成し、普及・啓発を図ります。

3 ネット安全教室を実施します。

児童生徒、教職員、保護者等を対象にSNSにおける様々なトラブルの事例とその対応策、フィルタリング、ペアレンタルコントロールの有効性、サイバーパトロール等から得られた最新動向等について、わかりやすく説明することにより、今後もネットリテラシーの醸成を図っていくネット安全教室を進めてまいります。

※ネットリテラシーとは、一般に「ネットワークを正しく利用する能力」との意味合いで使われておりますが、ここでは少し意味を限定して「ネット・トラブルに巻き込まれないための自衛能力」という意味で使っています。

4 情報モラル教育を推進します。

- ① 子どもが情報社会で適切な活動を行うための基になる考え方と態度を身に付けるための情報モラル教育について、子どもの発達段階に応じた指導の充実を図ります。
- ② インターネットを介したいじめやトラブルの防止に資するため、最新の知見と経験、指導・啓発力を備えた外部人材を派遣します。

事業名	事業の内容 (担当課)
青少年ネット被害防止対策事業	子ども・若者をインターネット上の有害情報から守り、いじめ、非行行為、犯罪被害等の防止を図るため、ネットパトロールや啓発活動を実施する。 (県民生活・文化課)
性的被害を中心とした福祉犯罪の取締り強化	インターネット利用に起因する児童買春、児童ポルノ等の児童の性的搾取事犯の取締りを推進する。 (県警少年課)
フィルタリングの普及促進に向けた広報啓発活動	有害サイトへのアクセス制限機能であるフィルタリングの普及促進に向けた広報啓発活動を推進する。 (県警少年課)
サイバー犯罪を抑止するための防犯講話の推進	各種学校、自治体、地域住民等に対して、出前式講話「ネット安全教室」を通じ、インターネットを利用する上での規範意識の向上を図る。 (県警サイバー犯罪対策課)
情報モラル教育研修への講師派遣事業	千葉県いじめ問題対策連絡協議会担当者会議にネットいじめ対策専門部会を設置し、関係機関による情報交換、啓発活動など連携したネットいじめの防止を推進している。教職員が最新の知見と適切な指導方法を身に付け効果的な情報モラル教育を行うことができるよう、地域や校内の教職員研修に講師を派遣する。 (教育児童生徒課)

Ⅲ-9-④ 地域の力を活用した子育て支援の充実

【現状と課題】

1 地域での子育て支援

核家族化や近所との関わりが希薄になっている社会において、子育て中の、特に在宅育児家庭の母親が孤立し、相談相手もいないため育児に関する不安やストレスを抱えがちとなっています。

幼稚園や児童館といった地域内の施設等には地域の子どもの成長、発達を促進する場としての役割、遊びを伝え、広げる場としての役割、保護者が子育ての喜びを共感する場としての役割など様々な役割が求められます。

こういった地域内の施設等を利用しながら、地域で子育てを支援する体制を確立することが課題となっています。

2 地域と学校の連携

地域においては、地域社会の支え合いの希薄化、教育力の低下、家庭の孤立化などの課題があり、学校においては、いじめや不登校、貧困などをはじめ子どもを取り巻く問題が複雑化・困難化しています。こうした状況に社会全体で対応することが求められており、地域と学校がパートナーとして連携・協働するための組織的・継続的な仕組みが必要不可欠となっています。

3 家庭教育の支援

身近な人から子育てを学ぶ機会の減少や、地域とのつながりの変化など、子育てや家庭教育を支える環境が変化し、子育て中の親が孤立し、課題を抱え込んでしまう傾向が強くなっています。こうした中、全ての親が家庭教育を安心して行えるよう、家庭教育の自主性を尊重しつつ、親の学びの機会や発達段階に応じた子育てなどについての情報提供とともに、家庭教育が困難な状況にある家庭に対しての相談対応の充実を図るなど、地域社会が一体となって支援していく必要があります。

また、家庭教育の支援を行う上では、学校、家庭、地域がそれぞれ相互に協力・協働して、子どもの発達にとって必要な取組を工夫し、実践していくことが求められます。

4 多様な主体による青少年育成活動

現在、青少年育成活動は、青少年相談員や青少年補導員などの「制度ボランティア」、ボーイスカウトやガールスカウト、子ども会などの団体、自治会やPTAなど地域や学校で活動している団体、さらには市民活動団体などが担っています。

青少年育成団体の担い手である地域のリーダーたちが高齢化する一方、若年層の減少や団体の認知度の低さなどにより後継者の不足が課題となっており、青少年育成活動の担い手となる人材の育成が課題となっています。

5 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進

子育て世代はもとより、子どもから高齢者まで、また、言語・文化・習慣が異なっている、地域に暮らす全ての人々が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現に向け、地域福祉を推進していくことが求められています。

(目標の設定)

目標項目	現状 (基準年度)	目標 (R6年度)
地域福祉フォーラム設置数	355 か所 (R 元年度見込み)	455 か所
地域学校協働本部がカバーする小中学校の割合	26.8% (H30 年度)	増加を目指します
「全国学力・学習状況調査」において、「家の人と学校の出来事について話をしている」と答えた生徒の割合	74.5% (H30 年度)	増加を目指します

【施策の方向と具体策】

- 1 地域の力を活用し、地域全体で子育てを支援する意識の高揚を図ります。
 - ① 子育て中の全ての家庭が孤立することなく、地域全体で関わり合い、支え合い、安心して子育てができるよう、地域全体で子育てを支援する意識づくりを推進します。
 - ② 幼児期から地域の多様な人との関わり合いを持ちながら子どもも大人も互いにコミュニケーションの仕方を身に付け、それを通じて子どもは地域の宝であることの意識を高めます。
- 2 地域や行政など、様々な人が関わるネットワークづくりを推進します。
親子のたまり場づくりをはじめ、市民の自主的かつ多様な子育て支援活動に対し、活躍の場の提供、あっせん、人材の発掘ネットワーク化など積極的に支援します。
- 3 地域の子育て支援拠点等や教育機関等と連携し、地域の交流の場づくりを推進します。
 - ① 幼稚園等を活用して、子どもや親同士が顔なじみとなる機会を設けます。
 - ② 地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う地域学校協働活動を市町村と連携して推進します。
 - ③ より多くの幅広い地域住民等が地域学校協働活動に参画できるように、その基盤としての地域学校協働本部の設置を市町村と連携して推進します。

④ 全ての子どもの安心・安全な活動拠点（居場所）づくりのため、小学校の余裕教室等を活用し、地域住民の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流等にに取り組む放課後子供教室を市町村と連携して推進します。また、放課後子供教室と放課後児童クラブとの一体化を推進します。

4 家庭・学校・地域が連携して、家庭教育への支援を行います。

- ① 地域性・地域環境を十分考慮しながら、保護者による家庭での教育を支援するため、ウェブサイトや啓発リーフレットなど、子育てに役立つ情報提供の充実を図ります。また、子育てや家庭教育に関する講座など、生涯学習センター等における親の学習機会の充実を図るとともに、関係機関等と連携しながら、子育て中の親を孤立させないサポート体制づくりを進めます。
- ② 学校の入学式や保護者会、企業での社員研修等、様々な機会を捉え、親の学びの大切さについて広く情報を発信するとともに、学校や地域に家庭教育の重要性を啓発する取組の充実を図ります。

5 青少年育成団体等との連携を図ります。

- ① 青少年相談員の資質及び活動意欲の向上を図るため、地域ごとや県全体で実施する研修の充実を図ります。
- ② 市町村民会議と連携を図り、地域における体験活動をはじめとした青少年健全育成活動を推進します。
- ③ 市町村や青少年育成団体等が実施する担い手育成研修等の開催を支援します。

6 地域共生社会の実現に向け地域福祉を推進します。

地域共生社会の実現を目指し、住民、団体、企業、行政など地域の様々な主体がお互いに協力して支え合い、地域社会の課題解決に取り組む「地域福祉」を推進します。

このため、住民ネットワークの構築や地域課題を議論する場づくりを支援するとともに、市民活動団体や企業、学校など、地域に関わる様々な主体が連携・協働して行う地域の課題解決に向けた取組や仕組みづくりを支援します。

事業名	事業の内容(担当課)
地域子育て支援拠点事業(再掲)	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業を実施する市町村に対して補助する。 (子育て支援課)
ファミリー・サポート・センター事業(再掲)	子育てと仕事を両立させるため、保育所の送迎、時間外の保育等の援助を受けたい会員と援助を行いたい会員からなるファミリー・サポート・センター事業を促進する。 (子育て支援課)

<p>子育て支援活動推進事業（再掲）</p>	<p>子育て支援を目的として、教育相談事業や園庭開放など幼稚園の施設や教育機能を広く地域に開放することを積極的に推進する学校法人立幼稚園等に対して助成する。 (学事課)</p>
<p>地域学校協働活動推進事業</p>	<p>未来を担う子どもたちを健やかに育むため、地域と学校が連携・協働して、地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進するため、地域と学校をつなぐ「地域学校協働活動推進員」を配置し、地域の実情に合わせた様々な地域学校協働活動の総合化、ネットワーク化を目指し、組織的で安定的に継続できる「地域学校協働本部」の整備を推進する。 (教育庁生涯学習課)</p>
<p>県立学校における「開かれた学校づくり」推進事業</p>	<p>地域住民や保護者等を委員とした「開かれた学校づくり委員会」または「学校運営協議会」（コミュニティ・スクール）を全ての県立学校に設置し、学校の自己評価をもとに学校関係者評価を行い、学校運営上の課題を解決する方策等を検討するなど、安全・安心で信頼される学校及び地域に貢献し地域ネットワークの核となる学校づくりを推進する。 (教育庁生涯学習課)</p>
<p>「学校を核とした県内1000か所ミニ集会」の実施</p>	<p>県内の公立小・中・義務・高・特別支援学校が、地域に開かれた学校づくりや地域コミュニティの構築を図るため、学校と地域住民員等が学校・家庭・地域の様々な教育課題について、本音で語り合うミニ集会を開催する。 (教育庁生涯学習課)</p>
<p>県立学校の開放の推進</p>	<p>県民の生涯学習・生涯スポーツの機会を提供するため、県立学校施設の開放や県立学校開放講座を行い、学習・スポーツの機会の拡充を図るとともに、県立学校における開かれた学校づくりを進める。 (教育庁生涯学習課・教育庁体育課)</p>
<p>放課後子供教室推進事業（再掲）</p>	<p>子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域住民等の参画を得て、放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用し、全ての児童を対象として、学習や体験・地域住民との交流活動などを提供する放課後子供教室の設置・運営に関する経費に対して助成する。また、放課後児童クラブとの一体的な実施及び運営のための指導スタッフ等の研修会を年7回程度実施する。 (教育庁生涯学習課)</p>
<p>家庭教育支援チーム設置推進事業</p>	<p>少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化などにより、子育て中の保護者が孤立することを防ぐため、地域の多様な人材を活用し、①地域の居場所づくり、②保護者の学びの場の提供、③訪問型家庭教育支援等を行う「家庭教育支援チーム」を設置する市町村を支援する。 (教育庁生涯学習課)</p>

<p>親力アップいきいき子育て広場</p>	<p>家庭教育支援や子育て支援に取り組む課と連携し、子どもの発達段階に応じた生活習慣やしつけなどに関する様々な情報を掲載するウェブサイト「親力アップいきいき子育て広場」の充実により、個々の家庭の親力向上を目指す。また、家庭教育支援に係る各種研修会等で本事業のリーフレットを配布し、活用に向けて周知理解を図る。</p> <p>(教育庁生涯学習課)</p>
<p>企業における家庭教育支援講座</p>	<p>県内企業と連携して、働く父親・母親に向けた家庭教育支援を行うため、社員研修の場を利用した子育て支援講座の働きかけや講座への講師派遣を行う。</p> <p>(教育庁生涯学習課)</p>
<p>多様な主体と連携した青少年健全育成の事業</p>	<p>青少年が自主性と社会性を備え、豊かな教養と広い視野を持ち、未来の社会の担い手として健やかに成長するよう、青少年相談員、青少年育成団体、青少年健全育成市町村民会議、青少年育成指導者等と連携を図りながら青少年の健全育成に関する事業を展開する。</p> <p>(県民生活・文化課)</p>
<p>地域に関わる様々な主体との連携促進</p>	<p>当事者、民生委員・児童委員、ボランティア団体（ボランティア連絡協議会）、社会福祉法人、老人クラブ、保健医療・福祉分野の従事者、里親、医療機関、学校等、その他の福祉分野に限らない様々な地域福祉の担い手が分野横断的なネットワークを構成し、県域や市町村域などの各区域における地域福祉活動をそれぞれの職種の持つノウハウで支援する組織（「地域福祉フォーラム」）の設置を支援する。</p> <p>(健康福祉指導課)</p>
<p>ボランティアの振興</p>	<p>ボランティアリーダー等の養成、ボランティアグループ等の組織化への支援、児童・生徒の福祉活動体験、高齢者のボランティアに対する支援などを推進する。また、いつでも誰でも、ボランティア活動に参加できる体制の整備を構築し、地域に眠るボランティアニーズを掘り起こし、ボランティアと結びつけることで、地域福祉を推進していく。</p> <p>(健康福祉指導課)</p>
<p>分野を越えたネットワークづくりと社会資源の創出</p>	<p>中核地域生活支援センター事業を通じ、市町村をはじめとする公的機関、福祉・医療・司法・教育等の各分野の支援者や支援機関、当事者グループなどの関係者や、関係機関を調整するとともに、互いのネットワークの強化を図る。また、個別支援における課題を地域の課題として取り上げ、関係機関や関係者と問題意識を共有するとともに、新たなサービスや社会資源の創出を促進する。</p> <p>(健康福祉指導課)</p>
<p>コミュニティソーシャルワーカーの育成</p>	<p>地域福祉の推進に向け、ソーシャルワークとコミュニティワークを総合的にコーディネートするコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の育成が必要であり、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などの既存の福祉資源を活用し、知識や技術の普及に努め、CSWの育成を進める。</p> <p>(健康福祉指導課)</p>

<p>外国人総合相談事業</p>	<p>外国人県民が安全で快適な暮らしができるよう、13か国語による相談が可能な相談窓口を設置する。また、弁護士や行政書士による外国人県民向け専門相談も実施する。 (国際課)</p>
<p>外国語による生活情報提供事業</p>	<p>千葉県ホームページの「ちば国際情報ひろば」において、外国人県民向けの情報を8か国語で提供する。また外国人県民向けの生活ガイドブック「ハローちば」(7か国語)を掲載する。 (国際課)</p>

第5章 子ども・子育て支援新制度の推進

1 本章の趣旨

本プランは、子ども・子育て支援法第62条第1項の規定による都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（以下この章において「支援計画」という。）としての性格を持っています。

平成27年度からスタートした「子ども・子育て支援新制度」は、市町村が実施主体として、幼児期の学校教育・保育、子育て支援のニーズを把握し、「子ども・子育て支援事業計画（以下この章において「市町村計画」という。）」を策定の上、保育所・認定こども園・幼稚園などの整備を進めるほか、地域子ども・子育て支援事業などを実施し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うものです。

都道府県は、市町村がこれらの役割を果たすために必要な支援を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を越えた広域的な施策を講じるため、国の定める基本指針*を踏まえ、支援計画を策定しなければならないとされています。

本章は、基本指針で定められている支援計画に記載すべき事項のうち、主に幼児期の教育・保育の提供体制を中心に、第4章に記載のない事項について定めるものです。

*基本指針

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）」

2 県設定区域

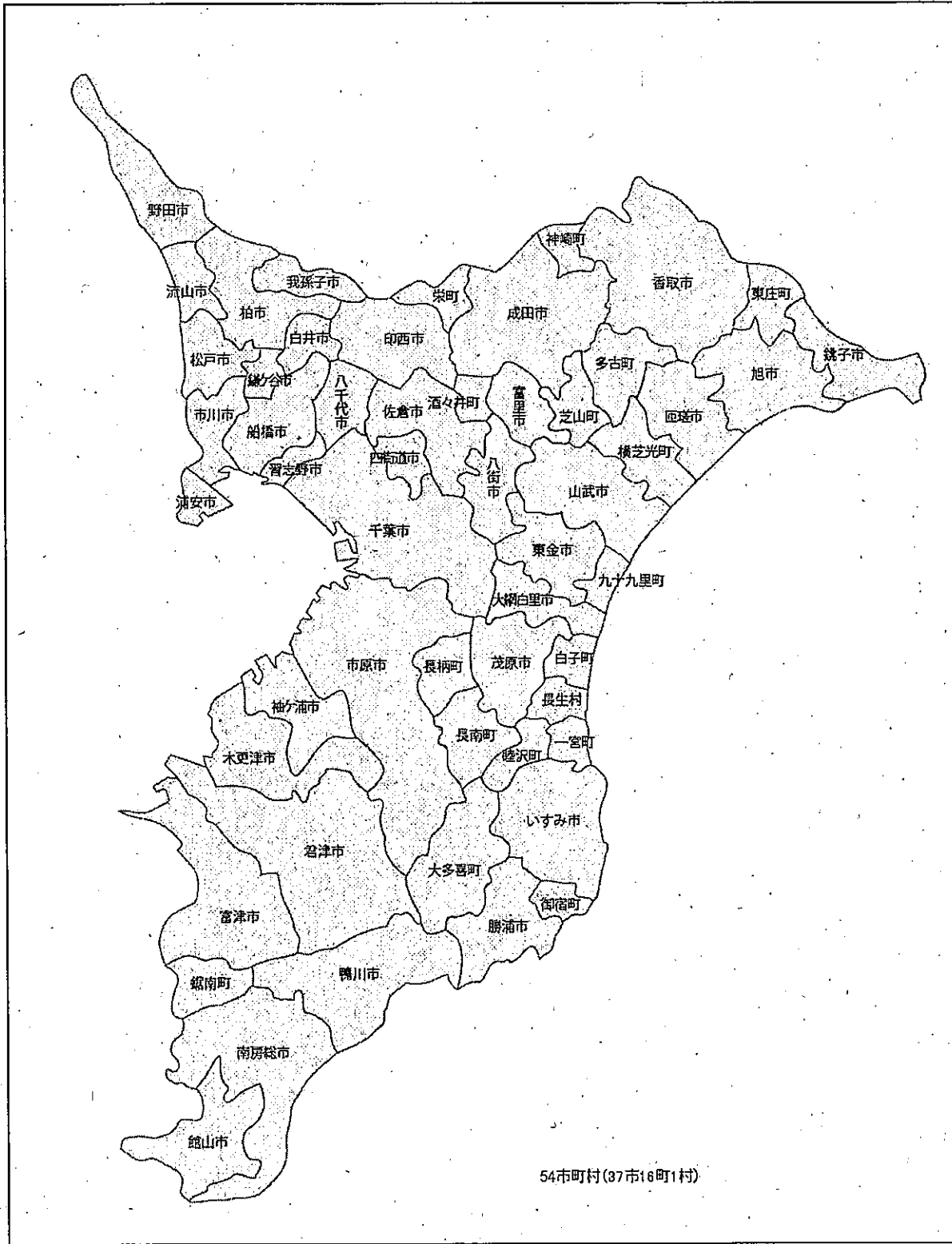
県は支援計画策定に際し、「幼児期の学校教育・保育の需要」と、それに対応する「教育・保育の提供内容や時期」を把握する際の単位（地域）となる「県設定区域」を定める必要があります。

この「県設定区域」については、県内市町村の様々な地域の実情を計画内容に個別に反映させることが容易となること、また、現状の教育・保育施設の他市町村からの児童の受入れ状況等を踏まえ、1市町村を1つの区域とし、県内で54区域を設定します。

なお、「県設定区域」は、教育・保育の需要や提供内容などを把握するための単位（地域）であり、「県設定区域」＝「市町村」を超えた教育・保育施設の利用が制限されるものではありません。

【県設定区域】

1市町村を1つの区域として、県内54区域を設定します。



3 教育・保育の提供体制の確保

本計画では、「幼児期の学校教育・保育の需要」と、それに対応する「教育・保育の提供内容や時期」について、市町村計画の内容を反映の上、県設定区域ごとに別表1（●ページ～●ページ）のとおり定めます。

県全体では次ページ「県内総括表」のとおり、令和2年度末までに（令和3年4月1日時点の）保育所待機児童の解消を図っており、その後も引き続き、需要の伸びに対応した供給の確保により、各年度当初待機児童数ゼロを目指します。

また、幼児教育・保育の無償化の影響や、保護者の就業率が高まる中で、地域の実情に応じて、幼稚園の利用を希望する保護者の子どもの中にも、保育を必要とする者の増加が見込まれることから、それに応じた提供体制を確保できるよう、見込量を定めています。

なお、施設類型別の整備目標数と設置時期については、別表2（●ページ～●ページ）のとおりです。

【保育所待機児童数】

各年4月1日現在(単位:人)

	H31	R2	R3	R4	R5
県合計			0	0	0

【用語等について】

用語	内容
量の見込み	就学前子どものうち、教育・保育を必要とする又は希望する子どもの人数
確保方策	教育・保育を提供する保育所・認定こども園・幼稚園等の施設の定員数
1号認定	満3歳以上の子どもで、教育標準時間認定を受けた場合
2号認定	満3歳以上の子どもで、保育認定を受けた場合
3号認定	満3歳未満の子どもで、保育認定を受けた場合
特定教育・保育施設	認定こども園、保育所、子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園
確認を受けない幼稚園	子ども・子育て支援新制度に移行しない幼稚園
特定地域型保育事業	小規模保育事業、家庭的保育事業、地域枠を設ける事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業
認可外保育施設	いわゆる認可外保育施設のうち、地方自治体が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている施設に限る

1 「幼児期の学校教育・保育の需要」及び「教育・保育の提供内容や時期」について

【県内総括表】

各年4月1日現在(単位:人)

教育・保育の量の見込み及び確保方策		H31	R2	R3	R4	R5	R6
就学前の子どもの教育・保育の量の見込み		0	0	0	0	0	0
教育保育等の確保方策		0	0	0	0	0	0
	特定教育・保育施設	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
1号認定	量の見込み	0	0	0	0	0	0
	確保方策	0	0	0	0	0	0
	特定教育・保育施設	0	0	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0
	今後必要となる定員数(「量の見込み」-「確保方策」)	0	0	0	0	0	0
2号認定(教育ニーズ)	量の見込み(教育ニーズ)	0	0	0	0	0	0
	確保方策	0	0	0	0	0	0
	特定教育・保育施設	0	0	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0
	今後必要となる定員数(「量の見込み」-「確保方策」)	0	0	0	0	0	0
2号認定(保育ニーズ)	量の見込み(保育ニーズ)	0	0	0	0	0	0
	確保方策	0	0	0	0	0	0
	特定教育・保育施設	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
	今後必要となる定員数(「量の見込み」-「確保方策」)	0	0	0	0	0	0
3号認定(0歳児)	量の見込み	0	0	0	0	0	0
	確保方策	0	0	0	0	0	0
	特定教育・保育施設	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
	今後必要となる定員数(「量の見込み」-「確保方策」)	0	0	0	0	0	0
3号認定(1・2歳児)	量の見込み	0	0	0	0	0	0
	確保方策	0	0	0	0	0	0
	特定教育・保育施設	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
	今後必要となる定員数(「量の見込み」-「確保方策」)	0	0	0	0	0	0

※調整中

2 施設類型別 整備目標数と設置時期について

(1) 教育・保育の箇所数・定員数について (県総括一覧表) 現計画P64～P65

(2) 教育・保育の箇所数・定員数について (県総括個別表) 現計画P66～P76

ア 認可保育所

イ 認定こども園

(ア) 4類型合計

(イ) 幼保連携型認定こども園

(ウ) 保育所型認定こども園

(エ) 幼稚園型認定こども園

(オ) 地方裁量型認定こども園

ウ 地域型保育事業所

(ア) 4事業合計

(イ) 小規模保育事業所

(ウ) 家庭的保育事業所

(エ) 事業所内保育事業所

エ 幼稚園

(ア) 公立及び施設型給付を受ける幼稚園

(イ) 私学助成を受ける幼稚園

オ 認可外保育施設

4 認可・認定に関する需給調整

(1) 基本的な考え方

保育所や認定こども園の設置について申請があった場合、認可や認定についての基準を満たすときは、原則として保育所や認定こども園の認可や認定を行います。

ただし、申請のあった施設の所在する「県設定区域」において、就学前の学校教育や保育を提供する施設や事業の「利用定員の合計（供給）」が「必要利用定員総数（需要）」を上回る場合は、需給調整として認可や認定の必要性について検討を行います。

(2) 支援計画に含まれない施設

支援計画において予定されている施設や事業の認可や認定が行われる前に、支援計画に含まれない施設から認可や認定の申請があった場合、一定の要件に該当する場合、需給調整として認可や認定の必要性について検討を行います。

検討に当たっては、国の定める基本指針の考え方を踏まえるとともに、関係市町村の意見や、申請施設の所在する県設定区域における子どもの認定区分ごとの動向などを考慮します。

(3) 認定こども園に移行する幼稚園・保育所

保育所や幼稚園が認定こども園に移行する場合については、各県設定区域における「利用定員の合計」が「必要利用定員総数」に達した後も、設置申請が認可や認定についての基準を満たす場合は、原則として認可・認定を行う方向で検討します。

なお、認定こども園の認可・認定における定員設定に当たっては、地域ニーズの反映状況などについての市町村意見に配慮します。

(4) 特定教育・保育施設に該当しない幼稚園

特定教育・保育施設に該当しない（「確認」を受けない）幼稚園が存在する県設定区域については、特定教育・保育施設に該当しない幼稚園の利用定員の合計を1号利用定員に加えた上で、需給調整の検討を行います。

（注）「確認」制度とは、施設設置者の申請により、市町村長が子どもの認定区分ごとの利用定員を定めた上で、施設が給付費（委託費）の対象となることを「確認」する制度で、「確認」を受けた教育・保育施設が「特定教育・保育施設」となります。

5 教育・保育の一体的な提供とその推進

(1) 認定こども園の普及

県では、認定こども園が幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化などによらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、既存の幼稚園や保育所の認定こども園への移行希望なども踏まえながら、認定こども園の普及に努めていきます。(計画数はP●～P●参照) ※教育・保育の箇所数・定員数について(県総括個別表)

また、新設の認定こども園のみならず、移行を支援するため、教育・保育機能を付加するための増改築費用などについて、国とともに助成を行い、整備を支援します。

【認定こども園関連の補助制度】

	事業名	目的
1	保育所等整備交付金	認定こども園の保育を実施する部分に係る施設整備費用に対して補助を行う。
	安心子ども基金 (保育所整備緊急整備事業)	
2	認定こども園施設整備交付金	認定こども園の教育を実施する部分に係る施設整備費用に対して補助を行う。
3	保育所整備促進事業	上記1の補助に関連して、千葉県単独で別途上乘せ補助を行う。

(2) 保育所・認定こども園・幼稚園と小学校等との連携

幼児期の学校教育や保育から、小学校教育への移行は、大きな環境の変化をもたらします。

平成30年4月適用の保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領、小学校学習指導要領においても、保幼小の円滑な接続を図ることが示されているところです。

そのため県では、保育所、認定こども園、幼稚園と小学校が連携した取組を一層進めるとともに、5歳児の後半及び小学校入学後に必要な期間を設けて、幼児期の教育、保育の充実と小学校での新しい生活に慣れるための取組の推進を行うため、「接続期のカリキュラム千葉県モデルプラン」を作成し、幼児期の教育や保育から小学校教育への円滑な接続を行うための教育課程の在り方等を示しました。

また、幼児期の学校教育や保育と小学校教育との連続性や一貫性を確保し、学校段階間の円滑な移行を図るため、保育所、認定こども園、幼稚園と小学校との合同研究協議、相互交流の開催や幼児と児童との様々な交流活動など、子どもたちが小学校での新しい生活に慣れるための取組を推進します。

(3) 地域型保育事業における連携施設の確保

小規模保育事業を始めとする地域型保育事業は、小規模であることや、原則として3歳未満児を受け入れの対象としていることから、保育所、認定こども園、幼稚園のいずれかが連携施設となり、保育内容などについて支援を行うとともに、卒園後の受け皿の役割を担うことが原則となります。

これらの教育・保育施設が子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担っていることを踏まえ、連携施設を中心に教育・保育施設と地域型保育事業者等との連携や積極的な交流を促していきます。

※地域型保育事業

小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業。なお、居宅訪問型事業については連携施設の確保を要しない。